

御宿町告示第39号

御宿町議会第3回定例会を次のとおり招集する。

平成18年9月4日

御宿町長 井上七郎

記

1. 期 日 平成18年9月13日

1. 場 所 御宿町役場議場

平成18年第3回御宿町議会定例会

議事日程（第1号）

平成18年9月13日（水曜日）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報告第 1号 継続費精算報告書について
- 日程第 4 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(平成18年度御宿町一般会計補正予算第2号)
- 日程第 5 議案第 2号 月の沙漠記念館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 日程第 6 議案第 3号 御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4号 平成18年度御宿町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第 5号 平成18年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第 6号 平成18年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第 7号 平成18年度御宿町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第 8号 平成17年度御宿町水道事業決算の認定について
- 日程第12 議案第 9号 平成17年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 日程第13 議案第10号 平成17年度御宿町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定につい
て
- 日程第14 議案第11号 平成17年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につい
て
- 日程第15 議案第12号 平成17年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 請願第 4号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金
利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制に関する法律」
の改正を求める請願書
- 追加日程第1 発議第1号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金

利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書について

日程第 17 請願第 5 号 「農地・水・環境保全向上対策」に関する請願について

日程第 18 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1 番	石 井 芳 清 君	2 番	松 崎 啓 二 君
4 番	伊 藤 博 明 君	5 番	吉 野 時 二 君
6 番	川 城 達 也 君	7 番	式 田 孝 夫 君
8 番	瀧 口 義 雄 君	9 番	白 鳥 時 忠 君
10 番	小 川 征 君	11 番	中 村 俊六郎 君
12 番	浅 野 玄 航 君	13 番	貝 塚 嘉 軼 君
14 番	新 井 明 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	井 上 七 郎 君	助 役	吉 野 和 美 君
教 育 長	岩 村 實 君	総 務 課 長	吉 野 健 夫 君
企画財政課長	瀧 口 和 廣 君	産業観光課長	藤 原 勇 君
教 育 課 長	田 中 とよ子 君	税務会計課長	木 原 政 吉 君
建設環境課長	井 上 秀 樹 君	住民水道課長	米 本 清 司 君
保健福祉課長	氏 原 憲 二 君	代表監査委員	新 井 和 夫 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	多 賀 孝 雄 君	係 長	市 原 茂 君
---------	-----------	-----	---------

開会の宣告

議長（伊藤博明君） おはようございます。

本日、平成18年第3回定例会が招集されました。

本日の出席者は13人です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

次に、議長の出席要求に対する出席者について報告いたします。執行部のほか、本日は決算認定議案が提出されておりますので、新井和夫代表監査委員に出席いただきました。

これより平成18年9月招集御宿町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

（午前 9時00分）

諸般の報告

議長（伊藤博明君） 監査委員から、例月出納検査の結果報告がありました。

お手元に配付の資料により、ご了承願います。

町長あいさつ

議長（伊藤博明君） 井上町長より、諸般の報告とあわせてあいさつがあります。

井上町長。

町長（井上七郎君） おはようございます。

本日、ここに平成18年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

本定例会に提案いたします案件は、平成17年度の一般会計及び特別会計、歳入歳出決算の認定を初め、平成18年度補正予算案など12議案でございますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

それでは、開会に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

まず初めに、今年の夏は梅雨明けが8月にずれ込み、天候が心配される中、7月31日から8月2日の日程で実施いたしました海と山の子交流事業は、幸いにも天候に恵まれ、議員の皆様方を初め、関係各位のご協力により滞りなく終了することができました。誠にありがとうございます

いました。

梅雨明けとともに開催された8月3日の花火大会を皮切りに、御宿の本格的な夏がスタートしたわけですが、観光客の入り込み状況に関しては、不安定な天候の影響を受け7月の観光客の出足は鈍ったものの、梅雨明けからの猛暑に助けられ開設期間中、海水浴場で対前年比14.1%の増、それに反比例し、大きな台風の来襲もなく海の遊泳状況が比較的安定していたことから海岸への客足が伸びたことに伴い、町営ウォーターパークは前年対比16.3%の減、また、月の沙漠記念館は前年対比5%増との報告を受けております。

不安定な天候は、収穫を控えた農作物への影響を及ぼし、日照不足が原因してか水稻の収穫高にも若干の影響が出ているものと担当課より聞いております。

次に、恒例となりましたビーチバレーボール大会が、8月26日から3日間にわたり1,584名の参加選手による熱戦が繰り広げられました。今後も多くの皆様方に喜ばれ、御宿町のすばらしさを内外に向けてアピールでき、かつ観光客にも親しまれる参加体験型イベントとして継承していくこと、また、そのさらなる充実を図り積極的な観光客誘致へとつなげてまいりたいと考えております。

8月23日の南房総広域水道企業団議会定例会では、平成18年度事業会計補正予算及び平成17年度事業会計決算認定等6議案が可決、承認されました。また、8月25日には夷隅郡市広域市町村圏事務組合定例会が開催され、平成17年度一般会計の決算認定を初め、17年度外房線複線化事業特別会計の決算認定ほか条例案件1件、財産の取得に関する案件2件の計5議案が、いずれも原案どおり可決されました。

さて、今年も台風の季節を迎え、九州地方を初めとする大雨による大規模災害、また近隣での多発する地震災害等、昨今災害を身近なものとの認識に伴い、防災対策への住民の関心はかなり高まりつつあると感じております。そのような中、9月3日に町内10番目の発足となります御宿台区自主防災会と町消防団との合同防災訓練が実施されました。今後も合同訓練を通し、住民の防災意識の高揚と初期防救活動の強化、さらに資機材の使用法の習得、情報収集及び避難誘導等活動体制づくりに努め、地域ぐるみでの防災体制確立を目指してまいります。

以上で、諸般の報告を終わりますが、先に申し上げました12件の議案につきましては、充分なるご審議を賜りまして、ご決定いただきますようお願い申し上げます、冒頭のあいさつといたします。

会議録署名人の指名について

議長（伊藤博明君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第119条の規定により議長より指名いたします。5番、吉野時二君、6番、川城達也君にお願いいたします。

会期の決定について

議長（伊藤博明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の日程は、あらかじめ配付した日程により、本日1日限りにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

報告第1号 継続費精算報告書について

議長（伊藤博明君） 日程第3、報告第1号 継続費精算報告書についてを議題といたします。

井上町長。

町長（井上七郎君） 報告第1号 継続費精算報告書について。

平成16年度に継続費を設定いたしました中学校校舎改築事業が、平成17年度をもって終了をいたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費精算報告書を調製し、本議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より報告をさせます。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 継続費について説明をいたします。

継続費を設定しまして事業を進めておりました御宿中学校校舎改築事業につきまして、事業が完了しましたので既定の継続費の精算報告をさせていただくものでございます。

本事業は、施工業者3社及び管理業者に対する支払金は、全体計画10億6,504万2,000円、支出済額10億6,504万1,250円でその差750円でございます。財源内訳はそれぞれ記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

議長（伊藤博明君） 以上で、報告第1号を終了いたします。

議案第1号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第4、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第1号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、千葉県海区漁業調整委員会委員補欠選挙にかかわる執行経費について、欠員後、早急に事務を進める必要があったことから、平成18年7月26日、地方自治法第179条第1項の規定により一般会計補正予算（第2号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき承認を求めるものです。

補正予算額は、歳入歳出ともに96万9,000円を追加し、補正後の予算総額を27億4,170万5,000円とするものです。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 予算内容につきましては、予算書の3、4ページの事項別明細書で説明いたします。

歳入は、全額県支出金で96万9,000円です。

4ページの歳出は、総務費の選挙費として委員報酬、職員手当、選挙事務費として96万9,000円を計上いたしました。

以上、歳入歳出ともに96万9,000円を追加し、補正後の予算総額を27億4,170万5,000円とするものです。

以上で説明を終わります。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 海区漁業調整委員会選挙についての専決処分ということですが、本案件については、いつ執行をする予定なのか、またはされたのか、状況について説明願います。

議長（伊藤博明君） 吉野総務課長。

総務課長（吉野健夫君） 8月29日に告示をされまして、選挙の期日が9月3日でした。1名が欠員されたわけですが、立候補者も1名ということで選挙はなかったということです。

以上でございます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） わかりました。本日は9月13日でございますので、既に終わった案件であるわけですが、そうしますとこれは予算ということ、当然補正予算の提案ということですが、既に終わったという中では、本日をもってすればこの事業は確定しているというふうに我々は認識するわけですが、予算調整作業の中でどのような検討がされたのかについて答弁いただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 吉野総務課長。

総務課長（吉野健夫君） 確かに9月3日ということで、今日は13日でございますので、もう既に結果的にはわかっていたところでございますけれども、これにつきましてはすべて県費で賄うわけございまして、それに伴う費用につきましては県の方から執行されると。そして、その差額につきましては12月になろうかと思っておりますけれども、減額補正をさせていただくという形をとらせていただきます。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 挙手全員。

よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。

議案第2号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第5、議案第2号 月の沙漠記念館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第2号 月の沙漠記念館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、月の沙漠記念館入館者利用促進を目的に条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） それでは、月の沙漠記念館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

現行の条例は免除規定のみで旅行代理店等の月の沙漠記念館利用の動機付けが必要であり、減免規定を設け弾力的な運営を図ることにより、月の沙漠記念館の利用促進を図りたく条例の一部を改正お願いするものである。

それでは、新旧対照表をお願いいたします。

第7条の見出しの部分を「入館料の減免又は免除」に改め。

第7条中の「入館料等を減免する」を「入館料等を減免し、又は免除する」に改めるものです。

附則として、この条例は平成18年10月1日から施行する。

以上で説明を終了いたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） では、記念館に関する減額の規定を設けたということですが、そもそも今、入館料というのはいかほどになっているのでしょうか。それらについて減額ということですが、どういう内容を一応想定としてはあるのでしょうか。

それから、ツアー会社の方などの利用のきっかけにしたいというようなご提案があったわけですが、これまでも特にこの平成18年度になりましてから、本町の公的施設において、例えば町内のいろいろな民宿でありますとか、そうしたものからの利用を促進させるなどの施策がとられたものというふうに認識しておるわけですが、本日、記念館の条例改正にあたり、そうしたものも多分参考にされたというふうに類推するわけですが、どのように記念館を運営していくか、またこれを含めまして本町における公共施設等の利用促進について

今後どのように考えているか、それらについてお考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 藤原課長。

産業観光課長（藤原 勇君） まず、入館料につきましては、一般については大人が400円、高校生、大学生については300円、小学生、中学生については町外については200円、小中学校の町内については100円ということでございます。また、団体20名以上については大人300円、高校大学生については200円、小中学生については100円ということです。

また、この目的としましては、まず1番目としては旅行代理店等に協力をお願いし、多くの例えばインターネット等による御宿町の月の沙漠記念館の利用を促すなどの啓発を行っていくのをまず今回は目的としております。また、先ほど議員からご指摘のありました町営ウォーターパークにつきましては、本年度試行的にこれは規則で改正ができた関係もございましたので、御宿宿泊業組合の協力の中で割引券等を作成していただき、それをもって一割といいますが回数券程度の割引を行ったということで、その平成18年度のプールの状況としましては、入り込み客数が1万4,730人ほど、そのうちの約1,271人、約8.6%が御宿宿泊業組合の割引券を使ったということです。

また、今後の運営等につきましては、産業観光課で所掌をしているものについては連携をとりながら、またほかの公共施設についてはおのおの関係者と協議するなどして考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第3号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第6、議案第3号 御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条

例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第3号 御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

今回、提案します条例の一部改正は、10月1日に国民健康保険法、各健康保険法施行令が改正されたことに伴い一部負担金及び出産育児一時金の一部を改正するものです。

なお、本条例の一部を改正する条例の制定につきましては、去る8月18日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 米本住民水道課長。

住民水道課長（米本清司君） それでは、お手元の新旧対照表にて説明をいたします。

まず、右側、条例の一部負担金第5条の2各号で負担割合を定めていましたが、左側の新条例案では、国民健康保険法第42条の条文を引用し、給付割合を国民健康保険法と同じ水準とするものです。

なお、本文2条の内容につきましては、旧町条例各号と項目は同じでございます。

次に、第6条の出産育児一時金ですが、法改正と少子化対策の一環として30万円を35万円に増額するものです。

なお、附則といたしまして、平成18年10月1日から施行し、施行前の被保険者の出産に係るものについては従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番、石井です。出産育児一時金が5万円増額になるというような内容と、もう一つは高齢の方に引くということですね、そういう内容かなというふうに思いますが、これをもってどういう効果が期待できるのか、また、今の社会的に問題になっております少子高齢化ですね。特に若い働く世代をどう支援をしていくのかと。昨今も民間の新聞などを見ましたら、沖縄の方でありましょ、離島でありますけれども、非常に出生率が2を超えるというようなことも新聞などで報道されておりますし、国を挙げて今これに取り組んでいる

最中というふうに理解をしているわけでありますが、今日はそういう法令、国の改正に伴う提案というふうに見受けられますが、町はこれも含めまして少子高齢化に対することについて今後どうのように考えていくのか、それについてお伺いをしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 米本課長。

住民水道課長（米本清司君） どういう効果ということなのですが、現在は普通分娩の場合だと1回50万円ぐらいの出産費用がかかるということを聞いております。5万円という金額でございしますが、少しでも助けになればと考えております。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） どういうような効果ということでもありますけれども、平成16年に御宿町では次世代育成支援計画ということを策定しております。この計画の中に策定にあたりましてはアンケート調査の中で、やはり一番の要望とされておりますということで金銭的な助成が多く見受けられるということからしますと、今後はあるというふうに思っています。また、これとあわせて保健福祉の方で事業を実施しております第三子に助成する出産育児祝い金30万円の制度もありますけれども、これらは継続をして実施してまいりたいというふうに考えます。

よろしく申し上げます。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第4号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第7、議案第4号 平成18年度御宿町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第4号 平成18年度御宿町水道事業補正予算（案）第1号の提案理由を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、収益的収入及び支出予算の営業費用416万2,000円の追加をお願いし、水道事業費用の総額を2億8,378万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 米本住民水道課長。

住民水道課長（米本清司君） それでは、2ページの事項別明細書にて説明をいたします。

収益的収入及び支出、営業費用、原水及び受水費の277万7,000円の増額です。これは基本料金の精査によるものでございます。

配水及び給水費の手当につきましては、職員の住居地変更による増額でございます。配水及び給水費の総係費の法定福利費は負担金の精査による増額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 水道会計の補正ということで、給水費の不足というような説明がありまして、今、提案説明の中では精査によるものということなのですが、例えば年度末期、最終定例議会の中で精査するということならわからないわけでもないわけではありますが、広域水道からの受水費だというふうに思うのですね。本町はご承知のとおり、ダムと広域水道の2つを大きな水源として水道が成り立っているというふうに理解しているわけですが、そういう面では足りないのだったら別にダムから水道用水を供給すればいいということに単純にはなろうかというふうに思うのですが、もう少し細かい説明をお願いします。

議長（伊藤博明君） 米本住民水道課長。

住民水道課長（米本清司君） 基本水量等につきましては、広域水道との契約がございます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 277万円プラスの補正なんですね。ですから、また素人的に考えるならば、277万円の水を買う必要ないと言っているのです。水はあるわけですから、100%受水しているのだったら277万円では足りない、だから買うのですよというふうになるのではないかなと思うのです。ですから、その辺のところを説明していただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 米本課長。

住民水道課長（米本清司君） 先ほど申しましたように、基本料金については基本水量というものが決められております。それに基づいて不足分については町の水道が負担をするというお約束になっておりますので、お願いいたします。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 私も百も承知なわけですね。ですから、もう既にこの間は基本水量については変更していないというか、昨年3月で提案を受けまして一定量、要するに大多喜町が新たに受水料を増やしたいという提案がされて、関係各町で協議をされて受水量の変更が行われたというのは承知しております。本年度当初にその計算がなされ、要するに今年3月に当初予算の提案はされたわけですね。その当初予算に提案をされたのは、それが入っているのか入っていないのか。入っていないから、こういう変更が生じたんだということだったら、それはそれでまた理解できる。今、そういう説明一切されておりません。もう一度。確かあのときも私確認したと思うのですけれども、再度それについて確認をしたいと思います。

何度も申しますが、今、課長おっしゃられたとおりだと思いますけれども、計画水量が決められておましてそれを毎年買うということですね、受水料として。それで、今日、決算も出ておりますけれども、要するに水道の運営については受水料満額を町が消費すると、使うと。要するにダムと広域水道の水の使い方については、受水料100%、決算が100%近い、100%の広域水道から受水を受けている計算になっているかと思うのですけれども、そういうことではこれ数値が確定しているわけです。

それから、例えば夏ですね。今年の夏、実際は雨が多かったからダムの量というのは多かったと思うのですけれども、ダムがどうしても枯渇をして、広域化の受水量を計画以上もらわなくてはならないということで受水量を増やしたということもそれは一つあるわけです。多分そういう状況は今回なかったというふうに思うのですけれども。だから、なぜこういうふうになったのかと、どういう理由なのかと。精査するといっても、何回も申しますけれども、そうやってすべて数字で決まってきた話ですから、それについて調整するというのはわかりづらいと思うのです。そういうことなのです。

議長（伊藤博明君） 米本課長。

住民水道課長（米本清司君） 平成18年度当初予算につきましては、基本料金の水量に変更がございまして、それは議員も承知していると考えます。それが1,940立方ということで、その前年まで、平成17年までは2,620立方ですね、そういうことでございます。

支払いの関係につきまして、今年3月末の水量、これが前年の分の2,520立方ということ

で、その差が680立方分の1月分が不足になっているということでございます。差額分は680立方・日分が不足になっております。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決することに決しました。

議案第5号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第8、議案第5号 平成18年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第5号 平成18年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号についての提案理由を申し上げます。

今回、提案します補正予算（案）は、歳入歳出それぞれ5,001万2,000円を追加し、補正後の予算総額を9億8,391万9,000円とさせていただきます。

補正内容につきましては、4月の人事異動に伴う人件費及び老人保健拠出金、介護納付金額の確定、また10月1日より国民健康保険法の改正に伴い、千葉県国民健康保険団体連合会より交付される高額共同事業に保険財政共同安定化事業が増設されることから、交付金及び拠出金の補正をお願いするものです。

なお、補正予算（案）につきましては、去る8月18日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせていただきますので、よろしくご説明申し上げます。

議長（伊藤博明君） 米本住民水道課長。

住民水道課長（米本清司君） それでは、3ページの事項別明細書歳入からご説明いたします。

す。

国庫支出金63万円を追加し、予算現額を2億8,845万8,000円とするものでございます。

内訳ですが、療養給付費等負担金4万8,000円の減、高額医療費共同事業負担金67万8,000円の増、県支出金、高額医療費共同事業負担金67万8,000円を追加し、予算現額を4,649万9,000円とさせていただくものです。国・県負担金はいずれも額の確定によるものでございます。

共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金4,812万4,000円を追加し、予算現額を6,519万9,000円とさせていただきます。これにつきましては、法改正により新設されたもので30万円以上の医療費に対し国保連合会より交付をされるものでございます。

4ページをお願いいたします。

繰入金、一般会計繰入金69万9,000円を減額し、予算現額を5,057万3,000円とさせていただきます。繰越金、その他繰越金127万9,000円を追加し、予算現額を2,427万9,000円とするものです。

次に、5ページ、歳出についてご説明いたします。

総務費69万9,000円を減額し、予算現額を1,417万3,000円とさせていただきます。これは4月の人事異動による一般管理費の給与、職員手当、共済費の減額でございます。

老人保健拠出金6万2,000円を追加し、予算現額を1億7,968万7,000円とさせていただきます。内訳ですが、老人保健医療費拠出金6万1,000円の増、老人保健事務費拠出金の1,000円の増でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

介護納付金18万9,000円を減額し、予算現額6,922万7,000円とさせていただきます。老人保健拠出金、介護納付金につきましては、額の確定による補正でございます。

共同事業拠出金は5,083万8,000円を追加し、予算現額を7,438万4,000円とさせていただきます。内訳ですが、高額医療費拠出金271万4,000円の増、保健財政共同安定化事業拠出金の4,812万4,000円を計上し、いずれも国保連合会に拠出するもので、金額は概算請求分となっております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(伊藤博明君) 全員挙手。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第6号の上程、説明、質疑、採決

議長(伊藤博明君) 日程第9、議案第6号 平成18年度御宿町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長(井上七郎君) ただいま議題となりました議案第6号 平成18年度御宿町介護保険特別会計補正予算(案)第1号についての提案理由を申し上げます。

今回、提案いたします補正予算(案)は、補正額555万3,000円を追加し、予算総額歳入歳出それぞれを5億3,332万円とさせていただくものです。

主な内容につきましては、平成17年度介護給付費の確定に伴う国・県への負担金返還及び支払い基金町分担金の追加交付、また平成17年10月に改正された高額介護サービス費の増額補正をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

議長(伊藤博明君) 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長(氏原憲二君) それでは、3ページの事項別明細書でご説明を申し上げます。

初めに歳入ですが、支払基金交付金の296万3,000円の増額は、平成17年度介護給付費確定に伴う支払基金交付金、負担割合32%分の精算額であります。

繰入金、一般会計繰入金165万6,000円の増額は、内訳として介護給付費等繰入金141万7,000円の増額、平成17年度介護給付費等の確定に伴う町負担12.5%分の精算額とその他一般会計繰入金23万9,000円の増額は、介護保険事業事務費分の増額によるものであります。

基金繰入金204万9,000円の減額は、平成17年度介護保険給付費確定に伴う支払い基金と一般会計給付費負担金の追加交付等による充当財源の補正であります。

4ページ、繰越金の298万3,000円の増額につきましては前年度の繰越金であります。

以上、歳入の補正額555万3,000円を追加し、歳入総額を5億3,332万円とさせていただくのであります。

次に、5ページの歳出ですが、総務費、総務管理費、一般管理費52万円の増額は、給料、職員手当、共済費は保健師の人件費について、当初予算では総務費と6ページの地域支援事業費に分けて予算計上してございましたが、給与支払いシステム上、同じ事業費コード内でないと支払いができないため、予算組み替えなどによる増減と負担金補助及び交付金9万8,000円の増額は、退職手当負担金掛金率の増額による不足額の補正であります。

介護認定審査会費28万1,000円の減額につきましては、夷隅郡市広域市町村圏事務組合の規約改正により、介護認定審査会共同設置負担金が減額となりましたことによる減額の補正であります。

保険給付費、介護サービス等諸費につきましては、平成17年度の介護給付費負担金が確定したことによる財源更正でございます。

高額介護サービス等費250万円の増額は、給付対象者の増により給付費が不足するため増額補正をさせていただくものでございます。

地域支援事業費、介護予防事業費の給料、職員手当、共済費は、総務費でご説明申し上げたとおりでございます。需用費18万2,000円は不用額による減額であります。

7ページ、包括的支援事業任意事業費の職員手当は、介護予防事業費へ予算の組み替えをするものであります。普通旅費2万2,000円は、地域包括支援センター設立準備のため職員研修時の旅費を計上するものでございます。

諸支出金、償還金及び還付加算金137万1,000円は、平成17年度介護保険給付費負担金等の確定に伴う超過分の国・県への返還金であります。

繰出金161万2,000円は、平成17年度一般会計繰入金、事務費分の精算による超過分の返還金であります。

以上、歳出の補正額555万3,000円を追加し、歳出総額を5億3,332万円とさせていただくのであります。

よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 5ページであります。介護認定審査会費ということでありまして、ご説明では例の規約改正に伴うということでありまして、ちょっと参考までにお聞かせ願いた

いのでありますが、担当課の方でやるべきものであるということでありましたが、この地域においては、広域市町村圏に審査会の事務を委任しているというのが実態であろうかと思えます。確かに審査する先生方の人的な問題もあるというふうに聞いておるわけではありますが、ちょっとお聞かせ願いたいのは審査会に委託をしてどの程度の経費が削減されてきているのか、単独で行ったらどの程度が想定されるのか。

また、10月よりこの組合におきまして、心身障害者に対する審査会も先般議案提案されたというふうに思いますが、そういうところも含めましてどの程度の経費削減ができてきているのかというところがわかれば、ちょっと説明いただきたいと思えます。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 認定審査会共同設置でなく、単独で開催をした場合にどのくらいの経費がかかるかということをご説明申し上げます。

これにつきましては審査委員会の報酬費が主でございます、1回当たり5名の審査委員の報酬額は11万4,000円でございます。御宿町でありますと年間およそ500件ほど審査件数がございまして、単独で実施するとすれば月2回の審査会は最低必要であろうということで、24回でこれを掛けますと273万6,000円という報酬費が最低必要になります。これだけでも既に広域の負担金を40万円ほど上回っておりますけれども、さらにはこれに事務費、例えば電算システム代でありますとか、これに人件費少なくとも1名は配置をしなければ現行では対応できないという状況であります。

また、障害者認定審査会につきましては、6月補正で御宿町の負担14万8,000円ということで計上させていただきました。これにつきましても、年間最低月1回の開催ということが求められますので、この報酬額は136万8,000円でございます。事務費がおよそ30万円ほど見込まれますので、合計で事務費では170万円、さらには1名分の人件費がこれに加算されるのではないかとということでありますので、大きな経費削減になっておるということでございます。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

これより10時まで休憩いたします。

（午前 9時48分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、答弁者、課長職に伝えますけれども、もうちょっと大きい声ではっきり答弁するようにお願いいたします。

（午前10時03分）

議案第7号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第10、議案第7号 平成18年度御宿町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第7号 平成18年度御宿町一般会計補正予算（案）第3号についての提案理由を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出ともに1,026万5,000円を減額し、補正後の予算総額を27億3,144万円とするものです。

主な内容は、10月施行の障害者自立支援法に伴う予算の組み替え及び課の統廃合や人事異動に伴う各款の人員費の組み替えと退職者分の減額、夷隅郡市広域市町村圏事務組合の負担割合変更に伴う負担金の減額等です。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 補正予算（第3号）について、説明いたします。

5ページをお願いいたします。

地方債の追加の変更について説明いたします。

南房総広域水道事業の出資事業につきましては、30万円を借り入れ追加するものです。変更については、道路漁港事業について内示変更によるものです。減税補てん債、臨時財政対策債

については、当初予算より多く内示されたもので借入れを変更するものです。

補正の内容につきましては、6ページからの事項別明細書により説明いたします。

歳入予算の9款の地方特例交付金110万3,000円の増、平成11年度から実施されている恒久的な減税に伴う地方税の税収の一部を補てんするための地方税の代替性を有する財源として交付されるものです。児童手当特例交付金115万2,000円は、平成18年度から実施された児童手当支給対象年齢の引き上げ等による、制度拡充に伴い増加する町負担に対するために交付されたものでございます。

14款の国庫支出金は、10月からの障害者自立支援法施行に伴う組み替えが主でございます。民生費国庫負担金487万1,000円を増額し、国庫補助金、民生費の国庫補助金359万5,000円を減額します。県支出金についても、国庫支出金と同様な理由でございます。

18款繰入金につきましてはですが、平成17年度介護保健事業費の事務費確定に伴う精算で161万1,000円を介護保険特別会計から繰り入れます。基金繰入金につきましては5,000万円を減額します。次年度に体育館を建設予定であることから、退職者分の人件費減額分と減税補てん債及び繰越金を充当し、基金を取り消して財源更正をすることとしたものでございます。

19款は純繰越金2,298万3,000円をもって収支の均衡を図りました。

20款の諸収入ですが、教育研究実践校委託料20万円を計上いたしました。これは御宿小学校が県教育委員会から「豊かな心を育む教育を推進する実践事業」実践校の指定を受けて実施する事業に係る委託費でございます。調査費については、地方債の説明でしたとおり1,300万円を追加補正いたします。

歳出について説明いたします。

10ページをお願いいたします。

まず、各款の給料から共済費までは課の統廃合及び人事異動に伴う各款の人件費の組み替え及び退職者分の減額ですので、各款の人件費分については説明を略させていただきます。人件費総額3,540万2,000円の減額となりました。

11ページの総務費の財産管理費需用費42万8,000円は、庁舎、コミュニティセンターの修繕と消防用設備の修繕でございます。委託料150万7,000円は、現在、駅前駐在所が湿気による木材の腐食が激しいため、農協御宿支所付近の町有地に移転するための測量費です。調査委託費については、新町字浅間下の町有地の境界確定に伴う貸付者の占用住宅の移転に係る調査費でございます。工事請負費273万3,000円は、久保、矢田団地付近の町有地を道路としている部分の排水口の整備と舗装をするものです。また、駅前駐在所移転先の町有地に古い建物が建って

おりますので、この解体費用でございます。公有財産購入費ですが、浜駐車場の一部が未買収であったためその土地の購入費用でございます。

次に、企画費180万3,000円の減額は、夷隅郡市広域市町村圏の負担割合が改正されたことに伴う負担金の減額です。

12ページをお願いいたします。

徴税費の税務総務費、需用費3万円は公用車のタイヤ交換費、役務費2万8,000円は、切手代等で分納制約者の口座振替するものに対する領収書等の送付代金でございます。備品購入費9万4,000円は、県内外の徴収に利用しております車のカーナビゲーションに故障が生じていたものを代替して購入するものです。賦課徴収費委託料458万9,000円は、電算システム開発委託で収納システム、住民税税制改正対応システム、固定資産税システムの改修費でございます。備品購入費491万3,000円は、確定申告支援システムの機器を新しく導入するものです。

統計調査費の7万4,000円は、県委託の範囲内で県から委託されている統計調査費用に充当する報償費と需用費、消耗品費のものでございます。

13ページをお願いいたします。

民生費の社会福祉費の工事請負費33万1,000円は、地域福祉センターが消防法により火災予防上、消火栓を設置しなければならないという指摘を受けたもので、それを整備するものです。繰出金69万9,000円は国民健康保険特別会計繰出金でございます。人事異動に伴う人件費の減でございます。

次に、老人福祉費、需用費2万4,000円は保険証の印刷費です。委託料84万円は、電算システムの開発費で10月施行の老人保健法改正に伴う電算システム改修経費でございます。

次に、14ページ、償還金利子及び割引料29万6,000円は、事業費の確定に伴う精算により受け入れ超過分の返還でございます。繰出金165万7,000円は、介護保険特別会計の平成17年度分確定によるものでございます。

心身障害者福祉費の需用費2万円は、障害者福祉サービス支援受給者証を購入する費用でございます。委託費189万9,000円は、入浴サービスで入浴サービス5万円を障害者自立支援法施行に伴う予算の組み替え、ふとん乾燥2万1,000円はサービス利用者増のための増です。

次に、新規支援事業192万8,000円は、障害者自立支援法第77条により平成18年10月から市町村障害者の相談支援や移動支援、コミュニケーション支援、日常生活用具支援事業を実施することが法律で位置づけされたため、障害者福祉サービス事業費の組み替えと新規事業分を計上するものでございます。使用料及び賃借料12万5,000円は、障害者サービス受給者証作成シス

テムの使用料でございます。負担金補助及び交付金の173万1,000円の減額は、障害者自立支援法施行に伴うサービス体系の予算の組み替えでございます。扶助費56万6,000円は、増額は障害者自立支援法施行に伴うサービス体系の変更により予算の組み替えをするものです。

15ページの償還金利子及び割引料は事業費確定に伴う精算により受け入れ超過分の返還でございます。

児童福祉費の需用費3万5,000円は、遊具の塗料代、工事請負費11万円は不審者対策のための非常時ボタンの設置と腐食が激しい遊具等の撤去費用でございます。償還金利子及び割引料3万4,000円は、事業費確定に伴う精算による受け入れ超過分の返還金でございます。

保育所費の賃金116万9,000円は、臨時の保育士を雇い保育の充実を図るものでございます。工事請負費10万円は、不審者対策のための非常通報ボタンを設置するものです。

16ページをお願いいたします。

衛生費の保健衛生費の保健衛生総務費、賃金43万8,000円は、老人母子保健事業を充実するための臨時の保健師、看護師を雇うものでございます。委託料81万9,000円は、18年6月の予防接種法改正に伴って電算システムの変更でございます。

17ページ、清掃費のじん芥処理費、償還金利子及び割引料8,000円は、一般廃棄物処理手数料の過誤納付金でございます。

上水道費の上水道建設費30万円及び農林水産業費の漁港整備50万円は、ともに地方債増額改正に伴う財源更正でございます。

19ページをお願いいたします。

商工費の町営プール管理運営費の需用費17万円は、プールの夏期の部品の交換修理及び放送設備の修理費でございます。

7款土木費の道路維持費の工事請負費174万9,000円は、町営住宅の修繕工事でございます。

次に、20ページの方の8款消防費でございますが、常備消防設備費、負担金補助及び交付金728万9,000円の減額は、広域市町村圏事務組合の負担率の改正による常備消防費負担金でございます。

非常備消防費、需用費167万円は、消防ポンプ車のディーゼルエンジンの排気ガスを千葉県ディーゼル適正条例に対応するためのポンプ車のマフラー交換と有害物質除去装置をつけるための費用でございます。6分団と7分団のを行います。

21ページの教育費の教育総務費の事務局費の負担金補助及び交付金50万円、その上の旅費20万円ですけれども、これらについては中学校海外派遣事業が参加者が少なかったための事業中

止に伴う減額でございます。

学校管理費の需用費30万円については、御宿小学校の浄化槽の水中ポンプが故障してしまったので修繕をするものです。委託料233万円は、小学校の浄化槽のくみ取りをして修繕するためのくみ取り委託料と御宿小学校体育館の耐震調査をするもので、その費用に220万5,000円を計上しております。

次に、教育振興費は御宿小学校が歳入でご説明いたしましたが、千葉県教育委員会から「豊かな心を育む教育」を推進する実践学校の指定校を受けたので、その事業に要する費用を計上したものでございます。

22ページの組合学校費の負担金補助及び交付金143万8,000円は、布施小学校組合の負担金の17年度精算分と18年度の人事異動に伴う人件費の改正及び布施小学校の校舎の耐震調査費委託料を計上いたしました。これで負担金に変更になるというものです。

以上、歳入歳出ともに1,026万5,000円を減額し、補正後の予算総額を27億3,144万円とするものです。

以上で説明を終わります。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） まず、11ページの総務費であります。財産管理費ということで、これは駅前の駐在所の移転に伴う費用計上というようなご説明だったかというふうに思いますが、ちょっとよくわからないのでもう一度説明をいただきたいと思いますが、そもそも警察署は、県の職員、県の施設だというふうに理解をしているわけでありましたが、それとの関係の中で、今回のそれぞれの諸費用はどういう考え方で予算化されたものなのかということです。それについて説明をいただきたいというふうに思います。

それから、12ページであります。これは徴税費の中かと思いますが、修繕料ということで3万円、これはタイヤの交換ということでありましたが、たしか本町は車に対しては一応運用規定、例えば何カ年、11年程度というような説明がございました。その程度の中で車のための交換ですか、その時点で買いかえるとかそういうような運用を行っているというような話を聞いておりますが、大したことではないのですけれども、危険になっていけば当然交換しなくてはいけないのは承知しているわけですが、タイヤが何万キロぐらい走ったものなのか、それについてご説明いただきたいと思います。

それから、徴税費の中の備品購入費ということで9万4,000円ですか、これについては県外

徴収に係るナビの機器の交換だというようなご説明をいただいたわけではありますが、ナビゲーション、特に徴税徴収にあたっては夜間徴収が多いというのも理解しております。そういう中で、やはり町内、町外に出た場合不案内でこういうものが必要だというのは当然だというふうに思うわけでありまして。ただ、今いろいろな機械があって、簡単に載せかえができるという機械などもあります。ですから、それ以外の調査ですか、それからそういう研修などほかの課、ほかの事案でもそういうナビが使えるようにするのが当然だと思うのです。ですから、そういう簡単に車の載せかえ、多分そういうものだろうというふうに思うわけですが、具体的にどういうものを購入されるのか確認をしたいというふうに思います。

それと、関連ではありますけれども、今の高速道路なども自動徴収システムというのがあって、国に対してはその普及を図っているという経過があるかと思いますが、ETCという名前でしたか、これについてはそれでは行政としてはそれはどういうふうに扱うのか。例えば各種出張だとかそういうものが供せるものかどうか。

私、過去観光業者とかそういうものに聞いたところ、今までですと通常高速道路の使用料はそこでお金を払えば領収書が出ますので、それで経費請求ができたわけですが、あのETCですと総括になってしまいますのでわかりづらいところから、なかなかそういうものには使えないんだよということを聞いたことがあるのですけれども、では、こういう徴収事務を含めまして高速道路を使うということはあると思うのですね。今、そういう窓口が自動改札口のなどが多くなってきておりますので、あと金銭的にもそういうものを扱わなくて済むということもあるかと思うのです。ですから、そういうことを検討することは当然必要だと思うので、ナビを含めましてそういうことについて町としての基本的な考え方はどうなっているのかについて、資したいというふうに思います。

それから、同ページの徴収費の中の委託料ということで、電算ソフトの開発、それから備品の購入ということで、これは改正に伴うものだということで説明を受けたわけではありますが、特にこれ備品購入についてはどういう内容なのか。これ結構金額張っていますよね、491万3,000円ということでございますので、大層な機械を導入するのではないかというふうに思うのですけれども、これによってどういう効果を期待しているのか、どういうことでこれが生じたのか、それからまた、今度の補正でどういうことが期待できるかについてご説明いただきたいというふうに思います。

それから、13ページであります。社会福祉総務費の中で消火栓設置工事ということが提案されておりますが、これ具体的にどういう内容になっているのか。それから、過去同じものが

どうかわかりませんが、公民館も同様な施設改修が行われたというふうに理解しておりますが、それらも含めまして過去たしか消防署による検査事務で指摘をされたというようなご報告をいただいたかと思うのでありますが、私大変わかりづらい点は、行政でありますので、この条例については熟知をしていると、施行者でありますから当然ね。その範囲も当然あるかと思うわけですが、では、それらの消防法というのは、該当の消防法というのはいつ改正をされたのか。消防法が改正されていれば、それはやはり当然承知している話でありましょうからね。

では、今後例えば御宿町においても、そういった中に消防主任、例えば専門技官があるわけです。ですから、必要な改正がされてそれに該当する諸施設、それは公共施設に限らず住民等含めてすべてそうありますけれども、広報並びにそういうチェックをするんですね。みずからまずチェックをする必要があるのではないかというふうに思います。他の同団体から指摘をされた場合。その間法が施行されてあるにもかかわらず、使ったものこれは直接はその間、消防法においては不備ではないかなというふうに理解するわけです。それは非常にわかりづらいです。ですから、それについてどのようにこれまでやってきたのか、また今後どうしていくのかについてお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、14ページであります。心身障害者福祉費ということで、これは何度も説明を受けております10月からの法改正に伴うものだというようなご説明であるわけですが、先ほど審査会の設置という中で関連でお伺いしたわけですが、既に10月から施行ということで、前段階の審査会ですか、既にそういうものをやられているというふうに思うわけですが、人数の問題ではなく今度の法の施行によっては審査に伴ってそこから外されてしまうとか、該当しない人が出てしまうのではないかとということで、大都市の自治体ではそういうものについては市単独で救済措置を講じている団体が大変多いわけがあります。

この審査会の運用については、やはりそういうものを勘案して極力そういうことが起きないような対応というの、これはできるのではないかと思うのです。できなければその分、町としてぜひそういうものの救済措置を講じてほしいというのがあるわけですが、それと事務の実態についてはどうなっているのかについて、お聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、15ページであります。児童福祉費の中で総務費の中で工事請負ということで、非常ボタンの増設工事、また保育所費の中でも同様な非常ボタンの増設工事というのが補正措置されているわけですが、これは具体的にどういう効果を発揮するのでしょうか、それ

について具体的な内容についてお伺いをしたいと思います。

それから、工事請負費の遊具撤去工事ということで、これは古くなって撤去をいたしますということですが、どこの、どういう施設が撤去をされるのか、それから、それではその撤去をした後どうするのか、同様の施設を設置するのか、そのままにしておくのか今後について伺いたいというふうに思います。

それから、保育所費の中で臨時職員の賃金ということで臨時職員1名ですか配置する。このくらいの金額ですと臨時的に置くというような内容であります。御宿保育園、それから岩和田保育園ともそれぞれ今子供たち大変な状況と申しましょうか、一般的にもいろいろな問題点というところとちょっと言葉としては語弊かもわかりませんが、そういうことでこういう子供たちが多くなった中で、職員も非常に対応に窮するケースが多いというふうに聞いております。また、先般も職務規程の中で、特に昼間の休憩時間の問題だとかそういう問題も起きているわけですが、こういう職員が具体的にどういう対応をしているのか、それについて伺いたいと思います。

それから、19ページであります。町営プール管理運営費ということでこれは商工費の中です。ありますが、修繕料ということで公共施設、それから濾過器等のご説明がございましたが、プールにつきましては特に今年大きな問題になっていたのが、プールの水の入れかえのガードの問題ですね、これについては当時ニュースが報道されたときに、担当の方から当町のプールについては安全に利用できるというような報告はいただいたわけですが、具体的にどういう状況であったのかということですね。

それから、今年の夏半ばぐらいでしたか、天候が悪化いたしました。たしか雷で停電がこれも長時間にわたって発生いたしました。その停電についてどうこうということがあるのですけれども、この雷ですね、こういう自然災害に対して本町ではどういう対応をしていたのか、その辺もあわせてご報告をいただきたいというふうに思います。

それから、道路橋梁費ということで、工事請負費ということで舗装修繕工事が提案されておりますが、具体的にどういう内容になるのかですね。それから、これはいつごろまでに工事完了する予定なのか、これから指定してということで始まるかと思いますが、それについてお伺いをしたいと思います。

それから、20ページ、住宅総務費について伺いますが、住宅工事ということでありますが、具体的な内容について伺いたいというふうに思います。

それから、同ページの消防費の中の非常備消防費ということで、これ修繕料の中でディーゼ

ル車の排ガス対策を行うということで、第6分団、第7分団のものを行うというふうなご説明をいただきましたが、これは具体的にどういうふうな内容になるのでしょうか。それで、黒鉛問題等あるわけですが、これらについてどの程度の、多分規制値内には当然クリアすると思うのですけれども。それで、これらの機器はどの程度の利用できるのか、耐用年数がどの程度ということなののでしょうか。これは多分6分団、7分団ですから、かなり古い車両になると思いますし、そういう意味では耐用年数によっては次の車両にそういうものがまた利用できるのかどうか、それとももう新しい車両についてはそういう必要性がないのかどうか。

それから、今回消防車両というだけなんですけれども、町はさまざまなディーゼル車両をほかにも抱えているというふうに思うのですけれども、それらの対応については問題ないのかどうか、それについてお聞かせ願いたいと思います。

それから、21ページであります、教育総務費、事務局費の中で、中学校の海外派遣補助についてはこれ全額減額というものでありますから、事業をとり行わないということだと思いますが、では、次年度以降どういう対応にするのか。

それから、当然ながらこの中学海外派遣補助というのは、目的があって、こういう事業が設置されたというふうに思うわけありますので、では、それが今後要するに希望がないから今回はやらないと、ただ希望は幾つかあったと思うのですけれども町補助率も減額したという中でちょっとそこら辺について、今回行わなくなった経過についてもきちんとした説明を、もう一回伺いたいというふうに思います。

それから、今後についてですが、こうしていくとちょっとなかなか難しいのかなと。例えば夷隅郡内にも、ほかの市町村については従前どおりの補助が行われている中で執行されているというふうに思うのですね。御宿町は大幅に今年の事業は減額しているというのが実態だと思います。ですから、そういう面での違いがあったというふうに思うのですね。大体、父兄からこちらは夏なのですけれども、向こうは南半球ですから季節が逆転しますので冬になりますね。ですから、冬の防寒も含めまして服装などいろいろなものをやはり新しく購入するという人が多くて、50万円ぐらいかかっちゃうよという家庭が多いというふうにも聞いているわけですが、そうした中で、今後どうしていくのか、また、これもし廃止するならば、そうしたのをどういう形で教育的に補完をしていくのかと、どういうふうに考えていくのかということについてもお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、耐震調査であります、小学校の方はこれですね。それから、布施小学校の方も同様に耐震調査を行いたいというご説明でありましたが、校舎2棟と体育館がありますがどうい

うふうにされるのか、金額と内容についてあわせてご説明をお願いしたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 11ページの財産管理費の警察署の移転先の町有地の件ですけれども、基本的に町有地というのはきれいに管理しておくというのが基本でありまして、たまたまそこには古い建物が建っております、この町有地はある東京の方の方から寄附いただいたものでございますけれども、もう使えない建物と判断したものにおいては、取り壊してきれいに管理しておくというのが基本原則でございますけれども、財政にも事情がありまして、こういう機会にということで警察の方に、現場を見せましたら最適という警察の判断でありましたので、ここを移転先候補ということでありますので、警察が借りるからきれいにするとかそういうことではございませんので、町有地はきれいに整備しておかなければいけないというのが基本としてあります。

議長（伊藤博明君） 木原税務会計課長。

税務会計課長（木原政吉君） 12ページのタイヤですが、これは平成10年車を平成17年度に中古で買いましたもので、約4万キロということでございます。備品購入費9万7,000円のカーナビゲーションについては、ご指摘のとおり県内、県外の徴収時に、効率よく回るために10年前からつけているものが故障をいたしまして、今回買うものについてはほかの公用車にもつけかえ可能なものを購入することでございます。

それと、賦課徴収費の委託料ですが、458万9,000円の内訳としまして、住民税、固定資産税の税制改正に伴うシステムの対応が127万8,500円があります。そのほかに収納滞納システムの改修これが231万5,000円ございまして、これにつきましては平成19年から国から地方への税源移譲が始まり、所得税が減る分住民税が増加いたします。今までに増して貴重な自主財源であります税の確保が求められることになりまして、より市町村の徴収能力が問われることとなります。

今回、補正をお願いいたします委託料の中の収納滞納システムですが、現在町では各町税の法定期限後、納付期限後に1カ月を経過しまして納付のない場合については、地方税法に基づく督促状を発送するとともに年2回催告状を発送しております。しかし、平成5年から現在まで使用していますシステムでは、滞納税額が催告書には表示されますが、延滞金については納付当時に計算しますというだけ表示されるようになっております。実際の延滞金額は表示されておりません。県の指導もございまして、今後は他市町村と同様に催告書に法に基づく延滞金額

を表示するシステムに改めるもので、これによって納税に対する公平性の確保、納税意識の向上とあわせて徴収対策の強化を図ってまいりたいと考えておるものでございます。

18備品購入費491万3,000円でございますが、これについては確定申告支援システムを購入するということで、従来町では確定申告の相談受け付けは職員が3人体制で、町が持っています3台ある確定申告支援システムで受け付けております。2月16日から3月15日までの申告期間中の最初と最後につきましてはやはり込みますが、今まではそれ以外の期間については充分3人で対応できておりました。しかし、税制改正により今年から高齢者控除の段階的廃止や、年金所得の算定方法の変更等によりまして、高齢者の方々の相談が増えましたこともあり、今年の2月から3月に実施しました確定申告受付では、相談者は前年度と比べ78%増加しまして、約500名増加して合わせ1,200名ということで、夷隅税務署管内でも一番の増加率となりました。

これにより申告期間を通して混雑をするようになりまして、2時間以上お待ちいただく方が多くなり、相談者の皆さんからもう少し多くの職員で対応してほしいという要望が多くございました。来年からはもう少し追加して4人体制で今後の対応を考えておりましたが、現在のシステムは平成7年に導入したもので、基本ソフトがウィンドーズ95等の古いタイプを使用しておりまして、それぞれの基本ソフトは製造、販売、サポートについて既に終了しております。

残り1団体ありました古いタイプの支援システムを使用していた団体も、今年までに切りかえを予定しているということでありまして、このままでは古いタイプの支援システムは御宿町のみということになってしまいます。こうした中で、システムを利用する団体数で運用経費については負担していますが、もし御宿町だけになった場合、その負担を一町村で引き受けるといことも考慮しまして、高額であります、新しいシステムを購入したいということで要望をするものであります。

あとETCの話がございまして、高速道路にした場合に、ETCの利用を図っていくということでございますが、議員ご指摘のとおり、領収書が出ないとかそういう問題もございすけれども、経費が安くなるというのは今後研究したいということでもあります。

議長（伊藤博明君） 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） それでは、お答えをさせていただきます。

最初に、15ページの非常ボタンの増設工事等についてご説明を申し上げます。

これにつきましては、今回保育所費と児童福祉総務費で両方を計上させていただいておりますけれども、不審者対策のために既存の機械、警備システムの非常通報ボタンを追加するための機器廃線工事代金を補正するものであります。保育所、児童館につきましては、現在多数の

児童や一般の方が出入りしておりますけれども、緊急時の外部との連絡手段は電話のみの対応となっております。昨今、児童が被害者となる凶悪事件が多発しておりまして、万が一施設内に不審者が進入し、職員、児童等が監禁された場合、電話は有効な連絡手段とならないわけがあります。

保育所は、時間中入口の施錠をしておりますけれども、児童館は不特定多数の利用を目的としているため施錠は不可能であります。正規職員の配置をしていないことなど、安全面の確保をするため非常通報ボタンを設置をさせていただくものであります。

非常ボタンは職員室に配置をいたしますけれども、ボタンを押しますと警備保障会社へ電話回線により通報されるシステムであります。通報を受信し次第、児童館あるいは保育所等に警備保障会社の方から電話がすぐ入るようになっております。そして、はい、いいえというやりとりで状況の確認の上、警察署へ通報をしていただくという内容になっております。

最長、20分以内には警備保障会社で現地に到着ということでありまして、通常ですと10分以内には現地にきていただけるということになっております。経費につきましては、当初の工事費だけで今後の管理委託料はこれまでと同額となりますので、よろしく願い申し上げます。

また、児童公園の遊具につきましてであります、撤去工事ということで6万円今回計上させていただいておりますが、場所につきましては岩和田児童公園のうんてい、それから実谷のメリーウェーブであります。岩和田児童公園のうんていにつきましては、老朽化による危険が確認されましたので、今回は撤去させていただきますが、来年度以降助成を要望をしてみたいと考えます。

実谷メリーウェーブにつきましては、これは不適切な遊具ということで指摘されている遊具でございますので、今回補正で緊急的に対応させていただくこととなっております。これについては、今後どういうふうに施設をするか予定はございません。

次に、社会福祉費の福祉総務費で工事請負費33万1,000円ということで、地域福祉センター屋内消火栓設置工事を計上させていただきましたけれども、消防法による立入検査で火災の不備欠陥が指摘をされたというので、パッケージ型消火栓一台を設置と、表示灯用の配線工事を行う内容となっております。

まず、内容から申し上げますと、消火薬剤貯蔵タンクでございます、チソガス容器、圧力調整機、ノズル、格納庫というような内容になっておりまして、高さが1.5メートル、幅が0.8メートル、奥行き23センチという大きさで、ガス料が750リットルであります。消火剤薬量

につきましては、27リットルが3本、放射の距離は13メートルから15メートル、有効の放射時間につきましては165秒となります。放射量につきましては1分間29リットルでありまして、この消火剤であります、有効期間はおおむね8年となりますが、これは劣化しないといわれておりますので、取りかえの必要がないということ聞いております。この指摘にございましたように、消防法施行令がいつからかということでもありますけれども、これにつきましては平成13年9月に新宿歌舞伎町でビル火災があったということで、平成15年10月から防火の点検制度が強化されたところであります。

地域福祉センターにつきましては、建設当時は集会所ではなく福祉施設という位置づけで届け出をしてあったということでもあります。福祉施設でありますと、面積は700平米以上であります。そういうことで、700平米を下回っておりますので該当にはなっておりませんでした、前回は点検のときに集会場に当たるという指摘があったそうでもあります。と申し上げますのが、老人福祉だけでなく、不特定多数の方が利用されているのではないかなというような指摘の中で、できるだけ早急に今回対応していただくという指摘があったそうでもあります。そういうことで、今回対応させていただくものでありますので、よろしくお願い申し上げます。

審査会についてであります、障害者の自立支援法が制定されまして、この10月から自立支援法が常時施行されることになるわけでございますから、これまで支援費制度で実施していた障害者福祉サービスが見直され、身体、知的、精神の3障害者の制度格差をなくしサービスの一元化が図られたわけでもあります。障害者福祉サービスにつきましては、6月に補正をさせていただいて判定審査会を設置させていただいたということでありまして、居宅介護サービスを受ける場合には、この判定がなくてはならないということです。既に、御宿町には10の方が対象になっておりますので、10件の審査会にあたってはおりますけれども、議員ご指摘のように区分によっては使えないサービスが出てくるということは確かであります。

そういうことで、調査員が訪問の際に特記事項というものがございまして、このサービスを受けなければこの方は生活ができないということ、特記事項に記述をさせていただくということで対応をさせていただいております。実際として、一次判定で例えば3だったものが4に上がるというようなものがこれまで2件出てきております。また、地域生活支援事業ということで、この2月から町が必須として実施する事業、また町が実施することができるというような事業もございまして、これらにつきましても、県内で研究会が開催されておりました、できるだけ差がないように事業化を図っていこうということございまして、それらにつきましても整理をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤博明君） 藤原課長。

産業観光課長（藤原 勇君） それでは、町営プールの修繕につきまして、報告させていただきます。

まず、ガードの問題ですが、痛ましい事故があった次の日に、担当者が直接プール等を点検し、ボルト等脱却について確認しております。9カ所のガードがありまして、また、日々の営業期間中につきましては、休憩時間等を利用し、ボルト等の脱却を確認しておりました。しかし、県の安定基準指針の中では義務規定ではございませんが、二重構造に下さいという努力義務規定がございます。これについては、本町のウォータープールについては対応しておりませんので、9月になりましてプールの水を抜いて調査をしたところ、9カ所で約70万円から80万円程度の工事費が掛かると聞いております。これについては、新年度開園時期前に予算化を検討させていただきたいと考えております。また、自然災害についての対応ということで、今回8月12日ですか雷の被害等が発生しておりまして、放送施設についても一部この雷の影響等で使用ができなくなったということでございます。

また、この対応につきましては、3時ぐらいでしたか、県の防災システムの確認と携帯電話の雷情報を見ることができますので、それを判断した中でお客様にハンディのマイク等で閉館のお知らせをしまして、窓口の方で時間割の割引の300円ということで対応させていただきました。なお、これについては窓口等が非常に混雑しておりましたので、人数等は掌握しておりませんのでご容赦いただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 吉野総務課長。

総務課長（吉野健夫君） それでは、20ページの消防費の非常備消防修繕料167万円でございます。これにつきましては千葉県条例で排出規制がございまして、この中で消防自動車につきましては規則によりまして猶予期間が初年度導入から起算しまして、15年経過したものでございます。したがって、以前の消防車についてお願いいたすものでございます。

内容につきましては、A B Fということでマフラーを交換しまして、黒鉛等につきまして、100%除去するというところでございます。この使用したのにつきましても、100キロ走行した後に、外部の電圧によって燃焼させて除去するというふうなものでございます。さすがマフラーにたまったかどうかというのは、運転席にランプが付きまして、点灯した段階でおおむね100キロ、ランプがつくのがおおむね100キロということでございます。それで除去することはできるということでございます。

それと、あと耐用年数でございますけれども、おおむね10年程度だということでございます。その他の自動車の耐用年数についてでございますけれども、消防車に限りましては、第6分団と第7分団が15年経過してございまして、第2分団が13年に入っているだけで、そのほかは12年以内になっているようでございますけれども、これにつきましてはさっきの規則によりまして、15年経過直前に対応させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤博明君） 井上課長。

建設環境課長（井上秀樹君） 私の方からはページが戻ります。19ページの道路橋梁費、工事請負費のまず舗装修繕工事の内容を詳しくということですが、これにつきましては町道1036号線旧タメダ病院前の通りと言ってもおわかりになりますか、その通りがスクールゾーンに指定されておまして、2カ所非常に悪いところがあるということでスポット的に、距離としては80メートル、320平米を修繕したいというようなことで補正計上をさせていただきました。

実施時期といたしましては、できるだけ早くということでスクールゾーン指定されておまして2学期からのことなので学校側ともまた調整をしながら、発注していきたいと考えております。

次に20ページの住宅総務費の住宅工事ということで184万3,000円、これにつきましては、入居者の退居後のリフォームを行うための補正です。そのリフォームを行うという物の考え方なのですが、本来は入居者が直すべきもの、あるいは大家が直すべきというようなことがございますが、なかなかその入居時の状況把握というのが非常に難しいということが今までの中でありますので、長年入っていてなかなかその傾向をつかみにくいということなのですが、今後は退居時には完全に修復してその状況を把握した後、やはり本人がどうすべきものなのかというようなことを明確にしておきたく、修理補正を出させていただいたということです。

以上です。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） それでは、中学校の海外派遣研修につきましての減額等についてご説明申し上げます。

初めに、海外研修実施についての目的であります。これは平成8年度から実施している事業です。子供たちに国際交流を通じて見聞を広げると同時に、語学力の向上、さらに豊かな感性を養い国際社会に主体的に対応できる資質、能力の向上を図ることが、研修の内容ですが、現地の一般家庭に滞在して生活体験を行う。また、地元の学校に通学して、地元の生徒

との交換会や公共施設の視察を行うということを目的として実施してまいりました。

今回の減額となりました経過ですが、当初20名募集いたしまして最低15名で実施をするということで事業の公募を行ってきましたが、実際には6名の応募でありました。当初予定しました期間を超えて再度募集をかけましたが、6名は変わりませんでした。この6名しか集まらなかった理由は何だということではありますが、いわゆる補助率もかなり減額したと、そういったことも原因であると考えております。先ほど石井議員の方からお話がありましたように、旅費以外にかかる費用というのが、本当に大きいものがあります。私も去年は随行いたしました、旅費以外にスーツケースですとか着衣ですね、着るものについてすべて新しい物で行きたいという子供たちがかなりおりまして、旅費以外の費用が保護者の負担を高めているのではないかとこのように考えられます。

当町はこういう状況であります、郡内の状況は勝浦市、いすみ市、大多喜町それぞれ今年度実施しているということです。その中で、補助率についてはそれぞれ実施町では対応が異なりますので、今まで御宿町と同じように補助していたものが3分の1、金額で5分の1ぐらいに下がったとか、そういった対応で徐々に補助率が下がってきたというふうに聞いております。

今後の対応なのですが、今年中止ということで決定いたしました、次年度これを続けるのかということについては、教育委員会に諮って決定したいと思っております、できればもう一年、今年と同じ条件の中で様子を見てみたいというふうに考えております。それで廃止等について考えていきたいと考えています。

次に、布施小学校の耐震の件についてですが、今回布施学校組合の補正予算の対応につきましては、校舎棟、管理棟の2棟につきまして耐震診断を行うということで計上させていただきました。これが250万円を予定しております。体育館につきましては、昭和56年以前の建設のものについて平成18年中に耐震診断を終えなさいよという通知でありましたので、布施小は昭和57年で、ちょうどぎりぎりの線なのですが、今後は耐震診断を徐々に行っていかなければならないと考えていますが、今年度につきましては、校舎棟、管理棟の2棟についてのみを実施させていただくということをお願いしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 1点説明が抜けておりましたので、賃金についてご説明をさせていただきます。

下の15ページであります。これにつきましては、説明にありましたように障害者等、健常児に比べて手のかかる児童が、今年度につきましては入所をしているということで、今回1名の

増員をして対応させていただくということでございます。どういう予定をするのかとういこと
でございますけれども、御宿保育所に週3日間、それから岩和田保育所に5日間ということで
対応をさせていただいております。これにつきましては、既に4月から対応しておりまして、
3月については予定を組む中で対応させていただきましたが、その後検討内容の中で、まだ共
同生活として適応性が足りている児童という中で、安全性を図るために今後の賃金の精査すべ
きということでもありますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） まず最初に、財産管理費の説明であります。町有財産についてはき
れいに管理をしておくというようなご説明があったわけではありますが、そうしますときれいに
管理されていない部分が大概でありますので、その辺はさらに検討をしてもらいたいと思います。

私の質問は、建設費に対しての町はどのように関与しているかということなのです。本来な
ら県の施設でありますから県の責任においてすべて施行して、町の関与というのは普通ない
ということだろうと思うのですが。それと、その辺についてどのような町は判断をするの
かということですね。

それと、もう一つは、今回場所が移転されるというような説明ではありますが、そうしますと
今ある派出所ですね、駐輪場の下だと思えますけれどもあります。そこは大した面積ではない
と思えますけれども、それはでは今度そこについてはどういうふうにするのか。そこは県の持
ち物ですか、よくわからないのですけれども。それについては今、最初に出されたきれいな管
理をしていくという中ではどういう措置がされるのか、ちょっとそこを説明願います。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） まず、現在ある駐輪場の下に駐在所の土地は御宿町の土地で
す。建物は千葉県警の所有財産で、それは千葉県警に責任を持って取り壊していただきます。
跡地の活用についてですけれども、現状を見ますと角のところであって、車が二、三台駐車
できるスペースしか残らないと思うので、私としては車の待避所に使えるように、前の門扉等
を壊していただきたいなということで考えています。

また、県施設への関与ということでございますけれども、駐在所が移転する理由は先ほどの
腐敗ということでありましたけれども、駐在所の位置についてですけれども、ほかにも町有地
がありまして、ほかの町有地を提案してはどうかという一部の議員からのお話もありまして
県警の方へ相談したところ、駐在所のエリアというものがあつて、面積的な見地からすると
JRの線路から役場側の方が面積的には中心になるということでもありますけれども、市街地を

形成しているということでありまして、どうしても駅前という選択肢で、その位置等についての県施設への管理ということで町は当たっているところでございます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 場所についてということで、確かに駅というのは非常に交通の拠点でありますし、さまざまな人が当然行き交うところでありますから、そこに防犯上警察官がいるというのは非常に安全で好ましいというふうには思いますので、駅の近くというのは大変いいというふうに思うわけですが、そういうことを聞いているわけではなくて、そういう位置的な問題もわかりますけれども、そういう県の施設に対する町がさまざまな言葉で言えば便宜供用をしているわけです。というふうに思うのです。そういう財政支出についてはどういうふうな考えを持っているかということをお聞きしたいです。

そうしないと、その境がだんだんあいまいになってくるわけです。過去、駐在所については町が全体的に支出してきたと記憶していますが、大分前だと思うんですけども、今この形にしてそれぞれの立場がだんだん明確になってはきているのですけれども、その辺はどういうふうになっているか、考え方として。これはほかにもいろいろあるというふうに思いますので、県の医療施設なんかもあるわけですから、それについての町としての基本的な考え方についてお聞かせいただければと思います。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 町有地の管理は先ほども申しましたけれども、最低限だれが見てもきれいに管理してあるという程度のものであるのですけれども、町が警察、駐在所が移転することについての整備する費用ということでありまして、これは警察が移転するから整備するのではなくてということでありまして、経費については借地料として県警からいただいているところでございます。

議長（伊藤博明君） 吉野助役。

助役（吉野和美君） これについては本来課長が言った町有地としての管理が更地として第三者に貸すべきだという話の中から言っているのだと思いますが、そういう中で一般の補正予算としては町の財産の中に含まれていますから、当然県警に貸す前に、境界とか、家屋の古い寄附を受けた家屋の撤去費、それについては町の予算によると。

しかし、一たん千葉県に貸し付けた場合に、貸付料としてそれは坪単価、あるいは平米単価に上乗せした中で、いろいろなものが借地料として今後貸し付けた場合に、町の歳入として入ってくるというふうにご理解いただければいいのではないかなというふうに考えます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 確認しますけれども、これは今回の警察署の移転ということの中での説明ということであったわけですが、賃貸等については、一般と何ら変わるところがないと。特段の県施設に対する便宜供用ではないということによろしいですか。要するにそういう判断、一般町民に対しての貸し付けと公共機関に貸し付けることの差は基本的にはないということを確認してよろしいですか。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 差はありません。

1番（石井芳清君） わかりました。そういうふうに説明していただければいいわけですが、全然よくわかりませんでした。今はわかりました。

次に移りますが、一つは、先ほどの徴税费の中で古いシステムから新しいシステムに入れかえるということですが、町で行われている、ましてこの庁舎内で行われている相談業務については、スタンバイから4ヶ所ということで、人的なものを含めて拡充をします。今年78%増だということですが、いろいろクレームがあったというような話も聞きましたけれども、そういうものがないようにしていきたいというようなお話であったと思いますが。

それとともに、本町は確か相談の中で、各区に出かけて納税相談等をやっていたということですが、それらは今後どうされるのか、引き続きやられるのかということについて確認をしたいと思います。というのは、やはりきょう決算で収納等いろいろ出てくるかと思いますが、町づくりの中で税がどういうふうになっているのかということの役割についての説明というのは、納税意識を含めまして町づくり意識を高める一つの大きな、もしくはそれを阻害する要因を探ると逆の意味になるという面でも、税の説明責任というのは非常に大きいものがあるというふうに思いますので、私はそういうことは引き続き存続してほしいと思うのですが、それらについてお考えをただしたいというふうに思います。それで説明をいただきたいと思います。

それから、先ほど住宅総務費の中で、住宅工事の中でこれはリフォームにかかるものという説明がありますが、100%それでよろしいのですか、それだけちょっと。業務だけでも違うんではないですか。ほかにも予算計上されているのではないですか、その差はこれから削除しますか。それについてちょっと説明が抜け落ちているのかなと思うのですね。それ説明いただきたいと思います。

それから、自動車の方の排ガス対策ですが、私が聞いたのは消防車両もそうなんです

けれども、それ以外にバスであるとか、それから清掃関係の車両ですね、ディーゼル車はほかにもあろうかと思うのです。それらの対応はすべてもう済んでいるのか、そういう新規採用なのか。また、今のような、今度の消防自動車のような対応が今後必要なのかという質問なわけでありまして。

それから、中学校の海外派遣補助でありますけれども、これ今何年生でしたっけ。2年生ですね。そうすると、これ例えば来年度やるときに、今回要望があった6名、例えばそれも特例として3年生で引き続き要望があれば2年生と一緒に同行してもいいと思うんですね、考え方として。そうすると6名プラスアルファになるわけです。補助率が下がった中で、同様な補助率でやって、仮に例えば6人だとすれば12名とかになるわけではないですか、安直な話ですよ。ですから、そういう対応。

それから、先生方との対応もありますし、受け入れ先との対応もありますから、その協議は必要だと思いますけれども、先ほど言ったとおりに季節が逆転しますから、逆に冬場に行ったら向こうは夏になるわけですね。そしたら、持っていく衣類なんかは大幅に少なくて済むわけです。洗濯物なんかTシャツとか半ズボン程度だったら、夜干しておけば朝までに乾いちゃうわけです。そういうふうに考えれば、その持ち物に対する今言った家庭負担というのも大幅に下げることができるのではないかということなんかもあるではないですか。

ですから、それから総体的な負担が下がれば、その下がった分でこれまで補助したと、見かけ上、何か勝手な言い分なんだけれどもそういうことだって考えられると思うのです。実質的なことで、父兄がこれまでと同じ額、昨年並の金額でいければということも考えられるわけです。だから、そういうふうにもっといろいろな考えの中で、どうしたら実現できるのかということだって一方ではあるわけですね。それでも少なかったらどうするかと、廃止だけではなくて、先ほども言いましたけれどもそういう教育目的をこれからどうやって補完していくのか、どういうことでそういうことをやっていくかということだって大事だと思うのです。

話が長くなりますけれども、今年は夏の観光客も世界各地から見えているという話も聞きました。欧米だけではなくて南米や東南アジア、それから、ヨーロッパやアフリカからのお客さんが御宿町に見えているという話も聞きました。そうやって世界、どんどんインターナショナルになっていくわけですから、これまでそういう英語を含めて外国語やそういう違った文化を学ぶということは、これから本当に大事になってくると思うんですね。ですから、それをこういう海外派遣だけではなくてほかのことで、そういう目的を達するということだって充分考えられるわけですね。そういうことも含めまして検討をしていただいて、よりよい教育目的を達

成するための教育委員会としての仕事をしていただきたいというふうに思うのですけれども、その辺について再度ご答弁を求めたいと思います。

議長（伊藤博明君） 木原税務会計課長。

税務会計課長（木原政吉君） 住民の収納は、従来、確定申告で町の会議室で、御宿町は各青年館、公民館等で住民税の受け付けをやっている、これについて今後続けるのかというご質問ですが、従来どおり実施していきたいというふうに考えております。今年はかなり税制が変わりまして、新聞報道でも問い合わせとか課税の方が多かったという話も聞きますが、御宿町では、従来からそういうふうに行っていて、その場で一応説明していますので、そういう面で比較的今年も、前年度より多かったのは多かったのですが、混乱したという状況にはありませんでした。

議長（伊藤博明君） 吉野課長。

総務課長（吉野健夫君） 排ガス規制の中で、バスにつきましては、既に最初から買ったときからクリアされているものと、また、他のバスにつきましては規制をクリアした届けをしているということでございます。あと環境の方で届け出をするというのが1台入ってございます。

議長（伊藤博明君） 田中教育課長。

教育課長（田中とよ子君） ただいま石井議員の方からご意見ありました件ですが、まず、第1点目の来年度仮にやるとして現在の2年生の対応はということですが、これにつきましては教育委員会に諮っていきますが、それについての対応は可能かというふうに考えます。

季節の問題についてなのですが、実際に真夏こちらを出て行って向こうの季節というのは秋といいますか、日本でいう秋で、それほど衣類等にかかるものではないのですが、先ほどお話ししましたように、すべての持ち物を新しくしたいという親心としてそういったことなのでしょう。そういったところで、実際衣服について真夏、真冬の装備ではないということで、期間については冬休みは非常に期間的には短いですから、夏休みが妥当ではないかなというふうに考えています。

それと、仮にこれが廃止になった場合の件についてですが、これから検討していかなければならないことだと思いますが、この海外派遣に限らず、ほかのところでもこういった国際的な勉強することが、こういったものがあるのかということを検討させていただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 井上課長。

建設環境課長（井上秀樹君） 私の方から、先ほど住宅工事ということで20ページの補正ですが、これにつきましては失礼をいたしました。住宅のリフォームのほかには岩和田団地の便槽

の嵩上げというものを今回予算計上させていただきました。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） その便槽のかさ上げを行うということですが、たしか合併浄化槽等ではないわけですね。それで、大変古い施設というのも了承しておりますし、今後やはり特に若い世代の人たちなんかは、ぜひそういう安価な公共住宅ということを経済政策の中に当然入れていくべきだろうなというふうに思うわけですが、そうしますと余りにも施設が老朽化しているというのが実態だと思うのです。

それから、環境課ですから当然河川等の配慮も含めまして、そういう雑排水の問題だとかそういうことについても多くの問題を抱えている施設、実はほかの部分もあろうかと思うのですけれども、そういう公共施設ですね、やはりそういうものも当然整備対象にしていく必要があるかと思っておりますので、考え方について今日、明日というわけにはいかないと思っておりますけれども、そういったことも考えに入れながら整備していただきたいと思っております。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第8号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第11、議案第8号 平成17年度御宿町水道事業決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第8号 平成17年度御宿町水道事業決算の認定についての提案理由を申し上げます。

本年度の決算につきましては、町監査委員の審査に付してその意見をいただきましたので、地方公

営企業法第30条第4号の規定により本議会の認定をお願いするものです。

収益事業決算の概要は、水道事業収益2億5,659万2,179円、前年度より0.01%増加、水道事業費用2億9,801万2,015円、前年度より0.04%増加となり累積欠損金3億8,545万9,141円となりました。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますのでよろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 米本住民水道課長。

住民水道課長（米本清司君） それでは、決算書の11ページ、事業報告書にて概要を説明いたします。

業務状況につきましては、給水戸数3,478戸、前年度より35戸増えました。年間総給水量95万7,791立方メートル、前年度に比べ2万2,543立方の減となっております。

有収水量が91万9,317立方で、前年度に比べ1万2,558立方の増であり、有収率は95.98%ということでした。建設事業費につきましては、活性炭の注入施設の調査検討を行いました。

それでは、経常経費ですが決算書の1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出ですが、水道事業収益決算額2億5,659万2,179円となりました。営業収益2億3,738万2,543円の主なもの、給水収益が99.8%を占め営業外収益1,920万9,636円は、町一般会計及び県からの補助金等です。

歳出ですが、水道事業費用決算額2億9,801万2,015円となりました。主な支出は営業費用の2億7,822万8,368円、受水費と減価償却費で75.5%を占めております。営業外費用の1,974万209円は、企業債の支払利息が98.6%を占めています。他特別損失として4万3,438円は、水道料金の還付金でございます。

次の3ページの資本的収入及び支出ですが、資本的収入の決算額893万2,500円、主なものは新規加入による納付金と開発負担金でございます。企業債の200万円は、一部繰上償還に充当いたしました。資本的支出は、決算額で3,887万4,793円、内訳は建設改良費16万3,800円、これは量水器の購入代金でございます。企業債償還金は3,871万993円を償還いたしました。

なお、収入に対する支出不足額3,021万6,993円は、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次に、9ページの貸借対照表を説明いたします。

まず、資本の部といたしまして固定資産、有形固定資産の合計は38億6,997万7,877円、流動資産の合計は6億6,881万1,509円となり、資産合計45億3,878万9,386円となりました。

次に、10ページの負債の部ですが、流動負債金額は170万5,700円、内訳として未払金、その

他流動負債でございます。

次に、資本の部ですが、資本金21億3,805万8,614円は、自己資本金及び借入資本金の合計でございます。剰余金27億5,448万4,213円は、国庫補助金から納付金までの合計でございます。欠損金は当年度未処理欠損金3億8,545万9,141円で3億5,545万9,141円となりました。負債資本の合計は45億3,878万9,386円となり、以上で水道事業決算の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） ここで、新井監査委員より監査報告をお願いいたします。

代表監査委員（新井和夫君） 私より監査報告をいたします。

平成17年度御宿町水道事業決算につきまして、監査報告をいたします。

平成18年6月22日、午後2時より議会委員会室におきまして、貝塚監査委員とともに地方公営企業法第30条第2項の規定により審査いたしました。

平成17年度御宿町水道事業決算について、決算書類並びに関係帳簿、関係書類を審査した結果、正当なものと認めます。

なお、講評にあたりましては、不用額が出ておりますので、これは補正予算で減額するなど不用額を出さないような事務手続をとっていただきたい。また、水道料金の未収金については改善されるよう求めます。

なお、詳細につきましては、平成17年度御宿町水道事業決算意見書により報告していただきます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 水道の決算であります。今、監査委員からの報告もありましたし、監査委員の意見書が非常にわかりやすく書かれておりますので、その中でちょっと質疑をさせていただきたいと思いますが、2ページの中に業務実績費ということで監査報告書がありまして、配水業務の状況という表が添付されております。これ私見るに、平成17年度の中で特に有収率ですね、これが昨年度、今までこの表を見ますと15年度が93%、16年度は92.5%、17年度が96%という報告が出ております。それで、水量にして1万2,558立方ですか、率にして3.5%の有収率が上がったということが監査の方から報告があるわけでありまして。

そうしますと、これは金額ベースでどの程度の金額なのでしょうか。多分この1万2,558、

1万2,000立方あたりは、今までほとんどカウントされずにどこかへ消えていたということになるわけでありませう。それから、この有収率の見方で参考までにお聞かせ願いたいのは、ちなみに本事業開始年度のときの決算における有収率というのは何%だったのでしょうか。あと全国もしくは全県的な平均ですね、そういうものもわかればあわせてご紹介をいただきたいというふうに思っています。要するに赤水除去、それから管路の整備というのが私は非常に効果があったのではないかとというのが、この平成17年度の決算の一つの評価になるというふうに思うのですね。それについては担当としてはどういうふうに見ているのか、あわせてお聞かせ願いたいというふうに思っています。

それから、その次に水源の状況という中で、自己水源、依存水源と、またこれは先ほど補正の中でも質疑した内容かなというふうに思いますが、平成17年度で38.2%というよりも受水料、額は一定なんだという見の方が正しいでしょうかね。ということだと思います。ちょっと参考までにお聞かせ願いたいのですが、確かに今、県の方へは水道経営検討委員会というのが設置されて、関係各機関との協議を進めているというふうに私は報告を受けているわけですが、たしか、町としても各アンケート、ヒアリングなども受けているというふうに理解をしておりますが、それはどういった内容なのでしょう。

要するにこの依存水源、広域水源の受水費ですね、その金額が大きく水道会計を圧迫していると。逆に言えば負担が大きな、水道料金の大きな要因になっているというのが実態の中で、これまで広域水道については広域的な対応というか、県の責任の中での対応をしてほしいという中で、水道料金の引き下げはその中でできないものかということで、広域水道の中でも多分町長からご提案をしていただいて一定の協議が進められていると思うのですね。

検討委員会も、県は今そういうさまざまな組合事業を整理統合するという方針の中で、どうもこの水道もそういう方針が示されているということなのだなというふうに理解をしております。ところが、余りにもこの南総地域と北総地域の水道料格差が激しいために、それぞれのもので一致しないという中で、なかなか進まないのかなというふうに思うわけでありませう。ただ、今回幾つかの例示された中で、示された中でのものとすれば、これまで町当局の方針としても合致している部分も一つはあるかなというふうに思われるのですが、具体的にどういう検討をされているのか、一体どういう構成が、まだ確定はしていないと思うのですが中間状況だと思うのですけれども、報告ができるものがあれば、この機会ですので報告いただければというふうに思っています。

以上です。

議長（伊藤博明君） 米本住民水道課長。

住民水道課長（米本清司君） それでは、今の1万2,558立方の金額にするといくらかということですが、1立方210円という金額を掛けまして、約264万円ぐらいの差が出るというふうに解釈をしております。

それと、開設からの有収率ということなのですが、昭和53年から始めまして、資料としては昭和54年に有収率がそこから出ております。92.5%ということでございます。ちなみに過去で最高の有収率といいますと平成10年の96.05というものがございます。あと、赤水対策の強化ということですが、通常火災等があったときに、その後の対応としまして、住民からの苦情が非常に少なくなったと、ゼロに近い数字になっているということが出てきていると思いません。

次に、県の検討委員会の関係ですが、議員は詳しくご存じとは思いますが、県内水道のあり方に関する検討会ということで、検討委員会が平成17年度4月に設置されました。その中で学識経験者6名で、今までに委員会の開催数が5回ぐらい開催されているということです。

意見交換会ということで、県内の3地域、九十九里、南房総、東総と、あとは印旛、香取、北千葉、君津というブロックに分かれてアンケート調査、意見聴取等を行っているわけですが、県内水道の統合、広域化について検討をしていくということでございます。また、全体的な傾向としまして、今までもアンケート結果を見ても、各市町村の意見というところで、県営水道へ市町村水道を統合していく形が理想的であり、現実的ではないかというような意見も出ております。また、県の方の側では、市町村単位で対応ができない問題も、可能なものが出てくるのではないかというお話もございます。

また、県の方の意見といたしましては、広域化の必要性は賛成だが、県営での議論には直ちにはならないだろうと。論点は2つに分けるべきだとそういう意見も出ております。いずれにしても、経営検討委員会の中で、ある程度の方向性が出てくるというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 広域の中で検討委員会のちょっとアンケートと申しましょうか、それに対して町としてどういう意見を出したのでしょうか、ちょっとそれを紹介いただきたいと思えます。

それから、今の広域とそれから自己水源との関係では、この表を見ますと61.8%ですね。約6割を自己水源で賄っているということで、当然これは御宿台及び落合川水系というのが水源

になろうかと思いますが、そうしますとこれ当然これからこの6割というのは大変大きな割合でありますから、この自己水源も当然確保していくと。また、水道法の中では契約について町は水道供給しなければならない。ならない規定だと思うんですね。義務を負っているわけありますから、いかなるときも水道を供給しなければならないという中で、これを見ますと補修金額ですね。現有施設の補修ですね、維持管理、これも外から見ますと大変鉄柵等の傷み、それから水道機器のポンプ類の傷みですか、さびなども相当激しいように思うわけです。

内部的な例えば操作盤等の問題もあろうかと思いますがけれども、そうしたものもやはりきちんと水道事業の中で、そういう整備計画なるものも持っていく必要があるというふうに思うのですけれども、その辺はどういうふうに考えていくのか、なし崩し的に捜査の対応もそうだし、まだ、使えるから使おうとか、これだからどうしようもないから予算計上しますかということしていくのか、それについてお聞かせ願いたいと思います。

それから、支払利息の軽減ということで、これは審査意見の方からも意見書に出されておりますけれども、この支払利息の軽減策についてはこれまでやってきていただいているというふうに思うのですけれども、今後どういうふうにしていくのか、その辺もお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 住民水道課長。

住民水道課長（米本清司君） 先ほどの検討委員会で町の意見ということですがけれども、ここでこの市町村の意見ということで報告した中身と変わりはありません。小さな自治体にいわゆる細かい話をしますと、職員の技術、あるいは教育関係のものについて、県が中心となって指導してもらいたいというものが多かったように思います。

自己水源の確保これにつきましては、現在の施設とこの受水割合、これはできれば堅持していきたいというふうに考えております。いずれにしても、この検討委員会がどういう形になるのかということでまたいろいろ協議、そういうものが生まれてくるというふうには考えております。

支払利息ということですが、借りかえたことによりまして約10万4,000円の支出が減となりました。

以上です。

議長（伊藤博明君） 米本課長。

住民水道課長（米本清司君） この支払利息の関係につきましては、紹介がございますので、それに対応をしていきたいというふうに考えております。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第 8 号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（伊藤博明君） 挙手多数。

よって、議案第 8 号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第 9 号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第 12、議案第 9 号 平成 17 年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第 9 号 平成 17 年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由を申し上げます。

本決算は、地方自治法に基づき監査委員の審査を受けましたので、ここに提案申し上げますのでございます。

平成 17 年度決算の概要につきましては、歳入で 10 億 1,865 万 8,055 円、歳出で 9 億 7,729 万 6,212 円となり、差し引き 4,136 万 1,843 円という結果になりましたが、引き続き今後も制度の健全な運営に努めたいと考えております。

なお、本決算につきましては、去る 8 月 18 日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 米本住民水道課長。

住民水道課長（米本清司君） それでは、初めに国民健康保険特別会計決算概要の 6 ページをお開き願いたいと思います。

（ 4 ）の国保加入者推移ということで年間被保険者数は一般被保険者が 2,711 人で 0.3% の減となりました。退職被保険者は 590 人の 16.8% の増。国保加入者老人は 1,484 人の 2.8% の減と

なりました。全体で4,785人の対前年比0.7%の増となったわけでございます。

それでは、決算書の5ページ、事項別明細書の歳入からご説明いたします。

国民健康保険税、予算現額3億5,543万9,000円に対しまして、収入済額が3億5,418万1,003円、収納率は79.7%でございます。内訳といたしまして、一般被保険者国民健康保険税、収入済額が2億9,701万2,804円、退職被保険者国民健康保険税、収入済額が5,716万8,199円でした。

次に、6ページをお願いいたします。

使用料及び手数料ですが、保険税督促手数料22万7,100円、1件100円で2,271件分がございました。国庫支出金は予算現額3億537万3,000円に対しまして、収入済額3億2,515万9,790円となりました。内訳ですが、国庫負担金、療養給付費等の負担金といたしまして、現年度分が2億5,208万725円、内訳は備考欄のとおりでございます。過年度分については発生いたしませんでした。

次に、高額医療費共同事業負担金、7ページをお願いいたします。500万65円、国庫補助金、財政調整交付金6,807万9,000円。内訳については、備考欄のとおりでございます。療養給付費等交付金、調定額、収入済額ともに1億3,876万6,000円です。過年度分についてはありませんでした。

県支出金、収入済額が4,506万9,065円、高額医療費共同事業負担金から8ページの県財政調整交付金まで内訳は備考欄のとおりでございます。

共同事業交付金、予算現額が2,155万円に対しまして収入済額が2,145万1,530円です。これは70万円以上の医療費に対して、国保連合会から交付されるものでございます。ちなみに平成17年度の対象件数は93件ということでございました。

財産収入、予算現額1,000円に対しまして収入済額は1円でございます。

9ページをお願いいたします。

繰入金、予算現額は7,179万円に対しまして収入済額7,179万円です。内訳といたしまして、一般会計の繰入金が5,179万円、保険基盤安定繰入金から出産育児一時金繰入金までで出産育児一時金の該当者は平成17年度は9件でございました。

基金繰入金は2,000万円です。

繰越金、予算現額は6,196万8,000円に対しまして10ページをお願いいたします。収入済額は6,196万7,870円となりました。これは平成16年度からの繰越金でございます。その他繰越金が6,179万6,290円ということでございます。

諸収入の収入済額が4万5,696円です。預金利子から雑入まで、なお、一般被保険者第三者

納付金は2万1,357円で、交通事故等による医療費を求償するもので1件の該当がございました。

以上歳入合計、調定額が11億886万9,668円、収入済額10億1,865万8,055円となりました。

次に、12ページの歳出について説明いたします。

総務費、支出額1,432万8,149円、内訳としまして一般管理費が1,271万4,902円、職員1名の人件費並びに事務費、臨時職員1名分でございます。連合会負担金が112万6,500円、内訳については備考欄に記載のとおりでございます。

徴税費43万1,247円、これは消耗品、保険税台帳納付書等の印刷製本代でございます。

運営協議会費14ページをお願いいたします。5万5,500円、平成17年度は4回ほど開催いたしました。

保険給付費、支出額が6億4,595万1,900円です。内訳といたしまして、療養諸費の一般被保険者療養給付費これが4億1,176万7,364円から、15ページの審査支払手数料205万3,869円まででございます。

高額療養費の一般被保険者高額療養費は4,640万8,969円、558件の該当があり対前年度に比べ13件の減となりました。

退職被保険者等高額療養費は1,452万9,683円で164件で、前年度に比べ91件の増がございました。

移送費の支出はございません。

次に、16ページをお願いいたします。

出産育児諸費の出産育児一時金270万円は、1件30万円で9件ございました。

葬祭諸費の葬祭費につきましては595万円、1件7万円の85件、対前年比18件の減ということとございました。

老人保健拠出金は支出額が2億2,083万8,112円、内訳としまして老人保健医療費拠出金が2億1,755万3,321円、老人保健事務費拠出金が328万4,791円でございます。

次に、17ページをお願いいたします。

介護納付金、支出額6,598万3,322円、これは支払い基金に納付するものでございまして、介護保険特別会計においては支払基金より交付されるものでございます。

共同事業拠出金、支出額が2,000万432円、内訳としまして、高額療養費共同事業医療費拠出金とその他共同事業拠出金でございます。

保健事業費は支出額123万8,230円で、18ページをお願いいたします。これは短期人間ドック

費用助成金でございまして、28件の利用者がありました。

基金積立金支出額については1円でございます。これは財政調整基金の預金利子を積み立てたものでございます。また、平成17年度末現在で基金の余裕額は2,041万9,718円となりました。

公債費の支出はございませんでした。

諸支出金としまして、支出額は895万6,066円、内訳としまして一般被保険者保険税還付金が24万9,800円、これは一般被保険者の方で保険の変更手続きが遅延のために保険税を返還するものです。退職被保険者等の保険税還付金、支出はございませんでした。

19ページをお願いいたします。

償還金870万6,266万円で、支払基金、国の補助金及び交付金へ返還いたしました。

予備費の支出はございません。

以上、歳出合計9億7,729万6,212円、歳入歳出差引額4,136万1,843円でございます。

以上で説明を終わります。

議長（伊藤博明君） ここで、新井監査委員より監査報告をお願いいたします。

新井監査委員。

代表監査委員（新井和夫君） 平成17年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして、監査報告いたします。

平成18年7月27日、午前9時30分より議会委員会室におきまして、貝塚監査委員とともに、地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました。

平成17年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、決算書類並びに関係書類、証拠書類を審査したところ、正当なものと認めます。

講評といたしましては、国民健康保険税の徴収について、徴収率の向上を求めました。なお、詳細につきましては、平成17年度御宿町決算審査意見書によって報告をしております。

以上でございます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

石井芳清君。

1番（石井芳清君） 国民健康保険特別会計の決算であります、歳入であります、5ページで今、監査委員の方から収納率の指摘などがありました、ここでお聞きしたいのは保険税とあわせて保険証の発行について、平成17年度はどのようになっているかお尋ねいたしますが、たしか本町におきましては、短期被保険者証並びに資格証明書というのを発行しているというふうに理解しておりますが、ご承知のとおり国民健康保険というのは、社会保険に次

ぐすべての国民が入れる保険ということでありまして、ここが住民の命と健康を守る最後のとりでということで、今は市町村事務になっておりますけれども、やはりこの運用ということがその住民と暮らしに大きく影響してくるというふうに思うわけでありまして。

それで、この資格証ですね、これが平成17年度において年度当初から3月まででどのような形になっているのか、それから、その運用についてはどう充てられたのか、それについてお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 米本課長。

住民水道課長（米本清司君） それでは、資格証明書の関係について、お答えいたします。

平成17年度短期被保険者証の交付が177件、資格証明書の数が27件ということで合計204件ということです。ちなみに短期保険証につきましては3カ月の被保険者証ということで、資格証明については有効期限が1年で平成17年度は27名ということになっております。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 平成17年度中にどういう状況があったのか、つまり年度当初が幾つあって、最後どうなったかと。短期の方は期間は短いですがけれども、3割ということの負担で済みますから実害はないというふうに思うのですけれども、たしか資格証については全額医療機関で支払いをして、後日手続によって支払いをされる状況があるということだと思っております。ですから、全額支払わなければならないという中で、それが必要な医療が受けられなくなるおそれがあるのではないかとということが言われているわけでありまして。それで、今年も税率改正も行いましたし、平成18年度もまた上がっているわけでありましてけれども、その辺がまずどうなっているのか。ですから、とにかく資格証の扱いについて、どういう措置がされているのか。必要な医療がきちんと受けられるような最低の保険制度でありますし、それについて留意をしていただきたいというのが質問の願意ではあるのですけれども、それについて答弁願います。

議長（伊藤博明君） 木原課長。

税務会計課長（木原政吉君） 初めに、資格証の状況ですが、昨年6月1日、今、住民水道課長が申しましたとおりに27件ございます。1年後の今年の6月1日は30件でプラス3件増えています。やはり納税相談等を行って、その状況から分納を履行していただける方については短期保険証を出すようにしてありますが、全く応じない方については、国の指導もあり資格証を交付しております。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（伊藤博明君） 挙手多数。

よって、議案第9号は原案のとおり認定することに決しました。

これより午後1時まで休憩いたします。

（午後12時03分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時02分）

議案第10号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第13、議案第10号 平成17年度御宿町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第10号 平成17年度御宿町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由を申し上げます。

本決算は、地方自治法の規定に基づき監査委員の審査を受けましたので、ここに提案申し上げるものでございます。

平成17年度の決算につきましては、歳入で11億7,160万656円、歳出で11億6,020万5,603円となり、差し引き1,139万5,053円という結果となりました。高度医療化による1件及び1人当たりの医療費はますます伸びる傾向となっております。今後もなお一層の健康管理に対する意識向上を目的とした保健事業等を実施し、医療費の抑制に努めたいと考えております。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 米本住民水道課長。

住民水道課長（米本清司君） それでは、お手元の老人保健特別会計決算書の11ページをお開き願いたいと思います。

下段の加入者推移表から説明いたします。

老人保健受給者は年間平均1,783人で、前年度の1,872人と比較しますと89人の4.8%の減、医療費状況では前年度比で2.9%の増となりました。

それでは、3ページの事項別明細書から説明をさせていただきます。

支払基金交付金、収入済額 6億8,302万1,000円、この内訳としまして医療費交付金 6億7,933万9,000円、審査支払手数料368万2,000円。

次の国庫支出金、収入済額が 3億2,223万1,026円、内訳としまして現年度分が 3億1,725万1,000円、過年度分としまして498万26円。

次の県支出金、収入済額が8,159万8,000円。

4ページをお願いいたします。

繰入金は、一般会計から8,357万7,000円でございます。

次の繰越金118万3,500円は、平成16年度からの繰越金でございます。

諸収入は130円、内訳としまして預金利子が12円、雑入が118円、これは連合会からの雑入でございます。

歳入合計は11億7,160万656円です。

続きまして、5ページの歳出についてご説明いたします。

医療諸費、支出済額が11億5,404万2,077円、内訳としまして医療費給付費が11億3,017万4,341円、これは病院及び診療所の医療費でございます。

医療費支給費2,002万9,919円、接骨院及び補装具、高額医療費支給分でございます。

審査支払手数料383万7,817円。レセプトの審査支払手数料でございます。

次の諸支出金616万3,526円、これは負担割合に基づいて算定いたしました返還金でございます。内訳としまして、支払基金へ348万4,735円、県に41万744円、一般会計繰出金に226万8,047円です。

続いて6ページをお願いいたします。

公債費、予備費はともに支出はございませんでした。

以上、歳出合計11億6,020万5,603円、歳入歳出差引額は1,139万5,053円でございます。

以上で説明を終わります。

議長（伊藤博明君） ここで、新井監査委員より監査報告をお願いいたします。

新井監査委員。

代表監査委員（新井和夫君） 平成17年度御宿町老人保健特別会計歳入歳出決算書についま

して、監査報告をいたします。

平成18年7月27日、午前9時30分より議会委員会室において貝塚監査委員とともに、地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました。

平成17年度御宿町老人保健特別会計歳入歳出決算について、決算書類並びに関係書類、証拠書類を審査したところ、正当なものと認めます。

なお、詳細につきましては、平成17年度御宿町決算審査意見書により報告してございます。以上でございます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 老人保健の決算であります。決算概要の方で今、課長の方から説明がありました加入者の推移であります。これが平成16年度と17年度を比べてみますと減っているということでした。これは今後ともこういう傾向、加入者の増減についてはどういうふうに見積もっておられるのか。

それから、決算概要の12ページの方に、老人保健医療費の推移ということで、全体的には減っているけれども、医療費の方も上がっているし、一番右の端には1人当たりの医療費ということで平成13年度54万6,000円から64万5,000円ということで、1人当たりの医療費も上がっているというような説明が書かれているというふうに思うのですけれども、それで冒頭、町長が提案説明の中で、今後健康管理、意識高揚を図りたいというご決意を述べられて決算の提案をされておるわけですが、それでは、その医療費の伸びですね、1人当たり伸びているところが、どういう特徴があるのか。何回も同じような質問を毎年いたしますが、この平成17年度では特徴的なことがあったのかなかったのか。それにどういう対応を図っていくのか、それについてお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 米本課長。

住民水道課長（米本清司君） まず、加入者についてですけれども、今後は増えていくと推測しております。

医療費の伸びの特徴ということですが、医療内容に高額な医療を要する内容が多くなってきており、特に高額の関係でいいますと、循環器系の病気が1位を占めているということで、今後も伸びていくのではないかとというふうに考えております。

今後の考え方ということでございますけれども、住民と町が疾病の予防と健康の増進を協働して、積極的に正しい知識の普及啓発を展開しながら、意識改革あるいは生活習慣病の改善等

に向けて、点検、検診等の定期的な受診を実施し、地域の疾病予防等を志していきたいというようなことでいけばいいのではないかとこのように考えますので、よろしくお願いします。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 具体的にどういう施策を今後とっていかれるのか。それから、その医療費であります。歳出の方で医療給付費ということで5ページですか具体的にありわけありますけれども、本町ではこの間大きな問題になっております国吉病院のあり方ですね。それについて議論をされているわけでありまして、本定例会においても議員にそういう一般質問が今後予定をされておるところであります。民間までということにはなかなかならないというふうに思うわけでありまして、特にこの医療給付費などにおいて、いわゆる国吉病院は公的施設でありますから旧薬ですね、厚生新薬という要するに薬、薬剤、これをどういうふうに扱っているかということも、大きな一つは改善できる点であろうかというふうに思います。近隣の公的施設においても、そういう旧薬使用という中で、100万円単位の削減があったというふうな話も聞いているわけでありまして、この辺は関連してくるかなと思っておりますが、こういうふうに金額が出てくるわけでありまして、これに対してそういう縮減する方向性の一つの施策方向として、そういう公的施設の薬剤の使用についても、当然検討をされているというふうに思うのですけれども、それについては今どのようなようになっているのでしょうか。

もしそういうのがなされていなければ、そういうことも今後検討していくということが、この医療費の縮減と方策の一つであるというふうにも理解するわけですが、現状どうなっているのかちょっとご説明いただけないでしょうか。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） それでは、お答えいたします。

このジェネリック薬品の取り組みということについてのご質問だと思っておりますけれども、国吉病院におきましては一部の薬品については既に採用、処方しているということを知っております。平成18年4月から厚生労働省の指導で、医療費削減策の一環としてジェネリック薬品への処方推奨への方針が打ち出されておるところであります。国吉病院ではジェネリック薬品に対し、安全性、安定供給、薬効等を検証、検討しつつジェネリック薬品を順次採用していく予定であるということでございます。

よろしくお願いします。

議長（伊藤博明君） 米本課長。

住民水道課長（米本清司君） 先ほども少し申し上げましたが、今後は生活習慣病、特にそ

の辺の予防の徹底ということを国でも施策として掲げております。特に生活習慣病有病者というのですか、主に糖尿病を主体とした予備軍の25%の削減ということを国では目標としております。

また、2008年の4月から医療保険者に健診保健指導を義務づけるということで、40歳以上の加入者に対して特定健康審査の実施を行うというような方向性が出ております。また、特定健康診査というものは、糖尿病、脳卒中、心臓病、肥満等の生活習慣病に関する検査ということでございます。

以上です。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） これは例えということでございますけれども、今、課長がおっしゃられたような若年層、若い人たちですね、そういう人たちが今おっしゃられた内容での健診は大丈夫だと思うわけでありますが、それは国からの指示であるわけですが、それに対して町はどうするのかということだと思っております。町長、そういうふうに言っているわけですから、冒頭にそれはどうされるのかということなんです。国はそういう方針を出しましたよと。わかりました、町としてはどうするのか。それをちょっと、国を出してないし、多分ただやるだけなのかということがあると思っております。それは具体的にはあるのですかないのですか。国の新しい基準の部分だけをやるというだけにとどまるわけですか。

議長（伊藤博明君） 米本課長。

住民水道課長（米本清司君） 先ほども申しましたけれども、健康に関する普及啓発、あるいは意識の改革ということで、点検や検診等の定期的な受診を促すということでございます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第10号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（伊藤博明君） 挙手多数。

よって、議案第10号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第11号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第14、議案第11号 平成17年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第11号 平成17年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由を申し上げます。

本決算につきましては、地方自治法の規定に基づき監査委員の審査を受けましたので、ここにご提案申し上げるものでございます。

決算の概要といたしましては、歳入総額 5 億1,615万4,861円、歳出総額 5 億97万5,460円、実質収支額1,517万9,401円となりました。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） それでは、決算書と資料として配付をさせていただきました決算概要でご説明を申し上げます。

最初に介護保険の被保険者の状況につきましては、決算概要の14ページに記載をしておりますが、介護保険の被保険者、要介護等認定者、サービス業者数ともに年々増加をしておりますのでございます。

平成12年度当初と18年3月末数値を比較しますと、認定者数は177人から355人と倍増、サービス利用者数は119人から274人、2.3倍と伸びが顕著となっております。これは介護保険制度の浸透と高齢化の進展などが要因と考えられます。

それでは、決算書の3ページ、事項別明細書、歳入からご説明を申し上げます。

介護保険料ですが、調定額7,927万1,200円に対し、収入済額7,842万3,400円で、収入未済額は69万3,500円です。

次に、使用料及び手数料は、保険料督促手数料で収入済額 1 万2,600円です。

国庫負担金は、介護給付費等負担金9,571万7,000円で、保険給付費の20%分です。

国庫補助金は3,180万2,000円で、内訳として4ページの財政調整交付金3,169万1,000円と、介護費用適正化緊急対策給付金11万1,000円です。

支払基金交付金は 1 億4,883万4,000円で保険給付費の32%分であります。

県支出金は5,982万3,000円で、介護給付費の12.5%であります。

財産収入は利子及び配当金で30円です。

繰入金は一般会計繰入金8,008万4,217円で、内訳として介護給付費等繰入金は5,787万8,000円と過年度分介護給付費等繰入金244万3,217円で、介護給付費の12.5%分の町負担分でありま
す。

その他一般会計繰入金1,976万3,000円は、事務経費の町負担分であります。

次に、6ページの繰越金は、前年度繰越金で2,145万599円です。

諸収入は8,015円で、内訳として預金利子15円と受託事業収入の8,000円です。

以上、歳入の収入済額合計は5億1,615万4,861円となりました。

歳入の性質別決算の状況につきましては、決算概要の8ページにも記載してございますけれども、負担割合分の精算による差額分につきましては、先ほど補正予算で承認をいただきましたが、翌年度で精算することになります。

次に、歳出、7ページをお開き願いたいと思います。

総務費の総務管理費998万3,562円は、職員の人件費や事務費等の費用です。

8ページの徴収費60万2,266円は、介護保険料徴収に係る事務費用です。

介護認定審査会費762万6,203円は、介護認定に係る調査員の人件費、意見書作成料、介護訪問調査委託料や9ページのインターネット使用料と介護認定審査会共同設置負担金であります。

趣旨普及費3万2,550円は、介護保険制度PR用パンフレット用の用紙、インク代でございます。

運営協議会費3万9,000円は委員報償費であります。

保険給付費は4億7,436万7,738円で、対前年4.8%の増となっております。この増額につきましては、決算概要の12ページ、第5表、サービスの種類別給付状況にありますが、給付額に占める割合では居宅サービス51.6%を占め、昨年度から比較しますと0.8ポイント減少しております。逆に施設サービスは48.4%と昨年度と比較しますと0.8ポイントの増となっており、施設サービスの利用者件数が874件と昨年度から比較しますと91件、11.6%増加しております。

居宅サービス利用者件数は横ばいですが、施設サービス利用者件数が増加したことが、給付費増の要因となっております。

決算書の10ページに戻りますが、高額介護サービス費254万3,130円と、11ページの特定入所者介護サービス費801万3,640円につきましては、平成17年10月から居住費と食費が自己負担となったことにより、低所得者の負担増を軽減するために創設された給付費であります。

財政安定化基金拠出金は49万1,730円です。

12ページの基金積立金は、介護給付費準備基金積立金1,000円で、17年度末の基金残高は

5,183万5,000円となります。

諸支出金は783万1,411円で、第1号被保険者保険料還付金4万2,100円と償還金利子及び割引料711万2,400円で、平成16年度分の給付費確定による国・県支払基金への返還金であります。

繰出金67万6,911円で、平成16年度事務費等の一般会計の精算分であります。

以上、歳出合計は5億97万5,460円であります。

実質収支額は14ページにありますように1,517万9,401円で、平成18年度への繰越金となります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） ここで、新井監査委員より監査報告をお願いいたします。

新井監査委員。

代表監査委員（新井和夫君） 平成17年度介護保険特別会計歳入歳出決算について、監査報告をいたします。

平成18年7月27日、午前9時30分より議会委員会室におきまして貝塚監査委員とともに、地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました。

平成17年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算について、決算書類並びに関係書類、証拠書類を審査したところ、正当なものと認めます。

講評といたしましては、介護保険料の徴収について徴収率の向上を求めました。

なお、詳細については、平成17年度御宿町決算審査意見書に報告してございます。

以上でございます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 決算概要の17ページを中心にお尋ねいたしますが、決算概要の冒頭で、本決算は第2期介護保険事業計画の最終年度でありますと、こういうふうに出ているところでもあります。ご承知のとおり介護保険の保険料につきましては、3カ年通算の中での料金利用設定になっているということで、特にこの計画をどうつくっていくか、これが非常に大切になってくるのかなというふうに思います。

ですから、今回の中でちょうどここに17ページは12年度から17年度と始まってから要するに1期、2期分の推計といたしますか、実数をグラフ化して説明に供していくというふうに思うわけですけれども、その1期、2期の計画の中で、じゃ、この最終決算がどうであったの

か、計画等のそういう評価というのが大事だと思うんですね。今、3期目に入っているわけでこれは介護保険でありますけれども、そのほかも含めまして実態にリアルに見て計画づくりをしていくかということが非常に大事だということの一つになるのかなというふうに私自身は思っているのですけれども、担当としては計画づくり、そしてこの計画の最終的な年度決算にあたりますね、それについての総括と申しましょうか、あれば報告いただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 第2期介護保険事業計画と3カ年決算額との評価ということのご質問でありますけれども、第2期介護保険事業計画の介護保険給付費総額を申し上げますと、計画期間はまず平成15年度から17年度の3カ年で14億6,607万円を見込んでおりました。3カ年の決算額を申し上げますと、13億3,852万円と金額で計画費に対する執行率は91%となっているところであります。

内訳としましては、居宅サービス費は計画数値を21.7%上回っておりますが、逆に施設サービスが計画数値を29.3%下回ったという状況になっております。平成14年度の計画策定時点の施設サービスの介護報酬が、2度にわたり引き下げになっております。また、食費、居住費が平成17年10月分利用から個人負担となりましたので、これらの給付費減額を考慮しますと、執行率91%という数値はかなり推計が的確であったと思われます。第2期計画が終わって、第3期介護保険事業計画に入っておるわけではありますが、この辺の数値を今後も注意しながら事業運営にあたってまいりたいというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。実質91%ということで今ご説明ありましたけれども、その間の一部基準の引き下げというのがあったから、それがなければもっと100%に近い状況であったというようなご説明であったというふうに思います。私、数値をどうこうということではなくて、やはりこうした今後介護保険を含めまして各種計画、たしかあの年も、第1期も私ちょうど委員で参画させていただきましたけれども、特に高齢者におきまして対面による調査ということで、非常に綿密な調査をされて、また、それを自分たちでたしか皆さんのご協力もいただいて、計画づくりをしたという経過があったと思うのですね。

私見ていて、大変なご苦労があったというふうに理解をしておりますけれども、ただし、それはその後この介護保険の実質的な計画の進捗状況も含めまして、これにかかわる福祉事業につきましてもさまざまな相談事業を含めましてそのときの調査ですね、家庭環境はどうである

のか、本人の状況はどうであるかということが、その中でつぶさに手にとるようにわかるという中で各種福祉事業が非常に円滑、相談に行ってもすぐ対応してくれるという報告も私、何人かからいただいております。

ですから、そういう事業ができる。これが逆に大きくなればそういうことはやろうと思ってもできないわけですから、やはり小さい町なら小さい町なりのその特質を生かした事業の進め方、計画のつくり方というものがあるし、それ大変なのですけれども、そういうものを執行していく中できちっと成果も出てくるということが、平成17年度の決算を通じて私はそういうところが見えてくるというふうに思うわけであります。

細かい話はありませんけれども、引き続きそうはいっても高齢者がこれから多くなってくるわけでありまして、収納率も含めましてありましたけれども、介護保険に係る部分の希望と申しましょうか要望というのはこれから強くなっていくというふうに思いますので。あと、ご承知のとおりこれ審査委員会がありますから、その中でどうしても必要な福祉を提供できないという部分も制度上あるわけでありまして、その辺も含めましてやはり福祉全体の中で介護保険を位置づけながら安心して暮らせる、そういう福祉の町づくりをやっていっていただきたいというふうに思うのですけれども、それについて最後、担当の所管を伺いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） ただいまの議員からのご指摘がありましたように、これから進めていくにあたりましては、福祉についてはやはり高負担になっていることが一番の大きな問題かと思えます。ですから、サービスの提供もできないような方については、相談支援事業という形で充実させていきたいと考えておるところであります。

よろしくお願い申し上げます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第11号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（伊藤博明君） 挙手多数。

よって、議案第11号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第12号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第15、議案第12号 平成17年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第12号 平成17年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定についての提案理由を申し上げます。

本決算は、地方自治法第233条第1項の規定に基づき、去る7月27日監査委員の審査を受けましたので、ここに提案いたします。

本決算の規模は、歳入総額39億724万1,535円、歳出総額37億2,848万1,529円であり、実質収支額は1億7,876万0,006円の黒字となりました。

平成17年度は、昨年度と同様三位一体の改革による国庫補助負担金の廃止や交付税の縮減など小規模自治体である当町にとっては大変厳しい状況での財政運営となりましたが、昨年度から継続事業であった中学校校舎も完成し、子供たちも新校舎で元気に過ごしております。そのほか、漁港整備やイノシシ被害防止などの産業振興事業や町営住宅補修工事、道路改良事業等生産基盤の整備、少子高齢化に対応した各種福祉施策などを取り組んでまいりました。今後とも効率的な行財政運営に努め、住民福祉の向上に資するよう努力してまいりますので、認定方、よろしく願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 平成17年度の御宿町一般会計歳入歳出決算について、決算概要の2ページより説明いたします。

収支について、3の（1）決算収支を説明いたします。

平成17年度の一般会計の決算額は歳入総額39億724万2,000円、歳出総額37億2,848万2,000円となりました。歳入から歳出を引いた形式収支は1億7,876万円で翌年度への繰り越しもありませんので、実質収支も同額の黒字となりました。

この内容について、12ページの第1表で説明いたします。

これは表の中段5の実質収支の平成16年度分の1億9,880万4,000円が17年度へ繰り越しされていることからの黒字であり、平成17年度の単年度収支は16年度繰り越しを差し引くと2,009万4,000円の赤字となりました。

16ページの性質別決算の状況について説明いたします。

人件費は平成16年度より883万4,000円減りました。

公債費は16年度より1億787万円減りましたが、16年度は減税補てん債の借りかえによる繰上償還が1億1,600万円あったもので、これを除くと807万3,000円の増となりました。

から までの計の経常的経費は26億5,661万円で下がっていますが、繰上償還分が大きく下げているものでございます。

投資的経費は10億5,276万2,000円で、前年度より4億5,020万4,000円増となりました。これは中学校の建設事業費の増によるものです。

19ページをお願いいたします。

19ページの7の一部事務組合の負担金は、広域市町村圏事務組合へ1億9,698万3,000円、布施学校組合へ1,575万9,000円、夷隅環境衛生組合へ1,857万9,000円、国吉病院へ2,409万2,000円、南房総広域水道企業団へ2,559万円、総額2億8,100万3,000円を負担いたしました。

戻って、11ページの財政指標について説明いたします。

ここに掲げられている数値は客観的に見る数値として使われております。基準財政需要額、基準財政収入額は、普通交付税の算定基礎となるもので、需要額から収入額を引き、その差額が普通交付税となります。この表で見ますとその差額は6億4,880万円です。

標準財政規模は、国で定めた一定の算定式により求められるものでございます。財政力指数は、一番上の2段目の基準財政収入額を基準財政需要額で割った数値の3カ年の平均で1に近い方がよく、1以上は普通交付税が交付されません。実質収支比率は、年度の繰越額を上段の標準財政規模で割った数字で3から5%が望ましいとされています。経常収支比率は財政の弾力性を示す数値であり、70%程度が望ましいとされ、75%を超えると弾力性を失いつつあるとされています。公債費比率は10%超さないことが望ましいとされています。公債費負担比率は15%が警戒ラインで、20%が危険ラインとされています。起債制限比率は20%以上になると地方債の発行が制限されます。実質公債費比率は今年度より採用された数値で、一般会計の償還額と特別会計の繰出金、一部事務組合への町負担相当額の償還金の合計額を基準財政需要額で割った数字です。

地方債は、前年度までは許可制でありましたが今年度からは協議制になりました。この数値が18%を超えると許可制となり、25%を超えると起債に制限がかかります。地方債現在高は43億6,413万1,000円で、過去最高の額となりました。

債務負担行為支出予定額は9,268万円で、このうち土地開発公社からの借入未償還が5,964万

円あり、年間2,100万円ほど償還いたします。平成20年度までがこの額が続きます。

将来債務負担比率は、標準財政規模に対して上記2段の地方債現在高と債務負担行為額の計の割合で、将来の義務的負担の大きさをあらわしますが、この数値は中学校建設事業計画により大幅に増加することから、町債の発行を当面の間極力抑制するなど、将来債務に配慮が必要となります。

決算書について説明いたします。

決算書の6ページの事項別明細書で説明いたします。徴税の収入済額は11億1,834万1,687円となり、構成比28.6%で、前年度より1億4,710万2,000円の増で15.1%の増となっております。

固定資産税は地価の下落で落ちていますが、住民税の分離長期譲渡所得や特別土地保有税の滞納分の納税により大きく伸びたものです。収納率は79.19%で前年度より7.7ポイント上がりました。

2款の地方譲与税から10款の地方特例交付金までは国の算定により交付されるものです。

8ページをお願いいたします。

3目の所得譲与税は三位一体の改革により税源移譲の暫定措置として、平成16年度に創設されたもので、その額は2,819万8,000円で、前年度より1,800万円増となりました。

11ページをお願いいたします。

地方交付税は減額の要因は、地方財政計画による投資的経費の大幅な縮減や町税の伸びによる減額や、特別交付税が合併自治体や大災害地域への交付が重点的にされ、その影響により減額されたものが要因です。地方交付税は平成13年度前後は10億円前後であったものが、地方分権制度の確立や三位一体の改革により年々減額され、その傾向は依然として続くものと思われます。

分担金及び負担金は、12ページの民生費負担金の児童福祉負担金、いわゆる保育料の保育所運営費負担金が主でございます。衛生費負担金は清掃センター運営費のいすみ市の負担金でございます。農林水産業分担金は、漁港整備事業の分担金で、国・県交付金残の25%のうち12.5%を漁協で負担しております。

使用料及び手数料の商工手数料は、前年度の87%増でこの額は毎年前年度を下回っています。土木使用料は未済額が前年度より46万8,000円増えております。教育使用料は前年度の84%で109万2,000円の減となっております。総務使用料は町営駐車場、浜、中央、多目的広場、プール前の4カ所の料金で1,346万9,500円でございます。

15ページの手数料については、衛生手数料の粗大ごみの収集を個別収集にし、全部有料化と

したため持ち込み手数料が増となりました。

国庫支出金については2億3,853万5,145円で、前年度より4,984万4,000円増となり、これは学校建設事業費分が大半です。

18ページ、県支出金は1億6,373万8,384円で前年度より2,153万2,000円増となり、これは民生費負担金や選挙費、国勢調査費の増でございます。

24ページ、財産収入は5,654万7,280円で前年度より848万2,000円増となり、これらは財産売り払いの土地売払収入が前年度より1,001万2,000円増となったためでございます。

24ページ、繰入金は各特別会計への繰り入れを執行し、目的基金である13款ふるさと保全対策基金は農業振興基本計画策定事業へ充当、学校建設基金は中学校建設事業に充当しました。

27ページ、諸収入は5,794万5,238円となりました。前年度より2,933万5,000円の増となり、月の沙漠記念館や町営プールの売店収入は減収となりましたが、JR返還金の大幅増や千葉工業大学から町道0109号線の開発負担金があったことなどにより、対前年比102.5%の増となりました。

30ページをお願いいたします。

町債は6億8,390万円を借入れ、各科目中3番目に高い構成比です。学校建設事業費で4億3,220万円を借入れています。

歳出について説明いたします。

33ページをお願いいたします。

議会費は、議員の報酬引き下げや物件費の見直しにより前年度より下回りました。

総務費は特別職の給与の引き下げ、物件費の見直しにより前年度より下回りました。平成16年度は参議院選挙と知事選挙費用があり、平成17年度は衆議院選挙1回でその減額の要因であります。

39ページの財産管理費の委託料の石綿含有調査委託で、町内公共施設のアスベスト調査を実施し、その結果、既に取り壊した御宿中学校の旧特別教室棟にアスベストがあり、除去処理をいたしました。その他の施設にはアスベストはありませんでした。

50ページ、民生費の社会福祉総務費は負担金補助及び交付金で、町社会福祉協議会へ1,906万5,000円、52ページの繰出金で国保会計へ5,179万円が主で、繰出金は前年度より666万8,000円の増となっています。

老人福祉費は、委託料の在宅介護支援センター業務や老人介護保健特別会計の繰出金が主です。この繰出金は前年度より1,528万7,000円の増となっております。

54ページ、心身障害者福祉費は施設関係の支援費と扶助費の重度障害者医療費です。年々増加傾向にあり、前年度より780万円ほど増となっております。

56ページをお願いいたします。

児童福祉費は、児童手当の費用と保育所の運営費でございます。

60ページをお願いいたします。

60ページの工事請負費で、御宿保育所の遊戯室に冷房施設を整備いたしました。

61ページから63ページは、委託料により老人保健等を中心とした各種検診事業を実施いたしました。

64ページをお願いいたします。

環境衛生費は、河川浄化施設2カ所の管理費といすみ市への火葬業務負担金が主でございます。

65ページ、乳幼児医療対策は、ゼロ歳児から入学前児童への医療費個人負担分を助成する扶助費でございます。

66ページ、清掃費は、じん芥処理費で清掃センターの灰処理施設の整備や、焼却炉の運転時間延長による運転管理者委託費の増により4,510万1,000円の増となりました。

69ページをお願いいたします。

し尿処理費は、夷隅環境衛生組合の負担金と小型合併浄化槽の補助金でございます。

70ページは、上水道費は、町水道会計の補助金と南房総広域水道企業団への補助金と出資金です。

72ページの農林水産業費の農業費の委託料で、農村振興基本計画作成業務により今後の御宿町の農業のあり方を明らかにするための基礎調査に着手いたしました。

73ページの負担金補助及び交付金で、イノシシの被害防止対策事業を実施いたしました。

75ページ、水産業は、76ページの漁港整備事業により岩和田漁港の整備を実施いたしました。その事業費は約5,600万円となりました。

77ページ、商工費は、78ページの街路灯整備事業を新規事業として実施いたしました。

78ページ、観光費は、各種イベント事業の委託と海水浴場委託業務です。

80ページの月の沙漠記念館管理運営費は、空調設備は前年度に終了したため、1,128万3,000円の減となりました。

82ページ、町営プールの管理運営費は、工事請負費が大幅に伸び、前年度より529万円増となりました。これらの施設については、使用料を管理費が大幅に上回っている状況でございます。

す。

83ページ、土木費は1億300万円の大幅な増となりました。

86ページの公有財産購入費で岩和田地先の道路用地購入、実谷地先の0106号線改良事業費が大きな伸びの要因です。

87ページ、住宅費は住宅整備費の工事請負費で、岩和田団地の外壁工事、矢田団地の屋根防水工事を実施いたしました。

89ページ、消防費は常備消防費の広域市町村圏事務組合の負担金と非常備消防費は、町消防団の活動費です。消防費は前年度とほぼ同額でございます。

91ページ、教育費は前年度と比べ41.3%増で、金額で2億6,339万円の増、総額9億133万6,480円となり一番高い率となりました。

98ページ、共同調理場の工事請負費1,297万1,120円で、御宿中学校の給食を賄えるよう調理室の改修を行いました。

102ページ、学校建設費は平成16、17年度で継続費による中学校建設事業を実施し、平成17年度は6億9,915万1,905円となりました。教育費は前年度と比べ41.3%増、金額で2億6,339万円の増です。

111ページ、災害復旧費は2,153万169円で、土木施設災害復旧費でございます。

112ページ、公債費は3億7,042万6,000円となり、前年度より約1億800万円減となりましたが、これは平成16年度に減税補てん債の繰上償還があったもので、これを差し引くと清掃センター分の償還が始まっているので伸びてきています。

予備費は夏の台風により、浜、浜谷川の河口に砂や海草が堆積し、流水が悪くなり急を要したため河川総務費の工事請負費に充当しました。その額は20万2,000円です。

以上で説明を終わります。

議長（伊藤博明君） ここで、新井監査委員より監査報告をお願いいたします。

新井監査委員。

代表監査委員（新井和夫君） 平成17年度御宿町一般会計歳入歳出決算につきまして、監査報告をいたします。

平成18年7月27日、午前9時30分より議会委員会室におきまして貝塚監査委員とともに、地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました。

平成17年度御宿町一般会計歳入歳出決算について、決算書類並びに関係書類、証拠書類を審査したところ、正当なものと認めます。

講評といたしましては、町税、使用料及び手数料の徴収の向上を認めました。また、中学校建設等実施に伴い、町債残高が43億円を超える額となり、今後も慎重な財政運営を望みます。

なお、詳細につきましては、平成17年度御宿町決算審査意見書によってご報告してまいります。

以上でございます。

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

これより午後2時10分まで休憩いたします。

（午後 2時01分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時16分）

議長（伊藤博明君） 議案第12号に対しまして、質疑ありませんか。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 歳入であります、6ページ町民税、固定資産税の関係であります。特に法人税等であります、先ほど提案説明の中で、収納があった中で率が上がったというようなご説明があったわけであり、これまで町外の居住者による要因が大きく全体の収納率が下がっていたという中で、要するに町民としてはあらぬ弊害を受けていたというふうになると思うのです。

これで、今回実践の中でいろいろな対応を事務的にとっていただいた中で、具体的にその辺はどうなったのか、それについてここで説明を受けたいと思います。

それから、11ページであります、総務費負担金ということで防災無線個別受信機設置負担金ということであるわけであり、これは実際何台販売したのか。先般防災訓練も行ったところであり、これたしか事業補助もいただいて一時整備したし、分担金もとった中で、もうそろそろ在庫の方も少なくなってきたのではないかなというふうに思うのです。引き続きまた新たな転居者は積極的に求めていくという中では、こういう基本的な手続についても今後整備していかなければならないと思うのです。

それから、防災無線についても大変老朽化しておりまして、時々音が出たり出なかったりとかということもあるようですけれども、そうしたことについても検討をしたいというような話が過去ありましたが、それについてはどうしていくのかということですね、それについてお尋

ねをしたいというふうに思います。

それから、28ページからの雑入の中ですが、自動販売機ということで記念館、海洋センター、庁舎、公民館ということで入金しておるわけですが、この自動販売機の運用と申しませうか、これはどういうふうになっているのでしょうか。例えば、これらの電気代についてはどうなっているのか。ここにも言いましたように夏よりも冬場の電気代の方が大変高くなっているというようなこともあるようであります。ほかの自治体を見ますと、いろいろな対応をとっているところがあるかと思いますが、そうした対応の中で改善できる状況があるのかないのか。ということは、どういうふうに精査されているのか。

精査されているとすればいいわけですが、精査していないとすれば、そうしたことについても検討をして、少しでもプラスになるような方法があれば、そちらの方に運用を切りかえていただきたいというふうに思うわけでありませう。これについてのご答弁を求めたいというふうに思います。

それから、歳出の方であります44ページ、これも徴税費の中でしょうか。備品購入費ということで公有自動車購入というふうになっております。金額が支出済額ということで23万5,400円というふうに思いますが、23万5,400円では新車は買えないというふうに思うわけですね。この内容について説明を受けたいというふうに思います。また、その他でもあるようでありますけれども、ほかの課でも自動車購入になっておりますが、それも大変安い金額になっているわけでありませうけれども、それらについても説明を求めたいと思います。

それから、53ページ、老人福祉費の中でありますけれども、使用料及び賃借料の中で、緊急電話利用料というふうな説明がございますが、これは平成17年度の中でどの程度普及しているものなのか。平成17年度の中で新たな利用者とトータルで何件利用しているのかということについてお聞きしたいと思ひます。

それから、たしか緊急電話については複数の連絡先が必要だというふうに思ひます。それで、例えば御宿町に新たに転居されてきた方という人とか、要するに御宿に連絡先がない、別に電話ですからどこでもいいのですけれども、ただ、遠方だとさっきの保育園の緊急ベルではありませんけれども用が立たないわけですね。ですから、町内の方が望ましいと思うのです。そういう中で、そういう人がいない場合、もしくは親戚なんかもなくて天涯孤独という方もいらっしゃると思うのです。そうした場合のこの緊急電話については、どういう対応をとっておるのか。例えば、御宿町では24時間電話サービスですか受け付けをやっているかと思うのです。そういう事業の中にこういうのも一つ入れていただいて、そういう方の対応等と複数の連絡先

というのを持つということも可能なのではないかというふうに思います。

複数ないと、そこの方が留守ですとそこでとまっちゃうわけですから、やはり複数あってとっさの場合その対応がとれるということが大事だろうと思いますし、緊急電話そのものの運用について今後どう考えていくのかということでお伺いしたいと思います。

それから、衛生費の予防費であります。インフルエンザ等の予防接種事業ですね、それらについて平成17年度どうだったのかということについて実績報告をいただきたいというふうに思います。

それから、先ほどの公有自動車は環境衛生費でしょうか、65ページの備品購入費ということで、これは支出でいいのか17万3,870円の公有自動車購入というふうになっているわけですので、内容について説明いただきたいと思います。

それから、じん芥処理費等についてお尋ねをいたしますが、清掃センター施設修繕工事、それからあわせて生ごみ減量化補助とあるわけでありますけれども、リサイクル活動等ありますけれども、ひとつ施設補修工事、これは本来であれば広域での清掃センターが設置された中でということであったのですけれども、どんどん増えまして、たしか今の計画でありますと平成19年度までには、広域で稼働という確か計画になっておったかと思うのですね。

私は、広域議員でありますので先般の議会でこの問題を資しました。どうするのかということでそのときの答弁、正確ではないのですが一部紹介をいたしますと、まず広域事務組合そのものについては、管理者はただ単に1市5町から2市2町になったのではなくて、新たな組合が設置されたという気持ちで臨みたいというような答弁をまず先にいただきました。それで、このごみ計画につきましても、今後計画の妥当性、今計画地の隣接地にご承知のとおり大規模な養鶏場が設置されて、地元ではそれに対するにおいの問題とか、羽毛、それからハエとかそういう問題が出ておるわけでありますけれども、こういうこともある中で管理者の方から、現在建設計画がどれだけあるか見直していきたいという答弁が出されました。

現実的には最近の一番、要するにこれまでは各3施設、御宿町、勝浦市、いすみ市の清掃センターの3つが確か広域の中で改修されたことと思います。それもこの平成19年度までに稼働するということでの改修計画で、御宿町も進めてきた経過があるというふうに思います。そうなりますと、平成19年度以降、いつ壊れてもおかしくない状況です。ぎりぎりの改修計画であったわけですから、そうすると基本的にいっても場所、実施計画、資金運用全部確定してもやはり七、八年はどうしてもかかると。だから、ここできっちりこれまでローリングではなくて、新たに計画期間仕切り直すべきではないかということで、その考えがあるかということで今後

協議していききたいと、そういうような対応だったわけです。

今回、こういう金額で改修していくわけですがけれども、今回の決算の中ですり合わせをしていく中での補修工事から、それでは、そういう中で今後補修計画でどういうふうに御宿町として管理していくか、これもいすみ市と運用しているわけですから、そういう中で、事務局としてどういうふうに考えているか。今後そういうものも含めて、関係各市町で協議していくということになったようでございますので、それについてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

また、リサイクル活動工場、ごみ減量化工場であります。この金額ベースで出ているわけですね。説明欄もそうなっているわけでありましてけれども、平成17年度これらが幾つ補助になったか件数ですね、それからまた、うちはトータルでかなり前からやっておりますので、もう使えなくなっているのも実際あるかと思っておりますけれども、そこまでも事務所は把握されていないとは思っておりますので、トータルで幾つかというのを説明いただきたいというふうに思います。

それから、次に移ります。

72、73ページ、これは農林水産業費の中でありましてけれども有害鳥獣駆除委託、それからイノシシ被害防止対策補助、それから農村振興基本計画再生業務ということでありましてけれども、有害鳥獣駆除でございますが、先般勝浦市で県の事業に来る事故が発生したやにニュース報道されたわけでありましてけれども、これについて町としてどうしていくのか。今までどおり要するに安全面での確保を含めてやってきていると思うのですけれども、先般のトランシーバーですか、そういうものも購入して連絡面も補強されたというような、先般6月議会ですね、補正対応したということでありましてけれども変更があるのかないのか。

地元も含めまして、被害、特には最近では長雨による稲刈りですね。一部残ったところがイノシシが入ってめちゃめちゃになってしまったと。1枚全部だったら農業共済対応になるのでしょうけれども、ごく一部ですので出すほどの状況でもないのですけれども、やはり耕作意欲といいましょうか、そういう農業意欲を失われるという中で、地元からはやはり引き続きこういった施策の要望が強く出されているところでありましてけれども、それについての考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、中山間地域総合整備計画作成でございますけれども、これはもう終えたのでしょうか。これはぜひそういう本でしょうか、冊子にまとめられるのでしょうか、計画ができればぜひ議会の方に資料として提出していただきたいと思っております。我々もぜひそういうのを参考にして勉強してみたいというふうに思うわけでありましてけれども、これからなるべき農村についての計画が作成されたということでの説明を受けましたので、それについ

での成果についてご答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、教育費の方でありますけれども、97ページ、共同調理場費というのがございます。この中でたしか先般、共同調理場が改修されたというふうに思うわけではありますが、その御宿小学校での対応になるかと思えますけれども、実際の運用ですね、例えば時間の問題であるとかがあると思えますので、委員会では何度かそれについて質問をして内容については承知しているわけですが、それについて説明を受けたいと思えます。

それから、102ページの学校建設費でありますけれども、学校12月に本体が無事完成をしたということで、教員も含めて、あるいは移転作業等を含めて終了したわけではありますが、これから体育館の建設も始まるわけではありますが、とりあえず新校舎の部分が完成したという中で、建設委員会もあるわけではありますが、特徴的にこういうことがあったということがあれば、ぜひ紹介していただきたいと思えます。例えば、旧校舎のいろいろな備品でありますとか、それから植栽だとかそういうのもありますね。含めて時間のない中でいろいろな作業をしていただいたわけではありますが、そういう中で私はかなり町民のご協力、また理解をいただいた部分が先ほどの移動のとき、移転作業のボランティアも含めてあったかと思うんですけれども、そういうものに気づいたものがあればぜひ決算でございますので、この場で説明、報告をいただければというふうに思います。

それから、最後でありますけれども、今日の本会議冒頭、一般会計決算の記載ミスということで修正をされたわけではありますが、ミスどうこうということではなくて、昨今、パソコンで電算の処理をするということで、さまざまな電算機器を導入し、今日も補正の中でもそういうものも出てきたわけではありますが、これちょっとよくわからないのですけれども、タイプ打ちではないのではないかと思うのですね。もしくは決算書の調製報告ですか。製本も含めて確かにこれ永久保存を義務づけられているものだろうと思うのですけれども、ちょっとこう見ますと、最後の部分と中の説明書の部分では、文字の濃さが違うからちょっと体裁が違うのかなと、方法が違うのかなというのもあるわけですが、今、電算処理でほとんど同様なものをその場でプリントアウトできるわけですね。ですから、予算書のようなものでも、そのままきちんと製本だけすれば充分体裁がとれるというふうに思うのですね。

それから、紙についても中性紙というのを使えば保存も可能だと。インク等ももうちょっとちゃんとしてやれば充分保存ができるのではないかと思うのですね。そういう決算書をつくるにあたっての事務内容で、どういう不手際が起きたのかということと、電算処理をしていく中ではまずそういうことでは起きないのではないかということと、電算処理ですべて内容をつく

れるのではないかと思いますのですけれども、それについての今後の検討課題だろうと思うのですけれども、そういうことについて説明と方針を答弁いただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 木原税務会計課長。

税務会計課長（木原政吉君） 初めに、歳入の方のご質問で、町税の収納率を下げていた原因と、平成17年度であって今後どうするのかというご質問ですが、ここ数年やはりご指摘のように、バブル期に御宿町に投資に入った法人、個人の残した不良債権がありまして、県内市町村の中で最下位というような状況が続いておりました。昨年12月にご協力いただいて、一部の滞納分を税として確保したということで、平成17年度は増加となっております。

また、分離譲渡で、高額納税の方がいらっしゃったということもありまして、税金では対前年度で15.1%の増、徴収率で7.74%増となりました。従来から現年課税分につきましては95%以上いってありまして、石井議員が言うご指摘の御宿町は徴収率が低くて、御宿の町民の納税意識が低いというふうに思われるのではないかとというご指摘もありますが、現状についてはやはりさっき言いました町外から当時入った法人、個人のためのものが入らないでおるとということが原因でありまして、仮に平成17年度決算をご覧いただいても、まだ、収入未済額が2億8,000万円ございます。調定額では14億円ですから、20%がまだ滞納ということになっていまして、約その半分が町外者の滞納ですが、すべて差し押さえをしております。これについては、今後やはり上部団体といいますか関係機関、国税庁や県税と相談しまして、法に基づいて処分できるものは処分していくということで考えています。

なお、この結果で恐らくまだ県は公表しておりませんが、千葉県最下位は脱出できたというふうに考えてございます。

それと、続けてよろしいですか。私の方の関係ですと44ページの備品購入費23万5,400円でございますが、これは公用車の1台が故障しまして、新車ではなくて平成10年車の中古を購入したということで安く上がっております。先ほど補正予算でタイヤの補正をお願いいたしました。スターレット平成10年車を昨年購入したものでございます。

それと、最後の質問で、どうしてこういう間違いが決算書の中で起きたかということですが、おっしゃるとおりに弁解のしようもございません。今後充分気をつけたいと思います。町が打ち出したときに、数字については読み合わせで精査したのですが、印刷の後、再度やはり読み合わせが足りなかったということで、申しわけございませんでした。今後は充分精査したいと思います。この様式を、例えば当初予算のときに議員の皆さんへ議案として予算書を出しており、こういう形でできないのかどうかというご質問もございましたが、今までですと予

算書、決算書については永久保存として、会計室の金庫の中にしまっておりまして、あと関係機関、近隣市町村等にも郵送しておりますので、こういう製本の形をとっています。ただ、経費の面で、今後保存がきけば、その上経費がやすくなるのであれば、どうなるのかはまた私どもの中で財政課長と総務課長、町長とも相談して決めていきたいと思えます。

この間違いについて、大変申しわけありませんでした。

議長（伊藤博明君） 吉野総務課長。

総務課長（吉野健夫君） それでは、11ページの分担金ですが防災無線個別受信機の分担金1万3,000円の分でございますけれども、これにつきましては6月末で3,219世帯で2,144台設置をしているところでございます。そして今現在、在庫として16台ということでございます。老朽化ということでございますけれども、職員が先般の雷、台風等が発生したときに、職員が直せるところは極力直せるようにしてございまして、今後も今の現状を維持してまいりたいと、そういうように考えています。

それと、28ページの自動販売機電気代でございますけれども、これにつきましては1階の場所に設置をしているのですけれども、このところにつきましては住民、また職員のある意味福利厚生場としてジュース類、またはカップラーメン等の機械を設置しておりますけれども、現状では電気代等はとってございませぬ。それに代えまして、手数料をいただいているところでございます。ただ、今後ご指摘いただきました点につきましては、どのようなことが検討できるのか、その辺は鋭意検討してまいりたいというふうに思っております。

また、ページ44と65の中古車ということでございますけれども、昨年2台中古車を購入しておりますけれども、今後は財政的な面もございませぬし、また、中古車といっても程度のいいものがたくさんあるわけでございますので、その辺も今後は活用してまいりたいと、そういうように思えます。

以上でございます。

議長（伊藤博明君） 藤原課長。

産業観光課長（藤原 勇君） それでは、自動販売機の月の沙漠記念館の件につきましてお答えします。

これはやはり手数料という形で、1本当たり10円の手数をいただいております。また、この平成12年度で約2万1,000円ほどありましたが、現在では4,670円ということで、この夏をもちまして一応解約という形をとっております。また、売店でも飲み物を売っていますので、それで対応させていただきたいと考えております。

また、次に、73ページの有害鳥獣委託につきましては、先ほどご指摘のあった県の事業の猿の事業につきましては、県が県の猟友会を通じて、地元の猟友会ではなく行っており、また、そういうことで非常に地元との協議がなされない中で周知ができなかったということで、事故が起きたものと考えております。また、この町内の有害対策駆除につきましては、今後も猟友会あるいは行政・町民等と、ともに作業を行っていきたいと考えております。

続いて、農林振興基本計画につきましては作成は終わっておりますが、今、県の協議が終わり、国の関東農政局との協議をやっている状況です。これにつきましては、一応この3月ごろをめどにしまして、まだ正式というのですか、確定次第、全員協議会、あるいは議員協議との資料として提出まであるいは説明を考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（伊藤博明君） 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） それでは、53ページの中の委託料、使用料及び賃借料ですが、緊急電話利用料の件数についてというご質問ございましたけれども、今現在170世帯、206名ということであります。うち障害者の世帯が2世帯、2名であります。ご質問ありましたように、この設置要綱によりますと、協力世帯が2軒必要だということになっておりますが、これにつきましては、やはりご指摘あった在宅介護支援センター、また町の福祉担当の方で対応をするようにしております。民生委員さんにこの現況調査をしていただいて、民生委員さんに協力員となっていていただいているものもございます。マンション等につきましては、民生委員からお願いをして、管理者に協力員ということで対応をさせていただいております。いずれにいたしましても、この緊急通報がありますと、在宅介護支援センターや町の福祉担当の方にもすぐ連絡がありますので、直行するというような体制で今臨んでおるところであります。

次に63ページのインフルエンザの実績ということでもありますけれども、平成17年度は1,531人ということで、15年、16年と年々100人ほどずつ伸びてきております。平成15年度が1,325件、平成16年度が1,401件、平成17年度1,531件という状況であります。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤博明君） 井上建設環境課長。

建設環境課長（井上秀樹君） それでは、私の方から65ページの備品購入ということで、これについてはただいま総務課長の方からお答えしておりますが、一応どのようなものを購入したかというようなことでちょっと説明いたしますが、昨年7月に海岸清掃等をやっている環境整備委員が使用している軽車両、これについては四輪駆動ですがそれが故障したために、急遽中古を購入したということで、これは平成3年車という非常に古いものですが、なかなかこう

いう代物が出てくることがないというようなことで、急遽仕入れて対応しているということです。

それから、次に69ページの上段の工事請負費4,761万2,500円ということですが、まずこの内訳につきましては、ごみクレーンの補修が101万8,500円、それから、耐火物等の交換が508万1,000円程度、それから、その中に火格子整備等が713万9,000円ほど、それから、そのほかに灰バンカー補修2,200万円というようなことで、総合で4,761万2,500円の工事費になると。それと、これにまつわるそれでは工事のごみ処理施設の合理化計画の中での稼働年次19年度に向けて、当町では13年、14年度の2カ年において炉の補修をして現在運営しているということですが、石井議員も先ほど言われたように、平成19年度稼働というようなことで、実際にはまだ着手されていないというようなこと、今後じゃ維持管理費がどの程度かかる、それをどのようにやっていくのだということですが、現在着手していない中で、環境業務調査等ゴーサインが出ても、恐らく9年近くかかるだろうというようなことで、私自身は資産的な部分ですが、今までのいろいろなデータを自分で構築している中では、恐らく四億七、八千万円までかかると。それは9年間の恐らくこのまま平穩に運営していくにはという話の言い方ですが、これを単純に平均しますと大体年間5,220万円程度かかっていると。これについてはもう最低廃ガスの処理をするバグフィルターはほとんど5年に1回は交換しなければならないという使命を負っている。

既に平成14年度から現在ではもう4年を経過し5年目に入ろうとしている。つまり、もうそろそろこれは交換の時期が来るというようなことで、私ども資産といいますか、考え方としてはそのようなことがあります。今後、先ほどの広域でのお話があったということをお聞きしました。担当課長会議等もあろうかと思いますが、そういったことについては、私は私なりに自分の考えを示していきたいとそのように考えております。

それから、もう一点、19の負担金補助及び交付金のこの中の特に生ごみの減量化補助ということでございますが、この中の30万5,885円の内訳ということで、これについてはコンポストが1台、それから生ごみ処理機が11台、それに補助金等も過去に出したのもの等などを集計しますと現在で323台ということですが、これはもう補助金を出したものの総数を確認しております。先ほどの壊れたものについて、あるいは使用していないものについては確認をしております。

以上です。

議長（伊藤博明君） 田中教育課長。

教育課長（田中とよ子君） それでは、98ページの共同調理場の改修後、配送等の運用がどのように変わったかというお話ですが、共同調理場の工事につきましては、夏休み、冬休みを利用して調理場内の改修を行いました。1月から運営を始めておりました、現在約530食の給食を調理しております。この運用時間についてですが、まず、御宿中学校へ11時40分ぐらいに出発いたしまして、御宿中学校へおろして準備をする。折り返し帰ってきて、岩和田小学校分を配送するというそういった形をとっております。

調理時間につきましても、なるだけ配送時間に合わせるという形で3校分の調理をしています。配送後の時間を短くする努力もしているのですが、先日、子供たちに温かいものを温かいまま食べさせてほしいということで二重食缶の寄附をいただきました。これは冬に向けてということでありましたが、8月中に寄附がありまして9月から運用させていただいています。これは、青葉クリニックの先生からの寄附です。

次に、102ページの学校建設費ですが、学校建設にあたりましては多額な費用をかけて建設をいたしました。それにあたりまして予算に反映されない部分についてどういったものがあるのかということをお知らせすると、解体前に旧校舎等の備品につきましては、町内の各小学校で、使えるものについてまず利用する体制をとり、その後に、公的施設で使えるものについてを見ていただき、最終的に一般住民に学校開放を行い、その際に、記念品等として持ち帰ってもらえるものがあれば持ち帰ってもらうということを実施いたしまして、廃棄するものについてはかなり減ったのではないかと思います。その後にも、有価物等について取り外し作業等清掃センターの職員の力をかりまして実施いたしました。

もう一点ですが、植栽関係ですね。旧校舎解体前の植栽等の樹木につきましても、住民が必要であればお持ち帰りくださいというような体制をとりました。最終的に残った物につきましては、町内の業者で処分していただけるということで、全部対応していただいたという経緯があります。それに伴いまして新たに学校周りの植栽をしたのですが、財団法人緑化推進協議会の方から、予算的にいいますと222万6,000円という金額の中で植栽を提供していただいております。

もう一点の引っ越し作業につきましても、これも議員の皆様を初め、生徒、PTAの協力をいただきまして、どうしても運ぶことができないもの以外、手作業でできるものについてはすべて業者に任せなかったということ、手作業でやった。手作業というか皆さんの協力をいただいてやったということで、予算には反映されていないということです。

もう一点ですが、昇降口にありますトロフィー等を入れます収納庫、それにつきましても御

宿町出身者の藤江木工所さんが寄附をしてくださっていますので、ここでご報告をさせていただきます。

以上です。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 最後でありますけれども、中古車の扱いということでありまして、平成17年度2台購入したということで、十分に実用に供しているという内容だと思うんですね。他の自治体では特例などについては、基本として事務に扱う車については中古車とするというふうに宣言をしている自治体もあるわけです。やはり税をどう使っていくのかということの中で、行政としてもこういう努力をしているのだという中で、やはり御宿町としては、基本としては今後事務に扱う車については、中古車を基本とするという私は方針とするべきだということに思うんです。

やはりそういう中で、いろいろな納税の協力をやりましょうとか、町づくりの協力であろうとか、そういうものが進むというふうに理解するというふうに思うんです。やはり今日の決算、多額な決算でありますけれども、一般町民的にはだんだん厳しくなっていてどうなんだと、やっていけるのかというような、素朴な質問を大変たくさんの方からいただいているのは一方で事実であります。ただ、そういう中で、大変厳しいのだけれども、こういう町は努力をしていくのだということで、今回の決算、また補正の中でもたくさんの努力をしている部分があるというふうに思うんですね。ですから、そういうふうにさっきも教育委員会からもいろいろな町民の協力、また、そういう方針も含めてやってきたという報告もあったわけでありまして、やって当たり前ということではなくて、やはりそういうものをきちんと出していく中で、さらにそういうものが進むというふうに思うんですね。ですから私は、特別な場合を除いた部分についての事務用の車については、そういう方針を町として出していただきたいというふうに思うんですけれども、それについての考え方をお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、清掃センターの関係でありますけれども、約9年ほど追い込み、約5億円程度の補修経費を見込んであるということでありまして、確かに今まで御宿町は、トン当たり1万8,000円前後で焼却処理ができるというような報告をいただいていたかと思っておりますけれども、全県といいたしましうか、全国的には焼却処理についてはトン当たり幾らぐらいの標準と申しましうか、があるのかどうかと。

ですから、確かにものすごく古いものを改修、維持管理しているわけですから、本当に正直ひやひやしなからの運用だというふうには思うわけでありまして、そうはいつでも広域

の事務の遅れの中では、やはり今後9年間は最低限稼働しないわけですから、これはどうしても現況のどこかの施設の中でごみを処理をしていかななくてはなりません。必ず処理しなければいけないものなわけですから。さっきの金額程度で今後9年間できるというふうに見込んでいるのかどうかということと、その経費が幾らでということになる。

今後、広域の中で計画に対する協議がされるというふうにするので、町はその後でどういう立場で臨むかということでお伺いをしたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 吉野総務課長。

総務課長（吉野健夫君） 先ほどもお答えしましたけれども、中古車の程度のいいものがたくさんあるわけでございます。今の本当に財政的なものを考えれば、中古車で充分やっていけるのだというふうに思いますので、この辺は前向きに検討をさせていただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 井上課長。

建設環境課長（井上秀樹君） それでは、ただいまのトン当たりの処理経費ということですがその細かい比較の対象経費がどれかというのはなかなか難しいのですが、千葉県で現在平成16年度の状況というものを発表しています。これについては千葉県では3万3,277円という平均値を出しているということです。あと、それでは今後この広域行政のいろいろなすり合わせの考え方あるいは……。

（発言する者あり）

建設環境課長（井上秀樹君） それも値ですか。

先ほどの、ならした経費で大体今までの年間処理トン数で計算するのであれば、トン当たり5,700円ほどランニングコストが上がっていくというふうに一応考えています。

今後の物の考え方ですが、正式に私の方は事務局から伺っていないわけで、今後は恐らくまず担当課長会議あたり、その方針の際、こういう内容だということが打ち出される。それに対して今後どのような進め方をしようかという恐らく協議をされるということで、少なくとも私どもは今、ここでお話しした方向について進める内容の考え方を、早期に私どもはさせていただきたいという話です。

あと、管理者の方でどういう構想で進められるかということについての基礎資料については、我々がつくっていききたいとそのように思います。

以上です。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第12号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (伊藤博明君) 挙手多数。

よって、議案第12号は原案のとおり認定することに決しました。

請願第4号の上程、説明、質疑、採決

議長 (伊藤博明君) 日程第16、請願第4号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願書についてを議題といたします。

請願第4号は、会議規則第92条2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (伊藤博明君) 異議なしと認めます。

よって、請願第4号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

紹介議員、川城達也君、登壇の上、趣旨説明をお願いいたします。

(6番 川城達也君 登壇)

6番 (川城達也君) それでは、請願4号について説明させていただきます。

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業規制等に関する法律」の改正を求める請願書。

平成18年9月1日、御宿町議会議長殿。

紹介議員 川城達也。

請願者 千葉市中央区中央四丁目13番12号、千葉県弁護士会会長 島崎克美。

以下の請願事項と請願趣旨については、以下のとおり読み上げます。

請願事項。

貴議会が、国会及び政府に対し、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」(以下、「出資法」といいます)及び「貸金業の規制等に関する法律」(以下、「貸金業規制法」といいます)を下記のとおり改正するよう求める意見書を提出することを採択していただくようお願いいたします。

記

- 1 出資法第5条の上限金利を、利息制限法第1条の制限金利まで引き下げること
- 2 貸金業規制法43条のいわゆる「みなし弁済」規定を撤廃すること
- 3 出資法における、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること
- 4 脱法的な保証料徴求を禁止すること

請願趣旨。

1 はじめに

平成15年7月にヤミ金融対策法（貸金業規制法及び出資法の一部を改正する法律）が成立し、その附帯決議で、貸金業制度及び出資法の上限金利の見直しを同法施行後3年を目途に行うと定められました。その時期が平成19年1月頃になることから、平成18年が法改正に向けての極めて重要な時期であるといえます。

2 深刻化する多重債務問題

平成14年に20万件を突破した個人自己破産申立件数は、その後も依然として高水準であり、また、警察庁の統計によれば、生活・経済苦による自殺者も平成14年以降は毎年8,000人前後という高水準で推移しています。破産予備軍に至っては200万にも及ぶと言われ、多重債務の問題はまだまだ深刻な社会問題である状況が続いています。

3 高金利が多重債務の大きな原因

多重債務問題の大きな原因は、サラ金・クレジット・商工ローン業者などの貸金業者の高金利にあります。

我が国の普通預金金利が0.001%、公定歩合は0.1%という超低金利状況下において、出資法の上限金利たる年29.2%は異常なまでの高金利であるといえます。

サラ金業界は、この不況の中でも大手を中心に貸付残高を伸ばしています。これは大手サラ金業者の調達金利は年2%前後であるのに対し、貸出金利は年25%から29%となっていて、貸せば貸すほどもうかるからであり、このことが過剰融資の大きな原因となっています。そして、この高金利による過剰融資が多重債務問題を引き起し、そして、債務者の生活が立ち行かなくなる事態を生じさせているのです。

リストラ・倒産による失業や収入減等、厳しい経済情勢の中で喘ぐ一般市民が安心して生活できる消費者信用市場の構築と、多重債務問題の抜本的解決するためには出資法の上限金利を少なくとも利息制限法の制限金利まで早急に引き下げることが必要です。

4 みなし弁済規定撤廃の必要性

貸金業規制法43条は、債務者が利息制限法の制限を超える利息を「任意に」支払った場合に、一定の要件のもとにこれを有効な利息の弁済と「みなす」と規定しています。いわゆる「みなし弁済規定」です。しかし、判例上、この「みなし弁済」が認められる要件は、厳格に解釈されていることから、「みなし弁済」の要件を充たした貸付を行っている貸金業者は皆無に等しいと言えます。

利息制限法は経済的に弱い立場に置かれた人々を暴利取得から保護することをその立法趣旨とする強行法規であり、その例外として暴利取得を認めるような貸金業規制法43条は、その立法趣旨に反し、また、「貸金需要者の利益の保護を図る」という貸金業規制法自体の目的規定とも相容れないものといえます。

従って、貸金業規制法43条はその存在意義を欠くものであり、出資法の上限金利の引き下げに伴い、撤廃すべきです。

5 日賦貸金業者及び電話担保金融業者に対する特例金利の撤廃の必要性

同様に、出資法附則に定められている日賦貸金業者（日掛け金融）についても、現在、高利を認める合理性はありません。また、厳格に要件を守らず違反行為が横行し悪質な取立の温床にもなっています。日賦貸金業者に認められている年54.75%という特例金利は直ちに撤廃すべきです。電話担保金融にも特例金利を認める必要性はなく、年54.75%という特例金利も直ちに撤廃するべきです。

6 また、出資法の上限金利を引き下げても、保証料という形で借主に金員を負担させることが横行すれば、脱法的に違法な金利を徴求することが可能となりますから、このような脱法的な保証料の徴求についても規制する必要があります。

7 弁護士会、司法書士会及び地方議会の動きは以下のとおりであります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） 本請願に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

本請願を直ちに採決いたしたいと思えます。

請願第4号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手。

よって、請願第4号は採択することに決しました。

日程の追加について

議長（伊藤博明君） お諮りいたします。

ただいま、提出者 川城達也君、賛成者 貝塚嘉軼君、松崎啓二君、新井明君、瀧口義雄君から、発議第1号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

発議第1号を配付しますので、しばらくお待ちください。

（事務局配付）

議長（伊藤博明君） 配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

発議第1号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） それでは、提出者 川城達也君、登壇の上、説明願います。

（6番 川城達也君 登壇）

6番（川城達也君） それでは、発議第1号について、ご説明をさせていただきます。

平成18年9月13日。

御宿町議会議長 伊藤博明様。

提出者 御宿町議会議員 川城達也。

賛成者 御宿町議会議員 貝塚嘉軼、松崎啓二、新井明、瀧口義雄。

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書について。

上記の議案を、別紙のとおり御宿町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由。

平成14年に20万件を突破した個人の自己破産申立件数は、その後も依然として高水準であり、

多重債務の問題はまだまだ深刻な社会問題である状況が続く中、別紙のとおり御宿町議会が、国会及び政府に対し、「出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」を改正することを強く要請するため意見書を提出するよう求めます。

あとは、記載のとおりでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成18年9月13日、御宿町議会。

衆議院議長 河野洋平様。参議院議長 扇千景様。内閣総理大臣 小泉純一郎様。総務大臣 竹中平蔵様。法務大臣 杉浦正健様。金融担当大臣 与謝野馨様。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（伊藤博明君） 発議案第1号を採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は直ちに採決いたします。

発議第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決しました。

請願第5号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第17、請願第5号 「農地・水・環境保全向上対策」に関する請願についてを議題といたします。

請願第5号は、会議規則第92条2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、請願第5号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

紹介議員、新井明君、登壇の上、趣旨説明をお願いいたします。

（14番 新井 明君 登壇）

14番（新井 明君） 請願書をもって説明いたします。

「農地・水・環境保全向上対策」に関する請願について。

当地域では、農業従事者の減少、高齢化、また混住化が進行し、不耕作地が増加し、地域環境に影響を与えます。

このような中、地域ぐるみで農地・水を守る共同活動と環境保全に向けた営農活動を支援する「農地・水・環境保全向上対策」が19年度から導入されることとなりました。

同対策の実施により、地域のより良い環境保全の実現をはかるため、下記によりお願いいたします。

記。

1. 「農地・水・環境保全向上対策」の周知と予算確保に関する事項

地域の住民に「農地・水・環境保全向上対策」の周知をはかることともに、希望するすべての地域が実施できる予算を確保すること。

地方自治法第124条の規定により、上記の通り請願書を提出いたします。

千葉県いすみ市国府台1515 - 1、いすみ農業協同組合代表理事専務 野村和弘。

紹介議員 御宿町議会議員 新井 明。

平成18年9月1日、御宿町議会議長 伊藤博明様。

以上です。

議長（伊藤博明君） 本請願に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

本請願を直ちに採決いたします。

請願第5号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、請願第5号は採択することに決しました。

これより3時半まで休憩いたします。

（午後 3時18分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時31分）

一般質問

議長（伊藤博明君） 日程第18、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は60分です。質問者も答弁者も簡素にお願いいたします。

なお、質問については会議規則第63条の準用規定により、一般質問も同一の質問について3回を超えることはできないことになっていきますので、ご注意ください。

順次発言を許します。

瀧 口 義 雄 君

議長（伊藤博明君） 通告順により、8番、瀧口義雄君、登壇の上、質問願います。

（8番 瀧口義雄君 登壇）

8番（瀧口義雄君） 8番、瀧口です。

議長の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。

3点ありますけれども、議長、順番の変更をしてよろしゅうございますか。

議長（伊藤博明君） はい、いいです。

8番（瀧口義雄君） そうしましたら、通告してありますけれども、3番のいすみ鉄道についてからさきに質問をさせていただきます。

今までいすみ鉄道についていろいろとお話もございましたし、前は木原線という名前で大変利用価値のあった鉄道と聞いております。そういう中で、時代の推移とともに、現状の形になっておるのでしょうかけれども、そういう中で、分担金やこの数年間は予算に計上されておられませんので、基金を取り崩して運営していると。それで、現在の経営状況ですね、人員、経営内容、乗客の推移、基金の残高等をちょっと説明していただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） いすみ鉄道の経営状況でございますけれども、いすみ鉄道が開業したのが昭和63年でありまして、63年には輸送人員が122万人であったものが、今は平成17年度で45万人で開設当時の約40%でございます。同じく通学定期の利用者も78万9,000人であったものが32万1,000人で、やはり開設当時の40%です。営業計数と言いまして、100円の収入を上げるのに幾らかかるかという計数ですけれども、昭和63の125円が今では234円というような数字になっております。

従業員数においては、24名プラス臨時7名で、そのうちJRからの出向が14名、町の派遣が2名、県からの派遣が1名というような状況でございます。

経営の内容ですけれども、平成17年度の経営でございますけれども、約1億4,000万円ほど

の赤字を出しているところでございます。

8番（瀧口義雄君） 売り上げは。売り上げは幾らなんですか。

企画財政課長（瀧口和廣君） 収益は、売り上げは1億806万4,000円でございます。前年度の98.7%でございます。費用が2億5,300万円で、よって損益というか赤字が1億4,500万円でございます。

8番（瀧口義雄君） ちょっと待ってくださいよ。売り上げが今1億円だと。それで諸経費が。

企画財政課長（瀧口和廣君） 経常費用が2億5,300万円。

8番（瀧口義雄君） で、1億4,000万円の赤字だと。その赤字補てんを基金で補っている。その基金の残高は現在幾らと。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 基金は現在平成17年度末で8億9,500万円でございます。開設当初は21億円あったものが、現在は8億9,500万円ということでございます。

8番（瀧口義雄君） 以前聞いた話なのですけれども、要するにこの基金の残高の範囲内で、新たな交通システムを構築して精算していくという話を聞いておるのですけれども、それが1点と。そのいすみ鉄道のこれは第三セクターというか株式会社というふうに移行したという中で、県の役割は大きいと思うのですね。その辺の事情この2点説明していただきたいと思えます。この株式会社というのは一体何だと。本来の株式会社なのか、インチキ株式会社なのか、その辺の正式な株式会社なら株を放棄すれば責任は逃れられるけれども、何かなかなかそうはいかない株式会社みたいなので、第三セクターと言っているのか株式会社なのか。株式会社で第三セクターなのか、その株式の説明をしていただきたい。会社の設立概要というか、規約みたいなものがあるでしょう。有限会社みたいに最後まで責任があるんだと。株式なら最後まで責任はないと思うのですけれども、その辺。

また、御宿は全体株が幾つあって、どういう株式の配分になっているかと。株式会社ですよ。

以上。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） これは第三セクター方式の株式会社ということで、まず、沿線夷隅郡市の全自治体と千葉県が主な株主でございます。株主というか、株式は御宿町は88株で1.6%の出資率で、440万円を出資しております。千葉県は1,840株で9,200万円を出資してお

るところです。自治体では大多喜町が404株で2,020万円、旧夷隅町が276株で1,380万円、旧大原町が816株で2,020万円です。勝浦市と岬は御宿町と同額の出資金でございます。

8番（瀧口義雄君） 民間は入っていないのですか。

企画財政課長（瀧口和廣君） 民間も入っています。農協が入っています。

8番（瀧口義雄君） もう一つ私の質問に。この株式会社というなら株を放棄できるのかと。本来株式会社はそうですよ。売買も可能だし、債権放棄することも可能だし。できない株式会社なら株式会社とは言わない。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 確かに株式会社ですから、そのようなことは可能ではありませんけれども、いすみ鉄道の町はいすみ鉄道開設者の一員でもあります。

8番（瀧口義雄君） それを聞いているのではないんだよ。株式会社の本来の姿だったら、株主としての権利を放出することができるんだよ。

企画財政課長（瀧口和廣君） それはできます。

8番（瀧口義雄君） では、できるという中で、今後再生委員会が立ち上がったという中で、その再生委員会なるものはどういう位置づけなのか。いすみ鉄道、要するに株式会社の中で、全く外部団体なのかどういう趣旨の団体なのか。関与しているのか、株式会社が。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 委員会の名称はいすみ鉄道再生会議という名称でございます。委員の構成は千葉県の総合企画部の部長、夷隅郡内自治体の2市2町の長、学識経験者1名の6名からなっております。

この委員会の趣旨は、いすみ鉄道は昭和63年度開業以来、自動車交通の進展や少子化により、学生の減少等により自立した経営が極めて困難な状況であります。さらに、車両の更新等が控えておりまして経費の一層の増加が見込まれることから、そのためいすみ鉄道にとって県及び沿線市町の関係者が客観的に状況を認識して、経営改善の方策を協議するとともに、いすみ鉄道の方向性を決定するための会議でございます。

8番（瀧口義雄君） 要するに、精算に向けて話を進めていく会議だというところから考え方によろしいですね。

それと、もう一つは、この確認事項ですけれども、基金が底をついた時点で、町の分担金は払わないという考えでよろしいですね。そういう話でこの分担金を払わなくて何年になるかちょっとわからないですけれども、何年になるかということ。そういう政策のもとに分担金を払

わないことで同意しているということによろしいのですね。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 基金を積み立てたときは、そのような考えでありましたけれども、今後の分担金云々というのはまだ協議の段階になっておりません。私は、このいすみ鉄道の再生会議の下部会議である幹事会というところに出席しているのですけれども、御宿町としては黒字は見込めないで、ただし、この鉄道が廃線になった場合に、それに係るコストをあらわすように要望しておりまして現在再生会議で調査中でございます。

8番（瀧口義雄君） ということは、はっきり言って黒字はもう見込めないとあなたは言っている。要するに赤字が続いているという中で、いつまでもただただやっているわけにはいかないという中で、結論を出さないといけないでしょう、基金の。基金のあるうちにという話で分担金を出さないのだと。姿勢がしっかりしていないんだよ。自分の金ではないから、今度は分担金を出さなくていいことは考えられないんだよ。

これは株式会社ですよ。あなたは今言った株式会社は抜けることはできると。地域の連携とかそういうのはまた別の話で、地域の連携を言うなら、いすみ市、旧夷隅町ですよ。それが今度はシャトルバスを出していると。一方では町民の要望もあって3万幾らだと。3万6,000でいすみ鉄道が企画している乗員の増加を図ると。片一方ではいすみ市はシャトルバスをやっ、こんなばかな話がどこにある。これについてどう思いますか。

片方は乗客の増加を図ろうという運動をしている。いすみ市は補助金まで使って、利便性が悪いというのでシャトルバスを茂原まで送っていくと、これは何だ。やっていることがめちゃくちゃではないか。そういうことに対してクレーム一つつけられないのか。それで、まだ赤字だ、赤字だと言って、今後は結論も出せない。やっていることはガチャガチャではないか、御宿の言葉で言えば。終始一貫してないということですよ。

まず、シャトルバスのことについて聞こうではないですか。それを利便性が悪いからシャトルバス、それはいすみ市の人にはわかる。利便性が悪いのならいすみ鉄道なんかもう使わないことだよ。廃線に持っていく運動をすべきではないか。真ん中の一番使う人、そこがもういすみ鉄道は要らないと宣言していると同じだ。補助金出してやっているんだよ。それを御宿町の人は何人利用しているかわからないけれども、新たな新交通システムを使って学生とか何とか利便を考えようと言っている中で、真ん中分けするような話があってはこれは話にならないのではないのか。

それで、100円儲けるのに235円だと、1億4,000万円ずつの赤字だと、平然としていられる

ような状態かい。自分の金ではないからそんなことを言っているんだよ。これ緊急の課題ではないか。これ町民に1人ずつその分担金を出せという話をしたら、みんな怒るよ。こういうものは個人負担をさせないから、税金で予算で賄っているから痛みを感じない。国吉病院の話もそうですよ。

では、今度は新たにつくるから町民1人頭国吉病院の負担金をもらうと言ったら、みんな怒る。それと同じだ。1人ずつ町民頭割りで幾らいすみ鉄道の負担金をいただきますと言えばこれは騒動になる。騒動にならないのは、みずからの腹を今痛めないからです。株式会社は、あなたは抜かれると言った。抜かれるなら抜けてください。地域の連携なんていうなら、いすみ市にクレームをつけてください。そんな補助金があるんだら分担しろと御宿にも、そのくらいのことは言ってください。当たり前の話ですよ。いすみ鉄道は御宿とはつながっていませんよ。

この基金のうちで終わりにするという結論でよろしいんですね。はっきり言って終わりにしないなら、行政ではなくてあなたたちが負担すればいいんですよ。自分たちがそう継続したいなら、行政ではなくていすみ鉄道を負担したい人が設立委員会をつくって負担すればいいんだ。株式は放棄すればいいんだ。あなたは放棄できると言ったんだから放棄すればいいんですよ。基金のあるうちに放棄してやれば喜ぶ。それが株式会社ですよ。買いたい人があったら売ればいい。売れないんだったらただで放棄すればいい。地域の連携というのなら、いすみの話を出せばそんな話はなくなる。長い歴史の中でという話は聞けない話です。という結論でよろしいんですね。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 御宿町としてはいすみ鉄道の経営にあたっては、利用者のアンケート調査の結果を踏まえて、利用者や住民の声はもとより費用対効果なども考慮した上で、鉄道継続に限らずバスの代替を検討に入れながら、交通手段の確保を最優先したいと考えております。鉄道経営の将来予測は、黒字化はないものと思います。

8番（瀧口義雄君） 課長、持って回った言い方をしないで、黒字にならないと。バス交通を考えていると、そういう結論を出せばいいではないですか。住民の言うことが何とかそういう問題ではないです。これは財政の問題でしょう。住民がバス路線を考えると何かと言っているなら、そう言えばいいではないですか。持って回った役人の言葉は使わないことだよ。はっきりと結論を出してください。

企画財政課長（瀧口和廣君） 基金残高により、継続、存続判断がされるものと思います。

8番（瀧口義雄君） 思いますではなくて、ここで聞いているんだよ。基金のうちで精算するかと。基金があるうちに私は精算するんですかと聞いているのです。

企画財政課長（瀧口和廣君） それは私は経営者ではないので、ここでは答弁できません。

8番（瀧口義雄君） 経営者ですよ。経営者だよ、あなた。あなたが経営者でなくても町長は経営者の一員だよ。経営者だって、あなたは。経営者でないといったらおかしいわ、財政指数する理由がなくなるよ。経営者だよ、町長。株主だよ。そういう感覚でいるが、あなたは経営者だよ。株放棄すればいいんだよ。放棄できない株ですか。あなたできると言ったからもうだめだよ。そういうことをだらだらやっているから、足元を見られるんですよ。

じゃ、はっきり言っておきます。要するにこの基金のうちで精算すると、これ以上いすみ鉄道に町からびた一文出さないという形の方向性で決着をつけるという確認でよろしいですね。そのために基金を取り崩して分担金をやっているんでしょう。要するに預金残高を全部使っちゃうと。あとは野となれ山となれというやり方をやっているんだから当然でしょう。

議長、時間引いてください。協議する時間をとってその分時間引いてくださいよ。悪いんですけども、これは通告してある問題です。一番最後にいすみ鉄道についての町の基本姿勢をお聞きしたいと、ちゃんと通告してあります。

議長（伊藤博明君） 時間もありますので、ちょっと行政内部で協議してください。
暫時休憩といたします。

（午後 3時53分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時04分）

議長（伊藤博明君） 瀧口委員。

8番（瀧口義雄君） 継続ということで再度言います。

8億円基金があるからといって、それを全部使っていい話ではないんです。株主だから、本来なら配当金もらって、それをまたバスのために使うのも正常な考えなんです。パーセンテージを今言ってくれましたけれども、早目に精算すれば、それで中学校も体育館も建てられるくらいのお金が戻ってくるかもしれない。当然ですよ。財政難だ、財政難だとあなた担当が言っていると。いつまでもずるずる注ぎ込んでいる話ではないだろうと。そういう中で、いつ決断するかと。再生委員会もまた、そういう委員会、委員会というこの国吉病院の話もそうです。

あとになりますけれども。

委員会をやるよりまた延びていくと。町の姿勢をはっきり示さなければいけない。8億円も使って精算するのではなくて、1億円、2億円で精算して、残りは町に返してくれと。財政担当の課長ならそのくらいのことを言いなさいよ。それが当たり前でしょうよ。再生委員会の考えではなくて町の考えを言うんだよ。再生委員会なんてどこの馬の骨かわからないような連中の話は聞いていられないでしょうよ。町の意味をはっきり示すと。当然でしょうよ。地域にかかわりのない人たちの再生委員会なんて、それはおべんちゃらな話は聞いていられないよ。8億円の中、8億円全部使っても足りないからまた分担金を出すと。鉄橋がだめ、車両がだめ、大赤字だと。こんな民間なら倒産に決まっているじゃないですか。倒産にならないのは基金があるかね。いけなかったら自治体からも引き出せばいいと。

では、何で県は負担金を減らしたんだよ。そのときになぜ言わないんですか。近年、県はどのくらい分担金を減らしたのか。株主ですよ、大株主。ちょっと教えてください。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 平成15年度は約6,000万円が欠けまして、16年度は4,000万円、17年度は2,000万円補助しています。

8番（瀧口義雄君） 最高ときは幾ら。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 最高で平成9年度で7,500万円。

8番（瀧口義雄君） 7,500万円では。

企画財政課長（瀧口和廣君） 2,000万円。

8番（瀧口義雄君） 2,000万円でしょう。何でそんなので県に言わないんですか。県は放棄しているということでしょう。県が第三セクターをつくれといった責任を持たせるのが自治体でしょう。県に物を言えないのですか。露骨に言えばいいではないですか。社長も抜けますと。大株主が社長も抜けると、こんなばかな会計はないんだよ。受ける大多喜町の町長もおかしいけれども、ばかだと言わないけれどもおかしい。そういう経営方針だと。大株主が社長ではない会社なんてあり得ないんだよ。ホリエモンより悪いじゃないですか。考えてみなよ。大株主がそれで7,500万円が今は2,000万円だと。それで地方自治体は平然としていられるの。言っていること自体がおかしい。それで再生委員会だと。何かわけのわからないもので。経営者が決める話で、再生委員会決める話じゃないよ。

それを第三者に委託するような責任放棄をしちゃいけないよ。はっきり残高のあるうちに、

要するに基金のあるうちに精算して、株主としてと、それと地域で今まで貢献した分として、基金の一部を町へ持ってくるぐらいの気概がないとやっていけないでしょう。使っちゃって、はい、それは知りませんよ。足りなきゃ金を出せと、そんなばかな話は聞いていられないでしょう。やっていることが生ぬるいんだよ。

議長（伊藤博明君） それでは、町長から答弁をいただきましょう。

瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 再生会議は、来年の夏ごろまでにはこの方針を決定して、いすみ鉄道に対して答申する予定になっております。御宿町としては、これ以上の財政負担は避けていかなければならないので、今後の会議の情報を皆さんに早く伝え、議員各位とご相談をし、最善の判断をしたいと考えております。

8番（瀧口義雄君） 冗談もほどがあるといたいですよね。はっきり言ってね、そういう対応でいるからこんなずるずるになっていくんですよ。はっきり言って議会の云々というのは、まず関係ないと思う。国吉病院と同じで、あなたたちの判断ですよ。それで、だれしもこれを今後ずるずる引きずってもらいたいと思っている人はいないと思います。そういう中で、町の意見書を出してください。管理者としての意見書を出して、残高のあるうちではなくて、少しは金を残してくれと、そのくらいのことを言ってください。

それともう一つは、以後全体分担金は出さないという意味を示してください。いすみ鉄道はとりあえず今日は終わりにします。

一ついすみ市の話が抜けていましたけれども、どう思うか。シャトルバスをやっている。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） そのような件につきましては、私は幹事会においていすみ市のシャトルバスの運行についてどのような考えを持っているかということをお伺いしたことがあります。しかし、事務担当者レベルの会議でありますので、その辺は回答を得られないというような印象でありました。

8番（瀧口義雄君） では、今日の質問を太田市長に出してください。

それと、そういう負担金があるなら、御宿の分も持ってくれと言ってください。

では、いすみ鉄道の件に関しては一たんこれで終わりにします。

続きまして、国保国吉病院について、お聞きしたいと思います。

今申しましたように、一部事務組合とか、広域とか、そういうものはなかなか町、議会、あるいは町の執行部の考えはなかなか反映されないような上部団体ですか、治外法権的な存在が

あります。現に今言ったように、なかなか金だけ出して物が言えないと。広域消防もそうです。なかなか言いづらい話があります。そういう中で、国保国吉病院は緊急の案件ではないかなと思っています。ここに書いてありますけれども、昭和57年加入したと。当時としてはなかなか地域医療が大変だったという時代背景もあります。そういう中で加入したら、やくざ者の世界ではないけれども抜けられないというようなものではないと思うのですけれども、私は本来国のやるべき仕事と、県がやるべき事業と、市町村が果たすべき役割があると思っています。

当時の国吉病院は、時代背景からして地域医療の観点、そういうものからして必要な事業ではなかったかなと思っています。ところが、平成に入りまして、大変医療、医学ですか、また、大変高度に進歩しまして、国吉病院の置かれている今の立場では、なかなか地域医療というものにはついていけないような現状ではないかなと思っています。

それと、ここにも書いてありますけれども医師の研修制度ですか、そういうものにも変化あったと、どこの自治体でも医師の確保に困っていると。三重県ですか、産婦人科医がいなくなって、市長が5,000万円という給料を出しても来ないというような話も聞いております。そういう中で、まず、国吉病院の新たな新設ですね、建設がいつごろからどういう形で進んでいったのかと、また、どのくらいの費用かかっているのかということをお聞きしたいと思います。

簡潔に、時間も余りないので。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 国保国吉病院の建設事業の経過について、ご説明申し上げます。

平成10年度、平成11年度の2カ年をかけマスタープランを作成しております。委託先は自治体病院施設センター、預託金額は466万2,000円でありました。

平成12年5月に建設検討委員会を発足、町からは議会選出議員1名、企画財政課長、住民課長の3名が委員として参加をしております。同年8月同委員会より財政状況が厳しい状況にあるけれども、地区の中核病院として新築を図るべきという答申がなされたところであります。この答申を受け、平成12年8月県都市整備課へベッド数の増床についての協議を皮切りに、管理者、副管理者による、沼田知事、堂本知事、森英介衆議院議員、井上裕参議院議員、新病院建設に向けて要望活動を、平成14年1月までの間に実施をしているところであります。

平成15年2月に基本設計委託、6社によるプロポーザル方式により横河建築設計事務所へ委託、平成17年2月基本設計を終了しています。委託金額は6,573万円であります。

その後、国・県への協議により、千葉県保健医療計画の見直しについてが進められ、平成16

年9月に千葉県保健医療計画の一部変更について告示がなされ、144床への増床が認められたところであります。

平成17年5月20日の全員協議会において、御宿町の建設負担率について9%を6%へと見直すことで関係庁の了解が得られたため、井上町長は病院経営に継続して参加することを表明されました。

平成17年4月に実施設計を発注、随意契約によもので、これは基本設計時のプロポーザルで参加条件として、基本設計から実施設計、施工監理までを同一業者にするという条件から、横河建築設計事務所へ1億3,020万円で委託をしております。

平成17年11月21日、いすみ市合併に伴う国保国吉病院組合規約の改正、平成18年3月9日、国保国吉病院の管理者へ御宿町長から要請書、御宿町議会議長から意見書を提出。内容は、病院の増改築事業の見直し、医師確保対策、利用率向上のための交通アクセス整備、経営改善についてでありました。

平成18年3月24日、国保国吉病院組合議会が開催され、管理者より医療状況の変化、構成市町の財政状況の悪化から、半年程度かけコスト削減などを中心に見直しをすることの表明があり、新年度予算に見直しの事業費として7,000万円の予算計上がなされたところであります。

平成18年5月18日、国保国吉病院組合議会議員協議会において、国保国吉病院増改築事業のコスト縮減案について管理者より示されました。予定事業費72億3,280万円を57億3,241万3,000円、約10億円の縮減案が示されたところであります。

平成18年6月12日、実施設計見直し委託を株式会社横河建築設計事務所に委託。委託事業費は2,100万円、委託期間は平成18年11月31日までということであります。

また、事業費削減コンサルティング業務として、株式会社システム環境研究所へ651万円で委託、委託期間は平成18年9月1日から平成19年3月23日までということであります。これは医療機械、備品購入費の削減等経営診断、新病院経営指標の設定と収支予測などの策定業務委託です。国内の医療コンサルティング会社大手3社から見積もり提案により決定をしたということであります。現在、見直し作業が進められておりまして、8月11日に関係市町担当課長会議が開催され経過報告を受けたところであります。

延べ床面積は約1,123平米縮小、中庭を見直し、人工透析用ベッド数を20床から10床へ見直し、これは開設後の利用状況により増設ができるように、当初は倉庫として活用し、初歩的な患者の利用増により増収を図ろうとしていると思います。

8番（瀧口義雄君） 課長、わかりました。そこまで結構です。

まず、お聞きしたいのは、経過はわかりました。前も言ったように計画している段階と実行の段階において、要するに慎重審議を重ねた結果タイムラグができた。例えば悪いけれども、戦艦大和をつくろうと思った。つくったときにはもうその時代は終わっていると。ちょうどこの国保国吉病院も似たりよったりだと思う。つくろうと思って計画した段階はよかったと思うけれども、今は果たしてこの地域に国吉病院が必要かという、どうしても必要かというその理由づけができない。建設云々の前に国吉病院が本当に必要なのかという納得できるものがないんじゃないか。医師の不足とかそういうものではなくて、御宿の利用率も云々言わない。いすみの人の話も言わないけれども、公的資金でやるような、また多額の金を出してやるような事業かどうか、その辺のことが基本を忘れている。

当時の昭和の初期の時代なら必要だと。今の時代、言葉は悪いですけども、千代田病院、国吉病院、鶴舞、長生病院、千葉へ行けばいっぱいある。ドクターヘリもあるという中で、高度の医療を支えるような地域の財政能力はないということは担当課長が、後で答えてくれると思うんですけども、財政指数は後で推移をお答え願いたいと思いますけれども、そういう中で本当に必要だという理由づけができないんですね。どうしてもこの国吉病院が御宿町にとって必要だというへ理屈でもつけてください。

その基本的なものが納得できない。御宿の利用率。利用率というか個人ですよ。リピーターだから、何人来るんだらうと。費用対効果までは言わないけれども。とりあえず何人行っているのだと。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 利用率のご質問でありますけれども、平成16年度の利用実績で申し上げますが、入院患者数が92名、延べ入院患者数1,363人、外来患者数が1,565人、延べ外来患者数を申し上げますと2,360人という町民の利用があるところであります。

また、平成8年度から介護保険老健施設としてシルバーハピネスを開設しておりますけれども、御宿市民の利用者は年々増加しております。平成16年度は入所ショートステイで95名、利用者数2,295人。当初そういうことを理由に利用が少なかった通所サービス、デイサービスも送迎車の整備によりまして年間42名、延べ利用293人と利用者数が伸びてきております。全体の利用から申し上げますと、7.2%という利用率になってございます。

8番（瀧口義雄君） わかりました。入院患者数は92名ということですね。

そういう中で、その計画したときはそういう形だったかもしれないけれども、要するにシルバーハピネスとかそういう介護、医療の方向性もあるのではないかと。病院ばっかが能では

ないんだと。介護あるいは高齢者医療そういう形に転換していきなりたいんですけれども、最初から10科目とかそういう形で診療していったら、現状に合わない形ではないか。だれもシルバーハピネスを否定している人はいないし、病院を否定している人はいないんです。ただ、そういう中で、これだけの経費をかけてやる事業かと。じゃ、それならば、うちにあるものを御宿町内の医療機関、何社かありますね、そういうものに補助したことがあるのか。内科医、小児科とかそういうものが町内に充実するような形を持った方が、より町民の利便性があるのではないか。高度の例えば手術とかそういうのは、御宿町民は国吉病院でやる人は僕はいないと思う。そういう中で、町内の病院に対する助成の方が課題ではないのかと。そういうことに目を向けていただきたいと。よそにばっかし金出さなくて地元の医療体制を充実させてください。そういう施策は全然ない。

それと、驚いたことに、前も言ったけれども姉歯設計よりこれはひどいですよ。70億円から10億円安くなっちゃうんですか。こんなばかな設計、それに2億円かけているんですよ。ふざけんなと言いたいですよ。こんなもの認められる世界ではないですよ。それと医療器具ですか、それが5億円安くなると。では、何が5億円安くなるんだと。こんな補正を組んでいけば、今、入れなくても病院ができてからこれが必要だ、あれが必要だといって、国吉病院議会で否決できるような状況にあり得るのかと。あり得るわけではないではないですか。MRIが欲しいと言えればそれは認める、何は認める。当初予算に入れなくても、これが必要だ、あれが必要だといって、素人の議員にそれが否決できる話ではないでしょう。だから、こんな改善計画なんかインチキに決まっているじゃないですか。

2億円かけて、今度は横川にまた2,100万円もかけると。こんなものただでやらせてもまだもったいないです。当初の計画がいいかげんだからこうなっているんです。いいかげんなものを、最初のスタートが間違っているものに結果が読めるわけがないじゃないですか。最初のスタートが間違っていると、それはこの地区の医療機関の変更も、あなた代議士の名前まで挙げた。金品まで動いた。無理やりにやってベッド数を上げたのです。これは政治的に動いた話ですよ。なぜそうしなければいけなかったのですか。それを聞きたいね。

今までは、これで済んでいたと。ベッド数を上げて、大きな病院を建設しようとした。それは経営効率とかそういう形はあるかもしれないけれども、経営効率とかそういうものではなくて、この地区はこのベッド数で足りていたのだ。それを無理やり政治的に動いた。それはあなたが言ったことだからね。そういうこのはっきり言って政治的に動いたもの、箱物の予算だって、逆に言えば理由は幾らでもつけられる。そういう中において、このままいけばちょうど最

近出た夕張市と同じではないかと。炭鉱が閉鎖されたと、廃坑になったと。そしたら、生きる道は観光事業だと。それに反対する市議員はだれもいない。町民もいない。活性化だと。ずるずる行っただと。

これも医療だと。これもずるずる行くと。医療と観光の違いはあるけれども。じゃ、国吉病院がなかったら、御宿の患者は死んじゃうのか。そんなことはあり得ない。それはいすみ町が国吉病院、大多喜もそうですけれどもそれがあつたための弊害なのです。私の病院がそんなこと、医師会という強力なものもあるかもしれないけれども、そういう弊害があることを彼らは意識していなんだよ。身近な医療機関という中で、国吉病院が彼らの命かもしれないけれども、それならもう80%の負担から再度市立病院に行ったらという提案を一つの話ではないかと。そのぐらい言っても損はない。

それと、経営の方法だって、赤字になるのはさっきの国吉病院ではないけれどもわかっていると。そういう中で公設民営という方法もあると。経営診断で650万円もかけている。やらなければならないような経営をするなということですよ。設計だって2,100万円かけると、これを平然とやるようなこのていたらくの国吉病院なんか受けていられないでしょうよ。町民が聞いたら驚くよ。設計、実施設計、基本設計5,000万円かけて、実施設計が1億3,000万円かけて、それで目と鼻の先で今度は2,000万円かけてまた直すと、それ一言御宿議会と執行部で言えば15億円下がってきたと。これはいいかげんと言う以外に何物でもない。

僕の考えだと、下げてくれない方がよかった。それを見ただけでもこれは納得できるものではないでしょう。中庭をつぶしたと、そんなもの最初から中庭はなくせばいいだけで、中庭がつぶれて10億円。医療機具は5億円下がると。これは聞いていられない話ですよ。そういう中で、担当課長、すみません。財政指数はどうなるのですか。他町の話も悪いのですけれども、連合会ですから、この計数を示していただきたい。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 財政指数ということでございますけれども、決算のところでもご説明いたしましたが、財政構造の弾力性を見る指数として経常収支比率があります。それ見ますと御宿町が85.1に対し、大多喜町は89.8、いすみ市は91.7と御宿町以上に高くなっております。

また、財政力指数ということで平成17年度決算の数値を見ますと、御宿町が0.58、大多喜町が0.53、いすみ市が0.47と、いすみ市が極端に低い状況です。この指数は1に近いほどよいわけですから、いすみ市は極端に低いし、大多喜町も低いというような現状でございま

す。経常収支比率は70から75%で妥当だと言われておりますが、国吉病院は公営企業であり健全化は最優先とされるべきであり、この健全化を求める責務も構成団体にあるものと考えます。このようなことから、病院に対して構成団体が財政負担に耐えられるような経営改善を求めていきたいと考えております。

8番（瀧口義雄君） そうではなくて、この建設して財政、町が耐えられるんですかと聞いているのです。経営改善を求めるのは求めなくてもいいんです。求めなくてもいいというのはそれは当たり前の話だから。求めて求められる話ではなくて、経営感覚がもう最初からないのだから、ないものに求めたってしょうがないでしょう。将来推計は御宿町は国吉病院に参加することによって、財政負担がそれは据え置き5年間があるのは承知しています。そういう中で、あなたは事務局長のときに言ったら、1,000万円下げたような突拍子もない話もありましたよね。

実際の経営をどうするかというのはまだ決まっていないという中で、建物だけ先行しちゃっている。ですよね。だから、全体像が見えないと。普通、小学校とか中学校の建設はそれほど管理費がかからないけれども、あそこは経営という形で大変かかっていると。学校建設とかそういうものとは違う。経営だという中で、経営の指数が見えない。それが本来ではないのですか。だから、そういうものを全部トータルで示して建設にかかるのが一般の会社であり、一般の家庭だと。家を建てる時だって、自分の将来のものを考えてやっていくと。国吉病院はそんなものはおんぶに抱っこだから全然考えなかった。今言われて、やれ経営難がどうの、医師がどうのという話になっている。最初の計画は全くそういうものに関知していないというのが現状ではないでしょうか。

そういう中で、今までもおかしかったことは、組合立だという中で、言葉は悪いのですけれども組合員と非組合員、それは少しはベッド数とかベッドの余力が違うけれども同じだと。こんなばかな話はない。地域で支えている病院で、地域の人が行くのと他町から来たのと同じだと。これならつくる理由はない。やはり地域でやる人と格差をつけなければならない。それはゴルフ場を言えば簡単ですよ。ビジターとメンバーでは値段が違くと。そういうようなこともしてこなかったと。

私立病院ならこれは一律でいいかもしれない、経営ですから。ところが、地域で皆さんの予算で支えているものが同じであっていいわけがない。施設利用料あるいは違うものが必要ではなかったか、そういうものもおんぶに抱っこだから全然考えなかったと、放漫経営はわかっているのですけれどもそういう中において、時間もなくなってきたんですけれども、どうしても

これが建設に必要なという納得できる答弁を、また理由づけがへ理屈でもいいから言ってくださいよ。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 何点かご質問がありましたので、お答えいたします。

8番（瀧口義雄君） 5分しかないんですよ。

保健福祉課長（氏原憲二君） 要件は、無理やりベッドのかさ上げをしたというようなことにつきましては、これも平成17年度のマスタープランのときに、既に142床ということで計画がされていました。

8番（瀧口義雄君） そうではないって。要望してそうなった。マスタープランではなくて、マスタープランをつくって……。それは違う、無理やりやったんだよ。それは考え違いだよ。

保健福祉課長（氏原憲二君） 無理やりされているということではありません。

8番（瀧口義雄君） 無理やりという言葉がよくないなら、強引にやったんだ、それはおかしいよ、あなた。

保健福祉課長（氏原憲二君） それともう一点、新病院を建設する意義づけということでお答え申し上げますけれども、昭和57年に御宿町が加入した当時、御宿町は診療所が5施設ありました。そして、現在では3施設ということで2施設減少しております。病床数で申し上げますと84床ありましたものが14床と83%減少しております。

8番（瀧口義雄君） それは、あなた言うけれども、千代田病院とか、鶴舞とか、亀田病院とか日に日に病院ができています。あなたが言っていることはおかしい。

保健福祉課長（氏原憲二君） 個人開業医におきましては……。

8番（瀧口義雄君） 個人開業医ができたのではない。そういうものができたからつぶれていったんだ。

保健福祉課長（氏原憲二君） 国保国吉病院に加入した当時、昭和55年の国勢調査の町高齢化率を申し上げますと14.5%でありまして、今現在は36.7%と千葉県でも第一位という高齢化が進んでおります。

8番（瀧口義雄君） いや、そういう中で利用率を考えれば、御宿の利用する人は利用してないんだよ。病院数が減っていったと、それは当然の帰着なんだよ。鶴舞もあるね。

保健福祉課長（氏原憲二君） 答弁の趣旨を変えた方がいいですね。

8番（瀧口義雄君） いや、時間がない。

保健福祉課長（氏原憲二君） 今後の……。

8 番（瀧口義雄君） いや、その答弁は必要ない。

保健福祉課長（氏原憲二君） 高齢化が進む中で、過去には平成14年に地域の中では地域に病院を建てる……。

8 番（瀧口義雄君） その辺は建てたいという理由にはならないよ。御宿の病院数が減ったとか、そんなへったくれの話ではないよ。どうしても必要だという理由づけにならないよ。悪いけれども。何ていったって、亀田も塩田もある、鶴舞もどこもあると。風邪を引けば町内にあると。透析必要なら、塩田もできた、亀田もあるという中で明確な理由づけはないではないですか。財政だってこんなにいいかげんだと。一言言えば10億円下がってしまうと。もう一言言えば5億円ぐらい下がるのかい。

本当にあなたの言っていることは理由にならない。それは、国吉病院の人が言っているのと同じだよ。への足しにならない。どうしても必要だという根拠がない。国吉病院が必要だという根拠をもう少しはっきり示さなくては、財政負担がどうのこうのというこの地域に国吉病院が必要だというのはいすみの人だけです。だから、いすみが市立病院でやればいいんですよ。

どうしても今の説明でも納得できない。もう少しこの地域に御宿町が必要だという根拠を示さなければだめだと。それ言っただって理由づけにならない。だから御宿町議会は反対しているんですから。

時間がないのでこれで終わります。ありがとうございました。

議長（伊藤博明君） どうもご苦労さまでした。

それでは、50分まで休憩いたします。

（午後 4 時 4 1 分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4 時 5 3 分）

時間延長の件

議長（伊藤博明君） 間もなく5時になりますので、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

石 井 芳 清 君

議長（伊藤博明君） それでは、通告順により、1番、石井芳清君、登壇の上、ご質問願

ます。

(1 番 石井芳清君 登壇)

1 番 (石井芳清君) 1 番、石井です。

それでは、通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

国・県の動向と町づくりについて伺いたいと思います。

先般、7月に行われました合併推進審議会委員と地域の意見交流会、私も参加をする機会がございましたが、その席でおまけに県の方からは、合併は必ずしも悪いことではないこと、また、しかし、財政難と人口減、少子高齢化の中で20年、40年後の地域社会を考え、10万人規模の自治体は望ましいと。その際、新市や合併反対の自治体も視野に入れるというような考え方が示されたと記憶をしております。当時このようなパンフレットが配られたわけでなんですけれども。

この中にもそれが書いてあるわけですが、そして、当日配付された県の資料ですね、これを見ましても人口規模と高齢化、財産の状況ですね、こういうグラフが、高齢化が急速に進んでいますということで、2005年の高齢者数及び2030年の高齢者数をということの伸びのグラフなわけでありまして、これを見ますと、例えば御宿町が高齢化ではトップということで一番端になっているわけでありまして、例えば千葉市なんかはもう今の倍以上の例えば高齢化になるというのがこれで見るとわかるわけでありまして。しかも、県の望ましいとする10万人規模に該当する会場は茂原市であったわけでありまして、これはけさほど配られた資料こういうようなものを見ましても、実質公債費比率というグラフですか、表を見ましても19%ということで、今日決算の項目の説明の中にもありましたけれども、周囲からも実質財政破綻ではないか、財政再建団体が必至であるというふうに言われているわけでありまして。

当時、その場所で、会場であいさつの中で田嶋町長は、枠組みは2市2町でというようなお話もされておったというふうに理解しております。しかし、いすみ市が誕生したばかりで、今年から2年かけて市の大綱、総合計画を策定するというふうに聞いております。ちなみに、御宿町も合併して50年経ったわけでありまして、40年以上経過した中でやっと町としての一体感、地域間格差を含めましてそういうものがなくなってきたと一体感が醸成されてきたというふうに私は理解をしております。

町づくりも定まらぬうちに、次々と自治体の変容していくことは住民生活をないがしろにすることであり、当然理解できるものではないというふうに思います。また、財政難と人口減、少子高齢化のどれをとってもこの合併がその解決策とはならないというのは明らかであるとい

うふうに理解しております。このように、国は、県は合併推進を強力に進めているわけですが、しかし、もう一方を見ますとまた違う現象が出てきているわけでもあります。この間、県の複数の部門の職員が御宿町の可能性に着目し、事業打診をしてきております。その特徴はいわゆる縦割り、事業部門ごとの事業計画ではなく総合的な考えに立ち計画をつくることと、同時に永続的に活用する住民や団体の位置づけがあるということでもあります。

例えば、国・県に対しての予算要求としては単一な事業であります、町内の役場の関係はといえば全部所管で参画するとかと、そういうような形であろうかと思えます。今の段階では主体である住民や団体が何を望んでいるのか、それを実現するには何が必要なのかと、どういう事業を含むかと、そして、その部門としてその事業にどのようにかかわるかということが大切ではないかと、この半年間いろいろな動きを見て私はそういうふうに理解をしております。

ですから、一方では合併しかないと言いながら、例えば国のそれぞれの部門ですね。文科省であるとか、国交省であとかそういうホームページを見ますと、一番トップ項目は町づくりなんです。例えば文科省であれば農村交流、それから社会教育はどうあるべきかと、どう貢献できるのかというようなことがうたわれているわけでもあります。

こうした観点に立ちまして、今後計画づくりをどのように進めていくかということは大変大事であろうというふうに思うのです。これまでのような予算組み、計画の策定方法ではほとんど予算がついてこないというのが実態だろうというふうに思います。具体的な質問に入る前に、私が通告してから幾つか動きがありますので、その辺についてまず報告をいただきたいというふうに思います。

まず最初は、そういう国・県の動きの中で私の知るところによりますと9月5日ですか、観光キャンペーンや福祉、保健医療の地域連携問題、そして合併問題について2市2町の首長と関係市職員が懇談といいたし、会議を持っているというふうに聞いておりますが、これはきちんと議事録をとるような会議かどうかというのはちょっと承知していないわけでありまして、ほかの人がどうこう言ったということまで言及していただけるかどうか分かりませんが、特にこの合併問題でどういう会話がなされたのか、それについてご報告をいただきたいというふうに思います。また、町としてはどういう意見をその場で述べたのかぐらいは、これは当事者がいらっしゃるわけですから、ここで今回それを表明していただきたいというふうに思います。

もう一点は、先ほどの2点目の中での県の担当者が本町に来てヒアリングを行っているという中で、たしか商工会の役員の中でヒアリングが行われているというふうに理解しております

が、その内容について承知してれば、それについてあわせてご報告をいただきたいというふう
に思います。まず、その点について。

議長（伊藤博明君） 吉野総務課長。

総務課長（吉野健夫君） 9月5日県知事との合同の会議のことをございましょうか。

1番（石井芳清君） はい。

総務課長（吉野健夫君） 9月5日に、2市2町の首長と県知事の話し合いがございました。
持ち時間が1時間半ということでございまして、最初の30分におきましては観光のこと、そし
て、間の30分につきましては福祉のこと、そして、残りの30分の部分について合併の今後の県
の方針を出すに当たって、各首長さんたちの意見を聞きたいということで話し合いが行われま
した。

その中では、一番先に話を切ったのが勝浦市でございますけれども、県の10万の枠組みに入れ
るのはおかしいというような話をされておりました。また、いすみ市の市長につきましては
まだ体力がないと。そして、大多喜町につきましては、石井議員の質問の中にも書かれており
ますとおり2市2町でということでございます。御宿町も同様の意見でございました。

それが重立った話の内容でございます。その内容につきましては、30分ほどと申しましても、
冒頭県知事が話をされました。また、県の職員も話をされておりますので、30分とは言っても
実際2市2町の首長さんが話したのは15分から20分程度ではなかったかなとそのように思いま
す。9月5日のことは以上でございます。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 千葉県の職員が御宿町に見えているというお話でございます
けれども、この事業は千葉県地域資源を生かした町づくり関連施策ということで、千葉県の総
合企画部が企画しておるものでありまして、地域主体の房総での田舎暮らしに係る企画提案を
県が募集して、優秀な企画については県と共同で事業化に向けた調査研究をするという趣旨の
ものでございます。これ、商工会の役員から町としてこの企画に商工会が参画することについ
て、当然町の職員の力もかりなければならないということでありましたので、私としては積極
的に参画したいということでお答えしたところでございます。

1番（石井芳清君） 9月5日の件であります、ちょっと一つだけ確認したいのは、御宿
町長の方は私が聞くところによりますと、教育施設がまだ残っているというところで、合併と
いうのはそれからだというようなお話もされたということはそれでよろしいですか、町長、そ
れでよろしいですね。

では、総じて合併的に否定的な意見が多勢を占めたということでは、総括の意見としてそれでよろしいですか。

議長（伊藤博明君） 吉野総務課長。

総務課長（吉野健夫君） どんなふうを感じるのかどうか、いすみ市にすれば、まだ合併して間がないというようなこともございましたが、それが否定的に当たるのか、それとも本当に体力がなくて、まだもっと体力をつけていかないといけないのか、その辺を否定的にとるのか、肯定的にとるのかその辺はちょっと私は何とも申し上げられません。現実には、そういう話は出ましたけれども。

1番（石井芳清君） わかりました。すぐということではないということですね。やはり勝浦市長もその会議ではじっくり調査、研究をしたいというような発言もされたやに聞いておりますが、まさにそういうことでありますね。具体的な……。

それともう一つ、この商工会のヒアリングの中では、大体、県としても採択するというような話になってきて、調査費で500万円程度というような話に聞いたんですが、それでよろしいですか。

そういうことで、これまで例えば商工費、先ほど決算もありましたけれども、その場におられるこれは多分町関係しているわけではありませんから、県費100%という内容だと思うんですね。この調査は。ということから実現していくと。私、ちょっと資料をいただきましたが、来年度としては県内で7団体、これ自治体ということではなくてNPOというような各種団体が主なもので、自治体というのは大網白里町が自治体としては採択ということで、あとは団体ですね。住民団体がメインになるわけでございますけれども、その中に御宿町の来年度の事業ということで、採択の方向で進んでいるということで大変希望がある内容だと思います。

これについても、商工会の方は、御宿ウェルネス計画という形で、これは一言で言うと、やはりほんとうに商工会を核として町全体の町づくりに関する事業だなと思いますね。それで、この間のヒアリングの中で、これは商工会の役員と県の担当者との質疑の中なのですけども、この中でちょっと幾つか紹介したいと思いますけれども、これまでの町づくりですか各種の計画というのは、さっき前段で国吉病院のことが議論されておりましたけれども、目標が壮大すぎて何も始まらない作品が多いと。これからの時代は実効性が問われるようになってきているというようなことを県の担当者がよくおっしゃっていらっしゃいます。

千葉県内は、地域づくりでうまくいっているというのは実に現実主義であり、できそうなところから入って次々に発展させていると、そういう積み重ねが現在に至っているというのがこ

の間の県内の状況だというようなお話をされておりました。これまでは、一定の枠の中で事業スキーム、国・県がつくった各種事業、それについてどこの自治体が参画しますかというような事業計画づくりだったわけですが、これからは県も総合的に政策を変えてきてから、県の方も地元の実践者の方々の話を聞いて、オーダーメイド型の支援策を考えている。昨年からは始めており手ごたえを感じていると。御宿町からいってもいろいろな手法を考えているということで、この間のヒアリングの協議が進んできたというふうに思います。

ただ、これについてはこれまでのシステムと大幅に変わる。要するにトップダウンからボトムアップという形になるうというふうに思いますので、今までの縦割りのシステムになじまないというようなお話もされておったと思います。

このような経過を踏まえて、それでは具体的な質問に入りたいと思いますが、まず後期計画の進捗状況ですね。それから、もう9月に入るわけですので、それには一点前期の計画の総括、策定の苦労、それから計画について、今回の計画策定について留意している点、それからその中において後期事業については、どのように位置づけていくのかについてまずお尋ねをしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 前期計画の総括でございますが、まず、個別的に申し上げますと、土地利用政策は都市計画の決定により土地利用というのは期待できます。道路、交通施策にあっては、県道も実谷地先の用地買収に着手し、関連する町道については改良に取り組んでいるということでございます。

また、首都圏からの道路網整備については、国の公共事業抑制のため著しく進展はしませんでした。JR利用者の利便性を図るための御宿駅ホームの階段屋根の設置を実施することができました。

教育分野においては、御宿中学校の改築事業に着手し、平成20年度には完了となる運びとなりました。

保健福祉政策にあっては、平成12年度に介護保険制度が発足し、介護保険の基盤整備が充実されました。

児童保育にあっては、放課後児童クラブの導入により、児童の安全で健やかな子供を育む基盤が整備されました。

産業面におきましては、御宿漁協と岩和田漁協の合併や、漁業基盤安定化事業により漁港整備に着手することができました。

農用地の利用にあっては、中山間整備事業の計画の事業着手の準備を進めているところです。環境施策は、ごみのリサイクルの推進により減量化は進みました。今後の問題としては、ごみ処理施設の広域での計画が進展していないので、清掃センターの運営には慎重な対応をしなければなりません。

防災においては、全地区に防災組織を発足させ、地域住民への防災意識の高揚と、地域コミュニティとの円滑な取り組みができたところです。

総括としては、三位一体の改革や経済状況低迷により税収の減により、住民への十分なサービスが提供できなく痛みを伴った事業展開となりましたが、継続可能な行政運営ができたものは考えます。

後期の策定のところですが、策定懇談会を10月に2回、11月に1回を目途に3回開催する予定で調整しております。1回目は、現状と問題についてと今後の課題について提言を受けます。2回目は、基本施策の素案の提示、説明をし、意見聴取をいたします。3回目には、同じく基本施策の素案提示で説明いたします。

留意する点ということでございますが、後期基本計画においては、財源的には今以上の厳しさを覚悟しなければなりません。大きな財政支出を伴う主要施策においては、状況を適切に把握し、実施する必要があると考えます。また、地域住民との協働の町づくりについて住民の声を適切に判断し、地域住民の理解を求めながら、地域経営の視点に立ち策定にあたる必要があると考えております。

広域事業の位置づけについてですけれども、広域事業については、夷隅郡市をエリアとする広域事業を進めているところでありますが、常備消防などは中越地震でもあったように、多数の自治体にまたがった災害が発生した場合などを考えますと、さらなる組織を充実した体制を確立しなければならないと実感しているところです。住民への共通する自治事務については、広域の機能を生かし、共同運営により事務の効率化、合理化が図られるものと考え、構成団体との共生のもとに成り立つものであることが前提であると考えます。

1番（石井芳清君） 満額採択とかができました、何々ができましたということでありまして、先ほど決算の説明と似たような説明だったかなと思うのですね。どういう努力がされたのかと、先ほども決算のところでのいろいろ質疑もしましたが、御宿町はたくさんの努力をしてきているわけですね。例えば、言葉の中ではゼロ予算事業というのもやってきたというふうに思います。それで、もう一度お聞きしますけれども、私がたしか言った内容、今の国・県の予算、事業のつくり方ということで私、幾つか例を挙げて申し上げたと思うのですけれども、そうい

う予算づくりについて、町としてはどういう対応で臨むのかと。

それから、ちょっと今幾つか質問があれなのですけれども、商工会で500万円程度で採択になるという内容、現状ではどういったような事業内容なのか。それについて、今、先ほどの答弁の中では課長積極的に支援をしていきたいというようなお話もしていましたが、どういう部分が今後考えられるのか、分野ごとにですね、ちょっとその辺の戻って、失礼ですけれどもそういうことも説明していただきながら、具体的にそうした手法ですね。はっきり言うと、これまで縦割りの予算協議だったわけですね。そうすると、先ほどおっしゃられましたけれども三位一体では大変厳しいと。町民に痛みを求める部分もあったと議員おっしゃったわけですね。

そう言いながら、例えばこの間の議会のときにも申し上げましたけれども、国の町づくり交付金ですね。この満額採択ではないというようなお話も聞いております。今回のこの県のさまざまな事業につきましても、県の企画部政策推進室計画調整グループというところの担当が来ておったかと思うのですけれども、いわゆる政策のシンクタンクですね、県の、それが一番の元締めですから、そこで事業が採択されれば、当然予算が充当されてくるというふうに。

これは額として500万円と言いましたが、では、500万円という単独で商工会に助成できるのかということ、そういうことではないでしょう。そういう方向に調整されているというふうに伺っているわけですね。それもこの商工費の中ではストレートに入ってくるから、当然町会計は通さないと思うので、町予算には一切入ってこないけれども、例えば商工振興の中では大きな位置づけになります。ちょっと具体的な事業内容について質問がありましたけれども、ちょっとそれを含めてどういう調整がされているのかということも説明いただきながら、今、望まれている予算づくりについてどういう考えなのかと。全体的にね、個々ではなくて、それについて再度答弁を求めます。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） この事業実施にあたっては、当然町づくりというものが基本となっておりますので、町の課の体制としては、全課にまたがるような事業の内容を打ち出してあります。横文字で言いますと「ウェルネス」という言葉を使っておりまして、ウェルネスとは体も心も健康で送られるようなライフスタイルを構築するのだということでありまして、商工会の現在のプロジェクトの提案では、里海の関係では海水浴場、キャンプ場をどう運営していくのか、または、ただ海水浴場ではなくて、それに関する遠泳ですね、遠くに泳ぐことで競わせるようなことが可能性があるかとか、リアス式の海岸をもう少し有効活用できないのかとか、里山については梅の里計画とか、まちじゅうのクライנגルテン、または御宿特産の有

機の牛乳、ミヤコタナゴのいる里山づくりとかそのようなものを現在提案しているところでございます。

1番（石井芳清君） もう一つ、そうした予算要求、要するにそれについてはどうなっていくのですか。今までどおりの予算要求でいくわけですか。単課、各課ごとの要するにさっきから申し上げている縦割りでいくのか。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） その予算要求のことについては、縦割りではなくて町づくりの総合的な見地から町づくりをしていきたいと考えています。

1番（石井芳清君） 予算要求ですね。もう少し各課連携して通常のまだ今年度予算執行残も残っていると思いますから、充分それを先取りしていただきたいなと思います。

基本計画の策定でありますけれども、先ほどちょっと幾つか今後のスケジュールをおっしゃっていただいたと思いますが、最終的な確定というのはもう一度ちょっとすみませんが、確定はいつを見込んでいますか。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 最終的な確定は2月下旬を考えております。

1番（石井芳清君） そうしますと、今からやったらそれはさかのぼるわけにはいきませんから無理だと思うのですけれども、19年度からですね、計画づくりは。そうすると、通常の予算の策定調整では、多分この議会が終わって間もなく来年度予算編成方針ですか、その次に質問で出してありますけれども、そういうものが出されて調整されて終わる、通常ですと12月中には各課からすべて出されて、1月に町長査定していきながら予算との関連もあるでしょうけれども、1月中から2月頭ぐらいまでには予算書としては確定すると。議決のことを言っているわけではありませんよ。あなた方の内部作業。それと、その後期計画との関連は、ではどうなるのですか。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 施策の骨格については12月中には提案して、予算書の計画には取り上げていただきたいということで考えております。最終的にこの基本計画の策定の決定を見るのは、2月の下旬という考えでございます。

1番（石井芳清君） 決定後にその計画はないよといったらどうするんですか、予算は。組み直すんですか。そういうことでしょうか。だって、これいつから始まっているなんて聞くのはばかばかしい話ですけれども、自治法によって定められているではないですか、計画をするこ

とは。総合計画、基本計画、実施計画、単年度予算及び決算ということでしょう。計画的な予算執行をなさいよということですね。

確かに歳入の方ですよ。歳入の方は、もう今目まぐるしくいろいろな制度が変わってきておりますから、土壇場になって大変だということは確かにあります。また、年度途中でどうしてもこれはさらに見込めないということで、それは補正かける場合もあります。それはいいと思います、それで計画なので。これ意味ないじゃないですか。何のための計画なのですか。

口を開けば、大変だ、大変だって。無計画でやったら大変に決まっているじゃないですか。ですから、長い時間かけてどうしても協議が整わないで延びて、ぎりぎりになってしまうということもあると思うのですよ。だって、この間、例えば広報されて思いましたけれども、あれは8月下旬でしょう、8月いっぱいですよ、たしか広報。ですから、それまでは部内協議ですよ。まだ、多分あしたあたりに議会から、どうするのかという話が出されるやに報告はいただいておりますけれども、もう会議が終わったら10月になってしまうじゃないですか。

これ、もう戻れないのだから、毎週会議を開くような話で進めて、12月中には骨子決定するくらいの話にならないのですか。まだ間に合うじゃないですか、31日まで。補正前のやつですか。これでいいのですか、こんな計画づくりされて。あなた、こういう指導されるんですか。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 第3回目の会議では、基本施策の素案を提示してそこで説明することを予定持っていますので、そこでは骨子は固まると思います。

1番（石井芳清君） これはいつなのですか。

企画財政課長（瀧口和廣君） 11月を目途にさせていただきます。

1番（石井芳清君） 11月にほぼでき上がると。そうすると2カ月ということですよ。そうすると、具体的に、じゃ会議は何回ぐらい予定しているのですか。さっき幾つかの会議を持ちたいというふうに言っていましたよね。住民関係、庁内関係、事務局等で幾つか会議が持たれるというふうに説明をされておりましたが、では、それは何回持つのですか。それぞれ何回ぐらい持たれる予定ですか。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） それぞれ3回ずつやる予定になっています。

1番（石井芳清君） それで、11月中には骨子をまとめると。

わかりました。鋭意進めてください。それでまた、今そういう案でしょうけれども、必要であればさらに会議を増やすということも必要だろうと思いますので、今年、要するに12月まで

にはほぼ確定するぐらいの気持ちを持って、取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、国吉病院決算の中でも聞きましたけれども、管理者が新たな事務組合設置した気もちで取り組みたいということで、もう一点実は消防の関係でありますけれども、広域消防、この間のたしか前回の全員協議会の中で、議員協議会の中で消防の分団の統合のお話が出ました。やはり団員が集まらないということで、地域の消防は大変厳しい状況があるというようなお話もした中で、ぜひ広域消防の樹立をしてくれという要望をしたわけではありますが、特に分署、例えば御宿分署においては配置計画が消防自動車3名、救急車3名なのですね。ですから、救急車が出なければ火災が発生したときに消防自動車が6名で出動できるわけです。ところが、事前に救急車が出動すると残り3名しかいませんから、3名で出動しなければならないというのが実態なんですね。ですから、この配置計画の見直してほしいということを申しましたところ、ぜひ見直したいというような話もありました。

ただ、これは予算が絡むわけありますから、ところが予算調整のときは総務課ではなくて、多分企画調整が広域との窓口になるというふうに思いますので、単純に広域予算の縮減だけを言ってしまいますと、現実的な消火活動、機材があっても動ける状況がなくなりますので、ぜひその分は御宿町としても特段の配慮をいただきたいというふうに思います。これは答弁は結構でございます。

では、次に移ります。

中学校建設の進捗状況について伺いたいと思います。

来年度、再来年度ということで学校建設が終わるようなことでこれまで報告をいただいていたわけでありまして。今年は体育館などの設計業務にあたるということで報告はいただいているわけでありまして、具体的にどういうところまで進捗していくか、今年度になっての体育館建設に係る事務報告ですね。それから、予算的にも大変厳しい状況もあるかと思いますけれども、これから具体的に決めていくかどうかわかりませんが、額も含めてどのような体育館建設に向かっていくのか、今どこで、協議の中心点ですね、建設委員会それは何なのかを含めましてちょっと説明をいただきたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） 御宿中学校の建設事業につきましては、本年度予定は屋内運動場、柔剣道場及び屋外運動場の実施設計業務を予定しております。今年度に入ってから進捗状況ですが、6月6日に第1回の教育施設建設委員会を開催いたしました。今後の業務の進め方についてなのですが、基本設計に基づいた実施設計事務を進めることについての了解をいた

いただきました。実施設計の業務委託につきましては、榎本建築設計事務所と7月14日に業務契約をいたしました。

8月7日に中学校の関係者と打ち合わせをいたしまして、教職員の意見聴取を依頼いたしました。これにつきましては、一部教員ではなく全教員の中での意見のようなものがあるのか取りまとめてほしいということで、中学校の方をお願いをいたしました。

8月22日には、第1回建設委員会で要望のありました学校体育施設の視察を実施いたしまして、丸山中学校、千倉中学校の視察を行いました。

先日、9月8日に第2回の建設委員会を開催いたしまして、事前に聴取いたしました中学校からの意見、また建設委員会からのご意見をいただいたところです。そのときの内容につきましては、まず事務局からは基本設計面積が既に示されておりましたが、校舎棟の有効利用を充分考慮した中で、現況に近い面積としたい。これにつきましては、今、お話ありましたように財政的に非常に厳しい中で、必要な面積を確保した中で、現況に近い面積とさせていただきたいということを提案させていただいております。

一応今までの建設委員会についての事業については今申し上げたとおりですが、この間、建設委員会におきまして、報告等が多々おくれて皆さんにご迷惑をおかけしたという経緯がありましたので、建設委員会での状況について、ここで報告させていただきました。

1番（石井芳清君） 進捗状況でありますけれども、それと最終的にはまだこれから細かく詰めるというふうに思うのですけれども、ちょうど9月の防災の月間ではあるわけでありまして、たしか中学校の現状では避難場所に指定をされているということですね。そういう面では地域開放とともに、避難場所としての機能をどのようなものが想定といいましょうか、最終的に持っていくのか、その辺についてもお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、それについては現在正面玄関、国道から久保方向に東から南方面に変わりました。それで、門扉がついているというふうに思います。それで今、体育館の入口の方はそのまま開放したままということで、緊急の災害時ですね、それについてその門扉が閉ざされた状況では入ることができないわけでありまして、それについてどういう対応をとられるのか。

今現在、工事しているわけではありませんけれども、現在もその当然災害時には避難場所に指定されているわけでありまして、現在でも当然避難場所として機能しているわけです。解除しているわけではありませんから。その辺についての完成までの状況、避難場所について、それから、完成後にどのような機能があるのかということについて確認をしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） 中学校につきましては、地域防災計画の中の避難所として位置づけられております。また、災害に強い学校づくりということで、それに対しての対応できるような施設になっております。

今、門扉の話が出ましたが、現在門扉施設はしておりません。警備につきましては、建物に対して警備委託ということで対応しております。災害が発生した場合の出入りといいますか、それにつきましては現在国道からの入り口、国道から入る入口、それと今正門となったところ、もともとの西門といいますか、そこからの出入りということで対応はしておりますが、いままだ、具体的に校舎棟の中での位置づけについての防災対応はしておりませんが、多目的ホールを社会開放の場所ですね、校舎開放の場所として考えております。

1番（石井芳清君） いずれにしても、現況でも施設としては利用できるということで理解してよろしいですね。逐次防災面につきまして報告をいただきたいと思います。

時間もありませんので、また、進捗状況は別途お尋ねしたいと思います。

次に、来年度予算編成方針と主要施策についてでありますけれども、ちょっと質問を一つ忘れましたけれども、後期計画における人口想定を変えるのか変えないのか、今現在の中で総合計画の位置づけでありますね。それについてどうするのかについての見解を伺った中で、編成方針と主要施策について伺いたいと思います。

簡単なところで幾つか。時間もありませんので。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 人口想定は1万人を想定しています。

1番（石井芳清君） 編成方針としては、主要施策についてはだれがやるのですか。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 来年度の予算編成方針と主要施策でございますけれども、我が国の経済情勢は企業収益及び個人消費が伸び、緩やかな回復傾向にあると言われております。地方財政においては、依然として厳しい状態が続いております。国は平成13年に骨太の方針を策定し、官から民へ、国から地方へといった考えを基本方針の中核に据え、将来世代に責任の持てる財政確立の必要性を強調し、小さくて効率的な政府の実現に向け三位一体の改革を推進してきました。

その結果、国庫補助負担の大幅な縮減や廃止及び財源移譲により、都市部では景気回復の影響により増収となった地方自治体があった一方、地方部の小規模自治体では大きな増収は見込めず、大規模自治体との格差が広がっております。本来税収の多い自治体との調整を図るべく配

分されていた交付税の総額が圧縮されたことにより、自治体への配分率が年々減少しております。平成19年度より自治体の人口、面積を基準に算定する新型交付税が一部導入されることが決まっており、新型交付税では現状の交付税における財源保障機能は期待、維持されるとのことですが、交付税制度改革自体が国の財政改革の一環であることを考えると、当町における普通交付税の増額を見込むことは難しいと思われま

す。当町における主要施策でございますが、教育環境の整備を推進したいと考えております。中学校改築事業では来年度体育館建設を予定しておりますが、建設を取り巻く財政状況は大変厳しいといわざるを得ません。建設費をあらゆる角度から精査し、経費を抑え、建設に係る負債額も最低限にとどめる必要がありますが、安全で使いやすい施設の建設を目指します。

本年度、また本年度実施予定の御宿小学校耐震診断の結果によりましては、小学校施設の早急な改修が発生する可能性も捨て切れません。改修の可能性を考え、学校建設以外の普通建設事業のさらなる抑制は避けられないと考えております。

地方制度改革により、地方債の借入れが許可制から協議制に移行されました。国・県を通じて許可を得ていた地方債借入れが協議制に移行し、借入れの自由度が増し、地方債の借入れに、より弾力的に事業展開が行えるようになりました。その反面、地方公共団体の公債費残高及びそれに準ずる特別会計、公営企業会計の繰り出し、一部事務組合の負担金など一般会計から償還繰り出しされる金額を明確に示す新指標であり、実質公債費比率の算定が始まりました。地方公共団体においては、実質公債費比率が18%を超えると借入れが許可制となり、25%を超えた場合は起債に制限がかかるなど現状の地方債制度より厳しい運営を迫られます。

県内でも18%を超えた団体が8団体であり、町村では4団体でした。当町は少子高齢化が全国平均よりはるかに早く進んでいるため、それに伴う扶助費や医療費にかかる特別会計繰出金などの社会保障関係費の増や、公債費の累積に伴う公債費償還の増大等により、歳入歳出構造がますます硬直化してきており財政の柔軟性、弾力性を失いつつあります。公債費の実績については、清掃センター改修工事、中学校建設の償還ピークを平成21年度から平成23年度に迎えるため、実質公債費比率は今後上昇傾向にあり、実質公債費比率は人口規模では一概に比較することはできませんが、御宿町では7.7%で県内一低くなっております。

さきに述べましたとおり、地方債の償還ピーク時を見据え、地方債の借入れを考える必要があることから、施策の第一とした体育館の建設費の精査を初め、すべての事業を原点に戻り見直し、検討する必要があると考えます。

1番(石井芳清君) わかりました。教育、福祉、医療に重点的に反映せざるを得ないとい

うのが、最大の課題だというふうに理解をいたしました。

そうしますと、前段者の質疑も含めまして、非常にとるべき道というのは明確なのかなというふうに思います。ちょっと時間がありませんので、これについては終わりにしたいと思えますけれども、今の中で学校建設を含めて、ゼロからというような話もありましたので、その辺も真摯に受けとめていただきながら、やっていただきたいというふうに思います。

次に、残り10分ではありますが、最後の質問についてやります。

観光事業の取り組みと今後の方針について伺いますが、今年度より観光事業の取り組み方について幾つか変更してきたと、変えてきたというふうに理解をしておりますが、先ほど冒頭の中で夏の状況を町長からいただきましたが、現時点での反省点と今後にかすべきものについて、お伺いをしたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 藤原課長。

産業観光課長（藤原 勇君） それでは、今回につきましては、今年度につきましては町民全体の花火大会が変更になったということで、それについてお話しさせていただきます。

今年度は、町民全体の御宿花火大会として実行委員会を立ち上げ協力をお願いしました。町民を初め多くの方々の協力により無事に事故もなく終了したことについて、まずお礼を申し上げます。

一方、この方式の決定は、6月中旬と花火大会まで約1カ月半と短期間だったことや、インターナショナルライフセービング大会の誘致、メキシコ少年野球の来町、航空防除等が重なり、多くの町民への周知不足があったものと反省しているところです。今後この反省を踏まえ、十分な協議を行いながら、段階的に町民とともに協働できる事業については実行委員方式に変更したいと考えております。

その中で、一つの例としまして、12月1日から1月7日まで行われるイルミネーションにつきましては、これについてはボランティアを募集するほか、PTAなどにはかりながら多くの参加者を求めていきたいと考えてございます。

1番（石井芳清君） 現状の報告をいただいたわけでありまして、一つ指摘しておきたいのは、確かに町民福祉に供する分担等があるわけでありまして。しかし、もう一つで、これまでの町は観光立町だということを何度も言ってきたというふうに思います。やはりそういう流入人口を踏まえまして観光産業をどうしていくかという中で、普通こういったツアー会社などが企画すれば、これはご承知のとおりやはり2年、3年先を見ながらいろいろな企画を立てていくわけですね。その中で、それが花火大会だったら、宿はどうしよう、食事はどうしよう

ということで企画を立てて人を招致するわけでありまして。御宿町は幸いなことに、どんな企画をしても大概一定の人が集まるわけでありましてけれども、やはり今、ちょうどまるごとミュージアムもやっていますね、伊勢海老祭りから。伊勢海老祭りも今年相当時期を、季節を引き上げたというふうに思うのですけれども、少なくともやはり12月、さっきの教育の話ではありませんけれども12月までには基本骨格を決めて、内外にこういう施策、事業がございましてということをややはり広報しないと、そういうところは客が寄らないのですね。それがやはり観光の一つの大きな問題だと思っておりますので、それについて今後当然担当者、また事業者はその辺の認識あるかと思っておりますけれども、もう少し早目に調整していただきたいというふうに思います。

それと、今年の観光でありますけれども、観光事業者に聞きますと大変国際的で北米、南米、東南アジアも含めましてヨーロッパ、それからアフリカあたりからもこの御宿町の夏を楽しみに訪れていると。これまでも結構外国の方が多かったのですけれども、余りそんなに広がっていませんでしたね。今年は特にそういうような傾向もありますし、ほかの有名な観光地に行きますと、日本はもとよりやはり世界に向けて情報発信をして、世界からお客様を迎えるのだということがすごく感じられるのですね。

御宿町もご承知のとおりメキシコとも交流もしておりますし、それから、オーストラリアは別としてもそういう交流もしているわけでありまして、やはりそうした観点で、日本国民はもとより、もっと世界の広いものを対象にしながら、この御宿町の観光事業をしていくのだということも大変大事だろと思っておりますし、そういう方向づけというのも、これから大事になってくるのではないかとこのように思います。ぜひそういう部分では、例えば簡単な日常会話ができるスペイン語教室であるとか、中国語教室であるとか、韓国語教室であるとか、そういうことなんかもこれから必要になってくるのではないかと思うのですね。ですから、そういう方向性を持って長期的な視野に立ちながら、一つ一つ手立てとっていただきたいというふうに思います。

これは要望でございまして、その辺に留意していただきながら、せっかく課としては産業観光課ということで観光に直接寄与するほとんど網羅しているわけでありまして、今までよりは風通しがいいというふうに思いますので、それぞれの立場を理解していきながら、進めていただきたいと思っております。

これについては先ほど、一番冒頭の中でこれから総合的な町づくり、すべての課がまたがっていくというようなお話もあったわけでありまして、その辺も含めまして助役からちょっと

指導もしていただきながら、全体調整を図っていただきながら前進をしていっていただきたいということを最後に希望いたしまして、一般質問を終わります。（拍手）

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

閉会の宣告

議長（伊藤博明君） 以上で、本定例会の日程はすべて終了いたしました。

ここで井上町長よりあいさつがあります。

井上町長。

町長（井上七郎君） 平成18年第3回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

このたびの定例会では、御宿町一般会計及び特別会計の決算の認定、各補正予算など12議案についてご審議いただき、議員の皆様方のご理解によりましていずれもご承認、ご決定をいただき閉会の運びとなりました。誠にありがとうございました。

皆様から賜りましたご意見、ご要望等につきましては、今後充分これを尊重、検討いたしまして、町政各般にわたり住民生活の向上、発展に寄与し、町政の運営に遺漏のないよう、慎重を期してまいる所存でございます。

本日は、あいにくの小雨模様、多少暑さも和らぎ、肌寒ささえ感じられるものの、9月に入りまして例年になく蒸し暑い日が続いております。議員の皆様方に置かれましては、健康に充分ご留意され、これからもご活躍されますようお祈り申し上げ、閉会にあたってのごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（伊藤博明君） どうもありがとうございました。

議員各位には、慎重審議いただき、また、議事運営につきましてもご協力をいただき、円滑な運営ができたことを厚く御礼申し上げます。

季節の変わり目にあたり、健康には充分ご留意されますようお祈り申し上げ、以上で平成18年御宿町議会第3回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 5時51分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成18年11月30日

議 長 伊 藤 博 明

署 名 議 員 吉 野 時 二

署 名 議 員 川 城 達 也